

神郡と稱する地、皇國中に凡そ九ヶ所あり。「延喜式」に曰く、「凡郡司者一郡不得併用同姓。若他姓中無レ人可用者、雖ニ同姓、除ニ同門、外聽レ任ニ神郡」云云。注曰、伊勢國飯野・度會・多氣、安房國安房、下總國香取、常陸國鹿島、出雲國意宇、紀伊國名草、筑前國宗像等號爲「神郡」と見ゆ。此皆その郡内に名神を祭るに因りて、直に神郡と稱す。當郡を指して神郡となすも、太神宮村に太玉の社あるを以てなり。

中古、安房郡の名を改め、山下郡と稱せしことあり。「里見志」に、「神餘太郎滿孝の臣に山下左衛門景胤一本兼とて、惡逆なる者あり。或日、酒を主人滿孝に獻じて大に酔はしめ、其の虚に乗じ、刀を抜いて首を刎ね、終に其の地を押領し、安房郡を改めて私に山下郡と號す。然れども、臣として君を弑せる其の篡奪の罪を惡んで、時人之を貶し下郡と呼びたり」と云ふ。里見氏の世に至り猶ほ下郡を以て稱せしにや。其の頃の記録に、下郡某村と見えたり。

朝夷郡 和名抄訓曰阿佐比奈。

東面一帯海に瀕して大洋を受け、南は白濱村に起り、北は長狹郡と隣る。其の西方は安房・平群の二郡と接壤せり。此の郡を朝夷と名づくることは、元來、麻生の義にして、嘉麻の生長する地なるに因り斯くは名づけしなり。フ・ヒの音通より、フをヒに轉訛なしたるものなりと云ふ。又、一説に、當郡は國の東方に在りて、前面一帯滄海に臨み、朝日の海中より上るを觀る。依て朝日の郡と呼ぶ。「萬葉集」には朝夷に作る。日・夷二字同じくヒナと訓す。武夷島命或は武日島命に作るを以て徵すべし。「里見志」に、丸左近元俊は朝夷郡を自己の名字に改めて丸郡と稱すと。里見氏の時に至り猶ほ丸郡と呼びたるにや。「里見分限帳」に丸郡某村と記せり。又、「巨

寺鐘銘」には朝平南郡と作る。

長狹郡 和名抄訓曰奈加佐。

南は天面村よりの海岸、北は小湊に至りて限る。西南は朝夷・平群の二郡と接壤し、其の北方は高山峻嶺相連り、上總國望陀・夷隅の二郡に接し國界を分てり。「千光山清澄寺舊記」に曰く、「上古事勝國勝長狹命、當山に鎮坐あるに因りて、此の郡を長狹郡と名づけたり」と。「古事記」に曰く、「神八井耳命者、長狹國造之祖也」と。「國造本紀」に曰く、「檀原朝始定賜國造而志賀高穴穗朝國々置之。總任國造百四十四國」とあり。諸國の疆界を分ち、郡縣を定め、里邑を正されしは、孝德帝の朝に創めて天武帝の朝に成る。六十餘國に定められしは文武帝の朝のことなり。其より以前は、地形大小の便宜に隨ひて國造を置かる。其の國造のありし地は國を以て之を稱す。故に、一百四十餘國に及べるなり。當郡長狹も亦古昔別に國造を置き給ふ。因りて一國の稱あること知るべし。

郷村名號考異

元名 保田和名抄穂田郷、訓曰保田。 大帷子 吉濱地名考曰、日本書紀曰、日本武尊從上總國渡淡水門、轉入陸奥國。時大鏡浦の事なるべし。 大六 龍島東鑑獵島、房總軍記賀知山に作り、岩井袋和名抄石井郷、訓曰伊波井。地名考云、古昔は久斗の六ヶ村即ち、久枝 小浦 南無谷 板下 汐入 岡本 多多浪和名抄達良、訓曰太太良。 川名廻國雜記河石井郷ならん。 那古 正木 桑原 府中古昔國府、和名抄曰、龜原 下堀 上堀 戸川和名抄低河、訓曰止加波。 谷向 川田 山下 下瀧田 上瀧田和名抄健田郷、訓曰太个田。 大學口 蝦敷 犬掛 米澤 合戸地名考曰、和名抄平群郡に餘戸の郷あり。アマリベと訓す。

今の合戸村は其の字傍を略し余戸と書きたるを、後世合の字に誤訛し、傳へて其の音を呼びしならん。川上和名抄曰、川上郷、調曰、加波加美。山田 中村 下村 上佐久間 中佐久間  
 下佐久間和名抄、狭隈郷、調曰、佐久萬。江月 小保田 市井原 横根 大崩 奥山 二部 市部 儉儀谷原 竹内 不入斗 高崎竹崎  
 古名 宮谷 居倉 手取 丹生和名抄、長狭郡の部に壬生の郷あり。調曰、爾部。地名考曰、平群郡の二部の事に。深谷  
 青木 白坂 金尾谷 宮本 大津 小原 吉井 井野。  
 以上屬平群郡。

山名 池内 御庄 江田 中村 竹原 廣瀬 腰越 瀧川 稻村 加戸 二子園 水玉 大井和名抄、大井郷、調曰、於保井。清水 安東 大作 國分舊名菅野。天武帝の朝に、國分寺を置くに依り其の名を改む。山木 寶貝 安布里 高井 湊 八幡 北條 新宿 長渚 三才園會長 大網 片岡南北兩村に分つ。古茂口 飯沼和名抄、朝夷郡の部に大沼郷あり。地名考云、飯沼古昔オヌマと稱せしに西に作る。南條 山荻 作名 永代 大戸和名抄、大田郷あり。田戸字。東長田 西長田和名抄、長田郷、調曰、奈オヌマと稱したるか。出尾 岡田 上眞倉 下眞倉 根小屋 館山 新井 楠見 西濱 上須賀 柏崎或は膳崎に作る。諸社一覽に云ふ、以て繪となし進めしは此の地なり。膳崎の名斯に原づく。宮城 笠名 大賀 香村 汐見和名抄、鹽海、調曰、之保美。濱田 見物 早物 加賀名和名抄、河加波和。聲音相近。波佐間 坂田 洲崎 川名 伊戸 坂足 小沼 坂井和名抄、酒井に作り、長狭の部に入る。茂名 洲宮東鑑須宮を以て誤る歟。佐野 藤原 大石 中里 松岡 北龍 南龍 相濱 布浪 根本 太神宮地名考曰、和名抄に神戸郷あり。今の太神忌部。神餘里。里見記金輪に作る。民。以上屬安房郡。

太夫崎 吉浦 江見 青木 内遠野 眞門 菊園 芝 仁我 和田 白渚 西白渚 沼和名抄、大沼郷、或は此地を指す歟。小戸  
 松田 海發 安馬谷地名考曰、和名抄、驛家郷あり。字萬也と訓す。後世安萬也と訛りたるもの歟。白子 瀬戸 牧田 北朝夷 南朝夷和名抄に東西朝夷を載す。  
 平館 忽戸 川口 平磯 千田 大川 白滿津 乙濱一名、白濱。和名抄、安房郡に入る。大貫 宇田世稱を省いて宇田と稱するなり。久保 川谷 峰 加茂和名抄、長狭郡の部に加茂郷を載す。今に前原、貝渚兩村の中間に落ちる川を加茂川と云ふ。又成川村に加茂の社あり。然らば加茂郷は長狭に屬して此の地と異なるにや。杵見  
 前田 西原 岩糸 丸本郷和名抄、滿祿。東鑑に。宮下 石神 珠師谷延喜式曰、安房國、粉師馬。即ち此の地ならん。石堂原 御子神 川谷 大井 上三原 中三原 下三原和名抄、御原、調曰、美波良。礎森 布野 瀧原 五十倉 小向 黒岩 小川。  
 以上屬朝夷郡。

小湊 古昔此の邊を凡て市川と稱せしものならん。僧日朝の化導記に市川村の嶺海小湊とあり。又、小湊の北に市坂あるを見て舊名の存するを知るべし。内浦 天津 坂本 濱荻 東條東西兩村に打墨安國寺と見えたり。廣場 小松原和名抄、和泉長狭郡の部にトムベと云へる所あり。和名抄、和泉長狭郡の部にトムベと云へる所あり。和名抄、和泉長狭郡の部にトムベと云へる所あり。和名抄、和泉長狭郡の部にトムベと云へる所あり。八色 高溝 滑谷 粟斗 花房日蓮年表花英に作る。上打墨 下打墨中古打墨の郷と稱するもの其の廣狹を詳にせず。今の北風原村邊も打墨の郷に入る。是亦傳聞の誤りなるべし。竹平 太田學 太尾 押切 坂東 京田 池田 北小町 南小町 成川成川村に加茂に打墨安國寺と見えたり。大川面 横尾 寺門 大幡大幡村にサツカベと言ふ地あり。萬葉集に抄長狹郡加茂郷とあるは此の邊を言ふにや。又、長狭の川を加茂川と言ひ傳ふるも其の縁なるべし。釜沼 佐野 奈良林 古昌 金東 平塚 北風原原に作る。碎玉話、松尾寺の反切サなれば、サツカベなり。即ち此の地の人なるべし。釜沼 佐野 奈良林 古昌 金東 平塚 北風原原に作る。碎玉話、松尾寺の反切サなれば、サツカベなり。即ち此の地の人なるべし。宮山中 上小原 下小原 川代 來秀 貝渚 磯村 波太 天面 芝尾 宮下 臺目 二子 中居 西野尻 東野尻 星畑 西山 上野。  
 以上屬長狹郡。

石高

「主稅式」に曰く、「安房國正稅、公廩各十五萬束、藥師寺料二萬束、文殊會料一千束、安房僧供料千束、修理池溝料二萬束」と。

「和名類聚抄」に曰く、「安房國田四千三百三十五町八段五畝十九步、正公各十五萬束、本稻三萬二千束、雜稻五千束」と。

「拾芥抄」に曰く、「安房四郡田四千三百六十二町」と。

「日本正統圖」には、「安房國山川原野平均、多魚貝。是以田肥用之。大中國也。高九萬千七百七十九石」と。里見氏慶長十五庚戌十一月石高改帳に曰く、

北 郡(即平群郡)

二萬三千四百六十五石五斗六升七合。

山下 郡(即安房郡)

二萬千八百二十三石八斗二升六合。

丸 郡(即朝夷郡)

二萬三千六百十五石一升。

長狹 郡

二萬二千二百八十四石九斗二升二合。

土產貢物

「民部式」に曰く、「安房國 蘇番十壺并小長海松二交易雜物、商布二千八十端、鹿革二十張、櫛子四合」と。

「典藥式」に曰く、「安房國十八種 王不留行、蛇衛、葛花、旋覆花各一獨活四斤枸杞十白頭翁三斤木防己一白朮六斤杜仲五斤地榆二貝母八兩麥門冬、苺蓯子各一龍骨三斤薯蕷五斤桃仁六斤決明子二斤」と。

「主計式」に曰く、「安房國 調緋、細布二十細質布十八薄質布九端縹細布二百五鳥子鰓、都々伎鰓各二斤放耳鰓十六斤著耳鰓八十長鰓七十斤自餘輪細布、調丸鰓、庸輸、海松四百自餘布、中男作物紙、熟麻、菜、紅花、堅魚、鰯」と。

「日本總國風土記」に曰く、「安房國貢 松、竹、梅、桃、楓、桂、王不留行、蛇衛、葛花、旋覆花、白朮、杜中、獨活、枸杞、薯蕷、鶴、雁、鴨、鶯、諸海禽、諸鮮魚、鹿、狐、狸、兔、猪、猿等、蛇、鱧、鯛、鯉。又出木綿・斑布、充ニ官用」と。

「和漢三才圖會」に曰く、「木綿、海苔小浪子似、那古ノ海濱ニ産ス。靱苔、眼黑鯉」と。

國主

養老三年七月庚子、正五位上藤原朝臣宇合、管安房上總下總三國。

天平寶字四年五月丙申、從五位下巨勢朝臣廣足、爲安房守。

同七年正月壬子、從五位下佐味朝臣宮守、爲安房守。

神護景雲二年二月癸巳、從五位下粟田朝臣鷹守、爲安房守。

寶龜二年閏三月戊子、正五位下石川朝臣垣守、爲安房守。

同十年二月甲午、從五位下百濟王仙宗、爲安房守。

延曆元年八月乙亥、從五位下石川朝臣美奈伎麻呂、爲安房守。

同四年五月辛亥、從五位上淨村晉卿、爲安房守。○晉卿唐人、稱袁晉卿。天平七年歸化、賜姓淨村宿禰。歷大學頭。爲安房守。

同八年二月丁丑、從五位上文室真人子老、爲安房守。

同四年四月丙戌、從五位下大野朝臣仲男、爲安房權守。

同九年三月丙午、從五位下大野朝臣仲男、爲安房守。以上續日本紀

同十六年正月庚子、從五位下百濟王元勝、爲安房守。

大同元年正月癸巳、從五位上安曇宿禰廣吉、爲安房守。

同年二月甲辰、從五位下大伴宿禰長村、爲安房守。

弘仁元年九月壬子、從五位上菅野朝臣庭主、爲安房權守。以上日本後紀

同五年十一月癸未、從五位下紀朝臣和氣麻呂、爲安房守。

同十三年正月、從五位下紀椿守、爲安房守。

天長元年正月、長岑宿禰高名、爲安房守。

承和元年正月癸亥、從五位下藤原朝臣眞繩○一綱爲安房守。

同九年七月戊午、大屬正六位上山口宿禰稻床、爲安房權目。

同十年正月辛丑、外從五位下御春宿禰清庭、爲安房守。

同年二月己巳、外從五位下匝瑳宿禰末守、爲安房守。

同十五年正月甲戌、從五位下和氣朝臣豐永、爲安房守。

同年三月己卯、從五位下藤原朝臣秀道、爲安房守。

同年七月壬戌、從五位下大神朝臣室雄、爲安房守。以上續日本後紀

嘉祥三年六月己酉、安房國造正八位上伴直千福麻呂、授外從五位下。

仁壽二年二月壬子、外從五位下高狩忌寸清貞、爲安房守。

齊衡三年正月丙辰、外從五位下家原宿禰氏主、爲安房守。

天安元年正月壬午、橘朝臣信蔭、爲安房守。

同年十一月戊午、從五位下藤原朝臣三直、爲安房守。

同二年正月己酉、從五位下橘朝臣室雄、爲安房守。以上文德實錄

貞觀四年正月十一日、從五位下大原真人安雄、爲安房守。

同六年六月二十八日、外從五位下賀陽朝臣宗成、爲安房守。

同年十月十四日、散位從五位下紀朝臣吉繼、爲安房守。

同七年三月九日、從五位下行安房守紀朝臣吉繼、爲安房權頭。

同十一年正月十三日、散位外從五位下大國忌寸福雄、爲安房守。

同十二年正月二十五日、從五位下菅野朝臣宗範、爲安房守。

同年七月五日、散位外從五位下若湯坐連仁高、爲安房守。

仁和二年二月三日、安房守正六位上當麻真人安氏。以上三代實錄

長元三年、安房守藤原光業、畏忠常、棄印鑰、逃歸京師。日本紀略編年殘編

同年三月二十九日、平政輔任安房守。日本紀略

王政漸く衰へ、武臣權を擅にするに及んで、史官の記載備はらず。除任の歲月姓名等を知るに由なし。間其の散見するものは、治承年中正六位上伴朝臣爲助、安房大掾となり、正六位上品治宿禰國長、安房少掾となり、正五位下藤原朝臣定長安房守たりしこと「玉海」に載せ、若狹守清忠子如鏡安房守たりしこと「大江系圖」に見え、嘉保三年源親元安房守となつて民に仁政を施せしこと「元亨釋書」に見え、信誓阿闍梨は安房守高階兼博子、興世王安房守、文室清忠安房守たりしこと「今昔物語」に載せ、從五位下安房守基尙・安房守政春など「本朝尊卑分脉」等の書に見えたれども、除任の歲月を詳悉するを得ず。將軍頼朝府を鎌倉に定むるの後、安房國を以て東條・神餘・丸・安西の四氏に分與す。引いて足利氏の時に及びて猶ほ然り。應永年間四氏勢威を相争ひ、比年戰鬪休まず。時に里見義實、下總結城の戦ひ敗れて相州の三浦氏に逃る。即ち三浦の兵士數人を隨へ、海を航り當國白濱に着船し、終に居館を設けて茲に居れり。先づ安西氏を援けて丸氏を討亡し、其の地を安西氏に與ふ。邦人漸く義實の方略に服す。安西氏終に自己の爲に害あらんことを恐れ、竊に人をして義實を殺さんと謀る。義實早くも之を察し、丸・東條氏と共に安西氏を討つ。安西氏戦ひ敗れて里見氏に降る。此より里見氏の兵勢日に振ひ、終に安房全國を押領し、上總下總の地に及ぶ。關東の兵威其の右に出づる者稀なり。當國を領すること凡そ九世一百七十年。義忠一作忠義以下一作忠義之の世に至り、元和八年九月九日、國除せらる。

古歌

伊倍加是波比爾比爾布氣等イヘカセハヒルヒルフキトウ和伎母古賀伊倍其登母遲久留比等ワキモコカゲイヘキトウ母奈之モナノ  
多知許毛乃多知乃佐和伎爾阿比美底之伊母賀己タチコモノタチノサワキニアヒミソノイモカニ己呂波和須禮世奴可母ニロハワスレセヌカモ  
吾瀨子乎莫越山能喚子鳥君喚變瀨夜之不深刀爾ウセコノモコエヤマノカエコトトリノカエカヘノ（以上萬葉集）

春の日のなわしろとところつくとてあはけふよりぞせきは初むる（家集）

東路の野島が崎の濱風にわがひもゆひし妹が貌のみおも影にみゆ

哀さは野島が崎のやどりかな露おく袖に波もかゝれり（千載集）

水長鳥阿波の忌部が植ゑそめしすへりあけたる麻かしの糸（マサナ草）

安房國清澄山にまふで、通夜し侍る曉。

あかつきのたれとき星も清澄の海原遠くのぼる山かな

東のかたへ下山し、天津といへる所にて。

昔もし雲のかよひち吹きとぢばをとめの姿今もみましを

前原といへる所にて。

まへはらの里のうしろの山おろし船に紅葉のにしきつむなり

磯村といへる所は、名にしおひて、磯づたひの村なれば。

海ちかくいそつたひゆく磯むらにむら／＼みゆるあまの釣舟

朝夷郡上丁丸子連大歳  
長狹郡上丁丈部與麻呂  
讀 人 不 知  
柿 本 人 鷹  
顯 輔 卿  
讀 人 不 知  
讀 人 不 知  
道 興 准 后

野島崎。

あまをぶね見えつかくれつ朝あけの野島が崎のきりのむら／＼  
那古の觀音にまふでて。

なこの浦のきりのたえまにながむれば夏も入日をあらふしら波

勝山カキヤマといへる所にて。

駒はあれどかちよりぞゆくかち山の里にこばたぞ思ひやらるゝ

河名といへる所にて、里人の茶をあらふを見て。

つみためてあらふ河なの里人またがあつものゝそなへにやなす

此所よりみぎのかたに、のこぎり山といへる山あり。峯のあらしに雲はれて、

あからさまに其の峰みゆ。だん／＼ありて、まことに鋸のやうになん侍れば。(俳諧)

宮木ひくみねのあらしに雲はれて鋸山はかゝりとぞみる(以上廻國雜記)

里見氏寄附寺社領 (これは「諸國圭齋錄」の抜抄で第六卷四百二十二頁に出てゐるから省略した)

千葉縣古事志第二

安房郡

國守明神

柏崎村にあり。當國の主源親元を祭ると云ふ。親元、嘉保年間安房守に任ぜられ、在府中仁政を施行し、國民を撫育ありしかば、庶民其の徳に感服して、孝子の慈母を慕ふが如し。親元、任滿ちて京師に還らんとする日、此地より乗船す。時に國民離別を惜しみ、道を遮り悲涙に咽びけり。親元、爲に着する所の直衣の片袖を裂きて形見に與へられたり。後に庶民等甘棠の思ひに堪へず。一祠を立て、其の袖を崇め、國守明神とぞ稱しける。「元亨釋書」に、

房州刺史源視元、家世武臣。嘉保間守房州、以俸餘建精舍。又勸吏民、官務之暇唱念佛。適有犯法達、勘鞠者、必弛其刑。以故州民多歸服。秩滿還京。庶民遮路泣留之、如離父母。不入洛。徑往園城寺。薙髮。長治二年十一月七日卒。とあり。

洲崎明神

洲崎村にあるを以て洲崎明神と稱す。天比理乃乃作刀。咩命を祭る。「延喜式神名帳」に、「后神天比理乃咩命神社、大、元名洲神。」とす。「仁壽二年八月乙未朔丙辰、安房國安房神天比理刀咩命神特加從三位」ことは「文德實錄」に見え、「貞觀元年正月廿七日、安房國從三位勳八等安房神天比理刀咩命神加正三位」ことは「三代實錄」に載せたり。將軍賴朝石橋山の戰敗れ、海に航して當國に着き、第一に本社へ參籠せらる。「源平盛衰記」に、左兵衛佐、安房洲崎の明神に參り給ひて、十返の禮拜あり。終夜念誦し給ひて、一首の歌をぞ詠せらる。「源

は同じ流れぞ石清水せきあげてたべ雲の上まで」彼の明神と申すは、八幡大菩薩を祝ひ奉りければ、かく思ひつゞけ給ひけり。夜將に曉けんとして御寶殿より返歌あり。「千尋までふかく憑みて石清水たゞせき上げよ雲の上まで」其の外さまの夢想ありければ、兵衛佐「本意とげぬ」と、心中竊に悦びけり。

と。歌の意になづみて、明神と申すは八幡を祝ひ奉るなりとあるは誤なり。又、「永享記」に、「太田道灌江戸の城を築き、安房洲崎明神を勸請して神田明神を齋き奉る」と記し、又、「柳營秘鑑」に、「安房洲崎大明神は大已貴命を祭る」とあるも、是亦誤れり。「東鑑」に、

治承五年二月十日丁亥、於安房國洲崎神領、在廳等成煩由、有神主等之訴。仍可停止之由、今日所令下知給也。

下ニ須宮神官等。

可早令ニ安房國須宮、免除萬雜公事。

右件宮、萬雜公事者、先日御奉免畢。重神官等訴申。事實者尤不敬也。早可令ニ免除之狀如件。仍在廳等、宜承知勿違失。

治承五年二月 日

同書。壽永元年八月十一日、己酉、及晚、御臺所有御産氣。略爲御祈禱、被立奉幣御使於近國宮社。

安房洲崎神社 安 西 三 郎

將軍頼朝虎口の危難を脱し、初めて本社に參拜あり。基業を建つるに依りて、平生此の神威を崇尊ありしこと知るべし。

「東鑑」に、洲崎・須宮を一社の如く載せたれども、洲崎明神は洲崎村にあり。須宮明神は須宮村に在りて、相距ること一里餘、其の異同如何を詳にせず。

### 鏡 浦

北條・那古等の海濱を凡て鏡浦と云ふ。南の洲崎と、北の太房と、海上に突出し、相抱環して其の内一大灣をなし、富士峰その正面に聳えて、遙に影を海水に涵す。因りて此の海邊を鏡浦と名づけたり。諸國富士を望むの地多しと雖も、風景の佳麗なる此の右に出づる地なし。道興准后この地に遊行の日、「名にしおふ鏡がうらは富士うつす雪か」とぞ見る岸の白波廻國雜記又、此の灣を安房の大湊と稱せし事、「北條五代記」に見ゆ。「大永五年、里見刑部大夫義通の陣代として、同上總介實堯總大將となり、安西式部景氏・堀内新左衛門・木曾新五郎義孝等を先手となし、船手頭には向井勘八等を初めとして、房總兩國の勇士兵船數百艘に打乗り、安房の大湊より出帆す。又、急に南風起りしかば城島模より直に安房大湊の方に引回し、先づ鷹嶋に船を寄せたり」など見えたり。「義經記」に、「頼朝安房小湊の渡りして、那古の觀音を伏し拜み」とあるは、大小の字共、オ・ヲの音あるを以て誤るか。小湊は長狹郡に在りて、是より東十餘里を隔てたり。

### 安房座神社

大神宮村にあり。太玉命を祭る。天富命、阿八別彦忌部の諸氏を率ゐて、四國阿波國より此の地に來り、麻穀を種植なし給ひし時、祖父太玉命を祭る。實に神武天皇辛酉春正月なり。「古語拾遺」に曰く、「天富命至阿波、

殖麻穀種、更求沃壤、分阿波齋部、率往東土、播殖麻穀。好麻所生故謂之總國、略阿波忌部所居便名安房郡。天富命即於其地立太玉命社。安房座神社是也」と。「延喜式神名帳」に、「安房座神社、名神、大、月次新嘗」同「神祇式」に、「名神祭二百八十五座、安房神社一座安房國。」とあり。「續日本後紀」に、「承和十四年七月壬申、加安房國大神並從祭神、正稅穀一百斛。」と載す。實に安房・上總・下總三國創基の祖神なり。古昔は伊勢兩宮の式に倣ひ、上下宮に分つ。上宮に太玉命を祭り、下宮に天忍日命・天富命を合祭すと云ふ。治承四年、源賴朝開運祈願の命を受け、駿河前司義村社殿に詣拜し、其の後、賴朝日本惣追捕使を命ぜられし時、三浦三重郎義連祈願成就の謝として來拜せしこと、社の舊記に存す。古昔、安房郡を神郡と稱せしも亦此の地に太神の社あるを以てなり。

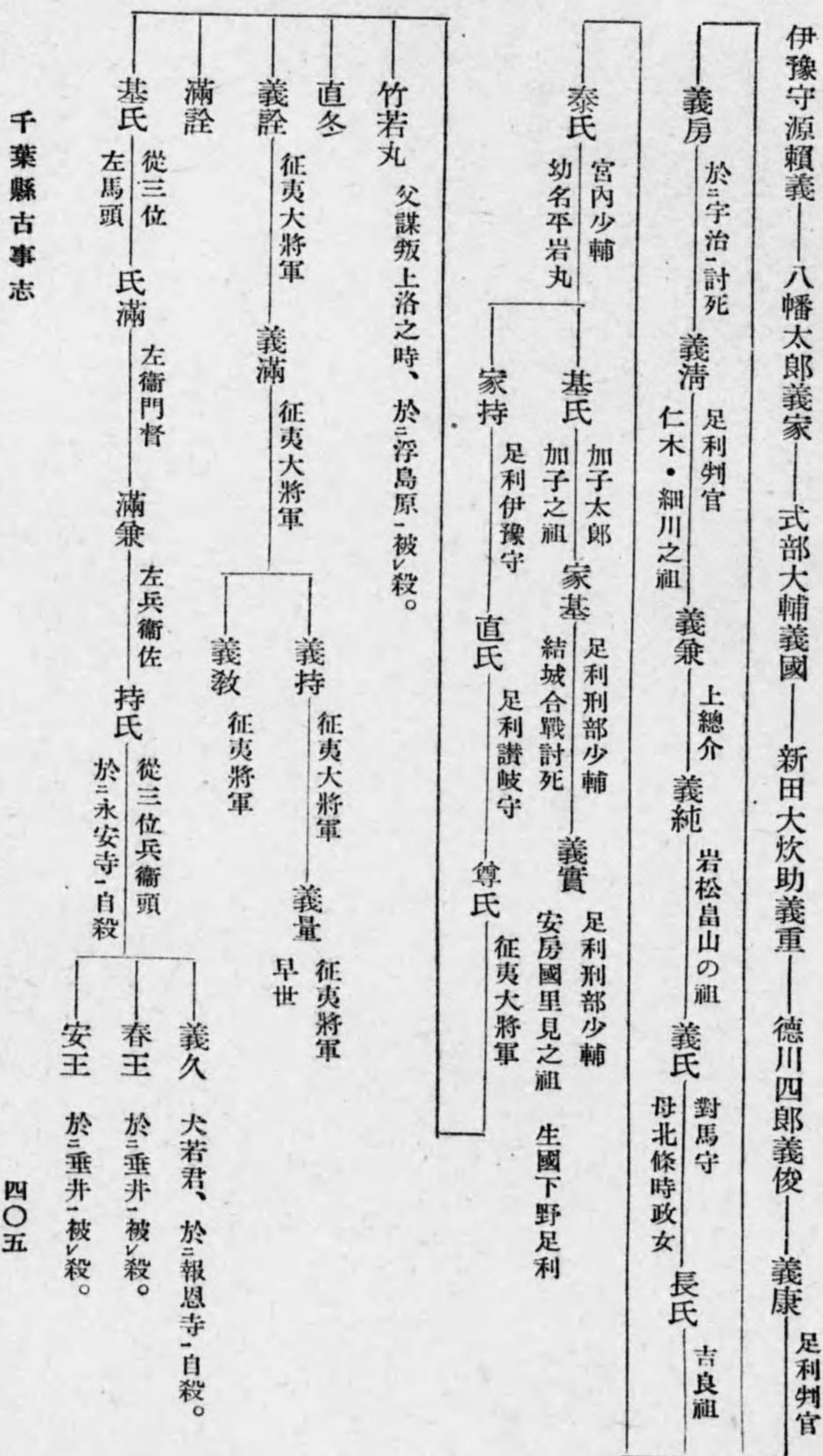
金胎寺

大神宮村佐野と稱する處にあり、曼荼山遍智院と號す。僧空海の創基。空海此の地に遊行の時、自己の肖像二軀を手親ら彫刻せり。時に年四十有二。其の一軀を布良の海濱に流す。其の像、武州橋樹郡の川口に漂着す。今、彼の地大師河原平間寺に安置する厄除大師の像是なり。且、其の時空海九品の淨土を表し、長さ九間の大名號を書せり。此の名號永く當寺の寶藏なりしが、文安年間騷亂の時、僧侶兵燹を避けて四方に散じ、九間の大名號奪ひ去らる。如何なる縁にや、今、鎌倉光明寺に存せり。其の名號の裏に、「於安房佐野原沙門空海書之」とあり。「鎌倉志」光明寺の條に、「六字大名號一幅、弘法大師の筆。長さ九間、廣さ九尺餘あり。佐野の名號と云ふ。初め房州佐野金胎寺の什物なりしを、何人なるや、兵亂の時、奪ひ來りて此の寺に納む。弘法大師佐野の沙

場に於て下書をせられたり。故に佐野の名號と稱す」と載す。

安房里見系譜古寫本

人皇五十六代清和天皇後胤





以下この項は句讀を打つただけであらう

十九歳ノ時、安房ニ御渡。頃ハ嘉吉元年、兄利春王・安王殿ニ組シ、上杉家ニ打負、下總結城ヨリ木曾・堀内兩人御供ニテ、相州三浦へ御越シ、三浦ノ兵ヲ御頼ミ、安房國白濱へ渡リ給フ。其時分神餘ノ家老山下左衛門謀叛ヲ起シ、君ヲ私ニ害シ、己レ神餘ノ郡ノ大將トナリ、是ヨリ此郡ヲ山下郡ト號ス。去程ニ、丸ト安西、彼ガ無道ヲ憎ミ、足利公方へ訴申シ、左衛門ヲ討ス。然ルニ、安西ト丸、此郡ヲ分領ス。因テ俄ニ戰爭トナル。安西ハ東條ト縁者ナレバ、加勢ヲ請フテ丸ヲ討取。此ヨリ丸浪人ドモ、義實公ヲ主君ト頼ミ申ス。則丸ノ五郎信俊加ハル。吉例ニ任セ、主從御契約被レ成。山下浪人モ内々頼申シ、兩郡ノ者共ニ示シ合セ、義實公安西ガ城工攻ヨセ給フ。大將ト木曾ハ山下勢ヲ催シ、堀内・三浦衆ハ丸勢ヲ催シ、大將千代ト云所へ打出給フ。其時、手勢五十騎ナリ。然ルトコロニ、丸勢來リ、既ニ安西ガ方へ押寄ケル。安西モ瀧田マデ打出シガ、如何思ヒケン、オメオメト降人ニ出タリ。即チ御先祖ノ吉例ニヨリ、主從ノ御契約有レ之。又、安西ヲ御先手ニ被レ成、東條エ押寄、即時ニ城ヲ乗取玉フ。此安房國最初ノ合戦也。

長享二年戊申四月七日 七十二歳御逝去。

杖珠院殿建室興別本公居士 在城白濱 菩提寺白濱村。

室 日光院殿湘室興珊大姉 眞里谷入道道環之息女。

○義成 里見刑部大輔 御誕生文安四年 生國房州白濱 在城初白濱、後稻村。

義實ノ御子ナリ。上總國ヲ攻玉フ。萩生ノ城攻ノ時、城方ヨハヨハト城ヲ渡スヲ無念ニヤ思ヒケン、以レ使言様ハ、内々里見家ニ於テハ、文武ノ道クラカラズト承知候間、今日ノ内歌百首ヲ作テ、此所ノ景色ヲ不レ殘詠ジ給

ハ、城方一人モ不レ殘降參可レ仕トアル間、一時ノ間ニ百首ヲ詠テ被レ遣。則城方不レ殘降人ニ出タリ。是ヲ初トシテ東西ヲ攻給フ。大瀧・長南・萬喜・勝浦・池ノ和田・眞里谷・窪田・東金・佐貫・椎津ノ城等、或ハ手ニツケ、或ハ打取、上總一國ヲ治メラル。

永正二年乙丑四月十五日御逝去、生年五十八。

慰月院殿大幢勝公居士 菩提寺白濱。

室 高照院殿安室潔心大姉 萬喜左近之息女。

○義通 上總 上野介 生國房州白濱 在城稻村。

義成ノ長子ナリ。窪田ニ居住。御父上總殿ハ眞里谷ニ居住。

永正十七庚辰年二月朔日御逝去、廿八歳別本作卅歳

天笑院殿高山正皓居士 菩提寺瀧田村。

室 寥得院一屋良安大姉 上總介殿息女。

○實堯 上總介 明應三年生 生國房州白濱 在城久留里、後稻村。

義通ノ御弟ナリ。大永六年、鎌倉ニテ北條家ト戦ヒ勝給フ。私ニ兩國ノ大將ト號シ、左衛門督ト稱セラル。義豊ヲ取立不レ給間、義豊時節ノウカ、ヒ、安房國稻村ノ小城ニ御坐ノ時押寄、合戦シテ打勝給フ。實堯天文二年癸巳七月廿七日御生害。御年五十歳。

延命院殿一翁正源大居士 菩提寺稻村、後移ニ本織村。

室 寂光院殿蘭室妙芳大姉 正木殿ノ息女。

○義豐 太郎 生國安房稻村 永正十一年生 在城初岡本、後稻村。

義通ノ御子ナリ。實堯ヲ打、次ノ年上總エ打出ントシ給フ所ニ、實堯ノ御父子ノ讐ナリトテ、稻村ニ押寄せ戰フ。天文三年四月六日 義豐打死。御年二十一。

高岩院殿長義居士 菩提寺瀧田。

室 一溪妙周大姉 島左近入道時定女。

○義堯 刑部太<sup>別本</sup>作少輔 生國久留里 永正九年生 在城上總久留里。

父ノ敵義豐ヲ打取、御子息義弘ニ國ヲ讓リ、義弘ハ佐貫ニ在城、義堯ハ久留里ニ居住。里見入道ト申ス是也。正木家上家ニ成ル。其頃大瀧ニハ正木大膳、勝浦ニハ同左近大夫、小櫃庄池ノ和田ニハ多賀藏人、萬喜ニハ萬喜少弼居住アル。一門ノ亂ノ時モ、正木大膳・萬喜少弼侍大將ニテ下總ノ押エニ居給フユヘ、國ヲ奪ハレズ。然レドモ、須田家ヨキ時節ヲ伺ヒ、上總ヘ押入ントスル間、義堯馬ヲ出シ給フ。小田原ヨリモ弱味ヲ見テ打ントスル間、龍崎・勝山ナド、海上ニ堡塞ヲオキ給フ。天文十年十月、義明公御頼ミ故ニ下總ト和陸アツテ鴻ノ臺ニ向ハル。義明公亡滅以後、下總一國北條ノ持國トナル。此ヨリ上總モ追々背ク。コハモノハ氏綱・氏康ナリ。義堯行年六十三。天正二年甲戌六月朔日逝去。

東陽院殿僧叟正伍沙彌 菩提寺本織延命寺。

室 妙光院殿貞室梵善大姉 萬喜少弼息女。

○義弘 左馬頭 生國久留里 享祿三年生 在城佐貫。

北條家ト戰鬪ヒマナシ。弘治二年ノ船軍ニ打勝、味方城ヶ島マデウゴク。又、父義堯ト共ニ下總國ヲ攻給フ。山田豊前ナド、此時ノ人ナルベシ。義堯父子既ニ小田原ヲ攻ント動キ給フ。其頃正木大膳ヲバ「下總千騎ニ棒一本」ト言ナラハス。去程ニ、北條氏康・氏政父子鴻ノ臺マデ打出ル。永祿七年子ノ正月八日合戰アル。朝ハ里見家打勝、遠山丹波守父子、富永三郎左衛門承兩先手ヲ打取。此外高木治部・中條出羽守・大田三角ヲ初トシテガラメキノ瀨ヘ襲ヒ來テ、千人餘ノ手負ヲ打取。モハヤ手ニ立無敵トテ、鴻ノ臺ニ打登リ酒盛シ、カレコレ油斷ノ所ヲ、北條家ヨロコビテ引返ス。此時、味方大方素裸ナレバ、何かハ以テタマルベキ。勝山・多賀・菅野谷・正木彈正忠ヲ初トシテ大勢打死ナシタリ。正木大膳引返シ、敵多ク打取。氏康父子勝ニ乗ジテ、多賀藏人が籠リタル池ノ和田ヲ攻給フ。此時、房總兩國ノ兵ドモ佐貫ニ集リ、軍ノ内議アツテ、先ヅ大膳ヲ藏人が加勢ニツカハサレタリケレ共、最早落城シ、多賀兵衛佐打死トキコエケル。因テ相州勢ニ向ヒ一合戰セントスル所、北條家小田原ヘ引返シケレバ、大膳モ空シク其勢ヲ引揚ゲタリ。其後永祿十年、三船山ニテ小田原衆ト戰ヒ、義弘公打勝タマフ。天正六年戊寅五月二十四日、四十九歳ニテ逝去。

瑞龍院殿在天高存居士 菩提寺本織村。

室 智光院殿洪獄梵長大姉。

○義頼 太郎 生國上總 天文二年生 在城房州岡本。

天正五年夏、氏政ト和陸。船軍ニ於テ負給ハザル故ニ、此義頼公ノ時マデ、相州三浦四十餘郷ヨリ年貢納マル。

義頼四十五歳ニテ天正五年丁丑十月廿六日逝去。

大勢院殿勝岩泰英居士 菩提寺本織村。

室 龍壽院殿秀山芳林大姉 北條氏政之御息女。

○義康 安房守左馬頭 從四位侍從 生國安房岡本 天正元年生 在城房州館山。

岡本ヨリ館山エ移リ給フ。小田原落城ノ後ナリ。義康三十一歳、慶長八年癸卯十一月六日逝去。

龍潛院殿傑山芳英居士 在城館山。

室 龍雲院殿桂窓久昌大姉 織田信長公女。

○忠義 安房守 從四位侍從 生國房州館山 文祿三年生 在城館山。

伯耆國ニテ元和八年壬戌六月十九日逝去。御年二十九歳。

雲晴院殿前拾遺心叟賢涼居士

是ハ伯州ニテノ法號。房州ニテノ法名ハ、

高源院殿華山放牛居士 菩提寺本織。

室 桃源院殿仙應妙壽大姉 大久保相摸守息女。

右ハ里見家九代系圖、並ニ事跡ノアラマシ也。我等代々里見ノ家來ナリ。義康・忠義公ノ二代ハ、記スニ

堪忍ビザル事共多クアリ。

以上原文のまゝ

此の系譜は、山本村里見氏家臣の裔に藏するものなりとて、世倉野水氏余に示さる。文體古樸拙陋なれども、

之を數種の「里見記」に比するに、其の確實を得るに似たり。依て今茲に掲げ、以て後來の備考に供す。

### 館山城趾

里見義康長男忠義の居城なり。里人今に城山と稱す。山頂に淺間權現の祠あり。山腹に平地あり。千疊敷と云ふ。又、古井あり。城井といふ。城門は東方に向ひたりと見えたり。鴻の臺戰鬪後、里見氏兵勢漸く衰弱するや、房總の武士追々里見氏を叛いて、北條氏に屬する者多し。且、家臣印東玄蕃、其の性姦巧、國の政權を擅にし、晝夜酒色に耽り、内亂やまず。「除邑録」に、「梅王丸父義康に繼ぎ、慶長十一年十一月十五日、將軍家の御前に於て元服し、安房守になさる。御諱の一字を賜はり、忠義と名乗る。其の後、四位侍從に昇り、同十九年九月九日、舅大久保相摸守忠隣が縁坐に仍て伯耆國に謫せらる。元和八年六月十九日死にけり。里見氏房州を領すること凡そ九世一百七十年にして亡ぶ」とあり。

### 剗木舟

山刀切村明神社殿に、長さ一丈六尺、胴の間五尺餘の丸木舟二艘を納む。頗る古物と見えたり。此の舟を神と祭れるにや、船越明神と稱せり。「閑窓瑣談」に、「當社は神代の古跡なり」と云ふ。山下は海波漫々として社前までも浪打寄することあり。是を下の宮と云ふ。上の宮は四五町程山の上にて、たゞ、大なる洞穴ありとぞ。深山といふにはあらねど、何となく物さびびたり。又、社前に古代の丸木舟二艘あり。木色は薄紫なるが、何と云ふ木なりや、知る者なし。土人相傳へて龍宮より上りし物と云ふ。其の故を尋ぬるに、土地の人々、海上に鰯網の舟を出して漁する折しも、何處より來るともなく、右にいふ舟一艘、乗人もなくて、白紙の幣束一本舟の中に立

てありしが、漁人等これを見て各あやしみ、其の舟に近付かんと船を押し漕ぎ寄すれば、彼の舟は人なけれど、自然と東西南北に走り、漁舟四方より取圍めども近付き難く、多くの舟の間を走り抜けて、伊豆の大島の方へ流れ走りけるが、其の夜、山刀切村の船越山に多くの人聲して物を引き運ぶ様なりしかば、翌日行き見れば、昨日海上にて追ひ廻せる幣束立ちし丸木舟を、山上に引き上げて神前に供へたり。何者がなせしと云ふこと知れず。全く神の所爲なるべしとて尊み畏れたり。一説に、此の舟は琉球國にて國王の代がはりに造り、海神を祭るために海上へ押流し、海神に奉るものなりとぞ。按ずるに、船越明神も海神に在せば、琉球國王の諸海神へ奉られしが、此の御神へ納るべき節に當りて遙々届きしものか。龍宮より納りしと云ふも、琉球より奉納ありしと云ふ説を誤り傳へしものなるか。

### 稻村城跡

稻村山上の平地にあり。今は唯老松の禊々として風に吟ずる聲を聞くのみ。「里見志」に、  
刑部少輔義成公は、父義實公の命を奉じ、足利義明公を迎へて房總の御所と稱し、其の身、幕下に屬して、稻村に一城を創築し、之を居城と定め給ふ。義成卒す。男義通繼いで爰に居す。義通公疾急なる時、弟義堯を招き告げて曰く、我が兒竹若丸甫めて五歳、幼にして國政を委すべからず。願くは汝之を攝助せんことを。尤も竹若丸年十有五にも在りなば、房總二國を以て之に附與すべしと。言了りて卒す。義堯則ち稻村に在り。竹若をして出でて宮本の城にあらしめ、政を專にす。頗る能く兵を用ふ。大永五年、船軍を出して相模に渡り、北條氏綱と城ヶ島に戦ひて大に勝ち、明年又戦ひて三浦の地十四郷を取り歸る。天文の初年に及んで、義豊すて

に十有五に至ると雖も、房總の地を與へず。僅に相州三浦の地を授くるのみ。仍て義豊は父の遺命に背くを怒り、近臣と議して叔父義堯を稻村城に襲ひ、終に之を殺す。即ち宮本より移りて爰に居る。義堯の子實堯、上總久留里城にあり。天文二年七月、父の讐を報ずべしとて、竊に兵を出し、來りて稻村を攻む。兵勢大に振ふ。義豊敵せずして自殺し、城終に陥り、是より長く廢城となれり。

### 鎌田淵

瀧川村にあり。義豊の臣鎌田孫六と云へる勇士、合戦の時、身を投じて死せし處なり。「里見戰鬪記」に、  
鎌田孫六は甲斐々々しく木蔭へ義豊公を誘ひ參らせ、御腹召されよと申しければ、尤もなりとて、鎧の上帯切りほとき、九寸五分を抜放し、腹十文字に掻切られ、首差し伸して、如何に鎌田、とのたまへば、孫六や、暫し咽びしが、斯くては時移り、且は御苦痛久しからんと、涙の中に御首を打落す。御年廿一歳。空しく黄泉の客となり給ふ。孫六は御首を傍なる石を刎ね上げて其の下に隠し置き、再び亂軍の中に打入りて敵三人斬倒し、有田清次と云へる者を引攫みて小脇に抱へ込み、我が身諸共瀧川の流に飛入りて最後を遂げにけりとあり。

### 小鷹明神

「和漢三才圖會」に曰く、「小鷹明神在瀧口村。祭天日鷲命」と。相傳ふ、天富命阿波の忌部を率る當國に下り、人民のために麻穀を樹藝する事を教へ給へる時に、多くの猪鹿、耕稼の害をなせしかば、其の猪鹿を獵し給

ふ。今に其の地を鹿倉と云ふ。「古語拾遺」に曰く、「天日鷲命之孫、造木綿及麻并織布。仍令天富命率日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國、殖穀麻種。其裔今在彼國。」と見ゆ。これ民に稼穡を教ふるの祖神なり。漢土の後稷に比すべきか。

千葉縣古事志第三

平群郡

菱川師宣

保田村の産なり。俗稱を吉兵衛と云ふ。父を吉左衛門道茂と號す。後、剃髮して光竹と云ふ。世々縫箔を以て業となせり。吉左衛門殊に其の技に精し。男吉兵衛師宣、彼の縫箔のうは畫を書かんとて、志を繪事に専らにし、土佐氏の畫風を慕ひ、兼て浮世又平が筆意に倣ひて遂に一家をなし、其の名世に聞えたり。落款に「大和繪師」或は「日本畫師」など記せり。年未だ弱かりし頃、江戸に移住す。後剃髮して友竹といふ。英一蝶と時を同じくして、一蝶よりも早く畫名世に高し。一蝶が四季繪の跋に、「若かりし時、あだしあだなみのよるべに迷ひ、時雨朝かへりまばゆきを厭はざる頃ほひ、岩佐・菱川が上たらむ事を思ふ」など見えたれば、一蝶の如きも亦菱川を仰慕しけること思ふべし。世に行はるゝ錦繪或は江戸繪など稱して、着色印板の畫を作り、之を賞翫すること、菱川氏を以て嚆矢とす。俳書「みなし栗」に、「山城の吉彌むすびも松にこそ、菱川やうの吾妻おもかけ」など見ゆ。

今、保田村に師宣の裔孫あり。菱川善次と稱す。

別願寺樓鐘銘

菱川氏の菩提院は、同村林海山別願寺なり。今、樓上に懸る所の華鯨は、即ち、師宣生前に寄附する所のものなり。其の銘の文字極めて古雅素樸。師宣死者のために冥福を祈る。其の情意の厚きは亦想ふべし。今、其の銘を左に出す。

南無阿彌陀佛 元祿七甲戌歲五月吉日。

菱川吉右衛門尉藤原師宣入道友竹。

爲三三三萬靈七世父母。

菱川七郎右衛門。

嫡同吉左衛門道茂居士。

岩崎甚左衛門 法清。

嫡同 徳兵衛 法圓。

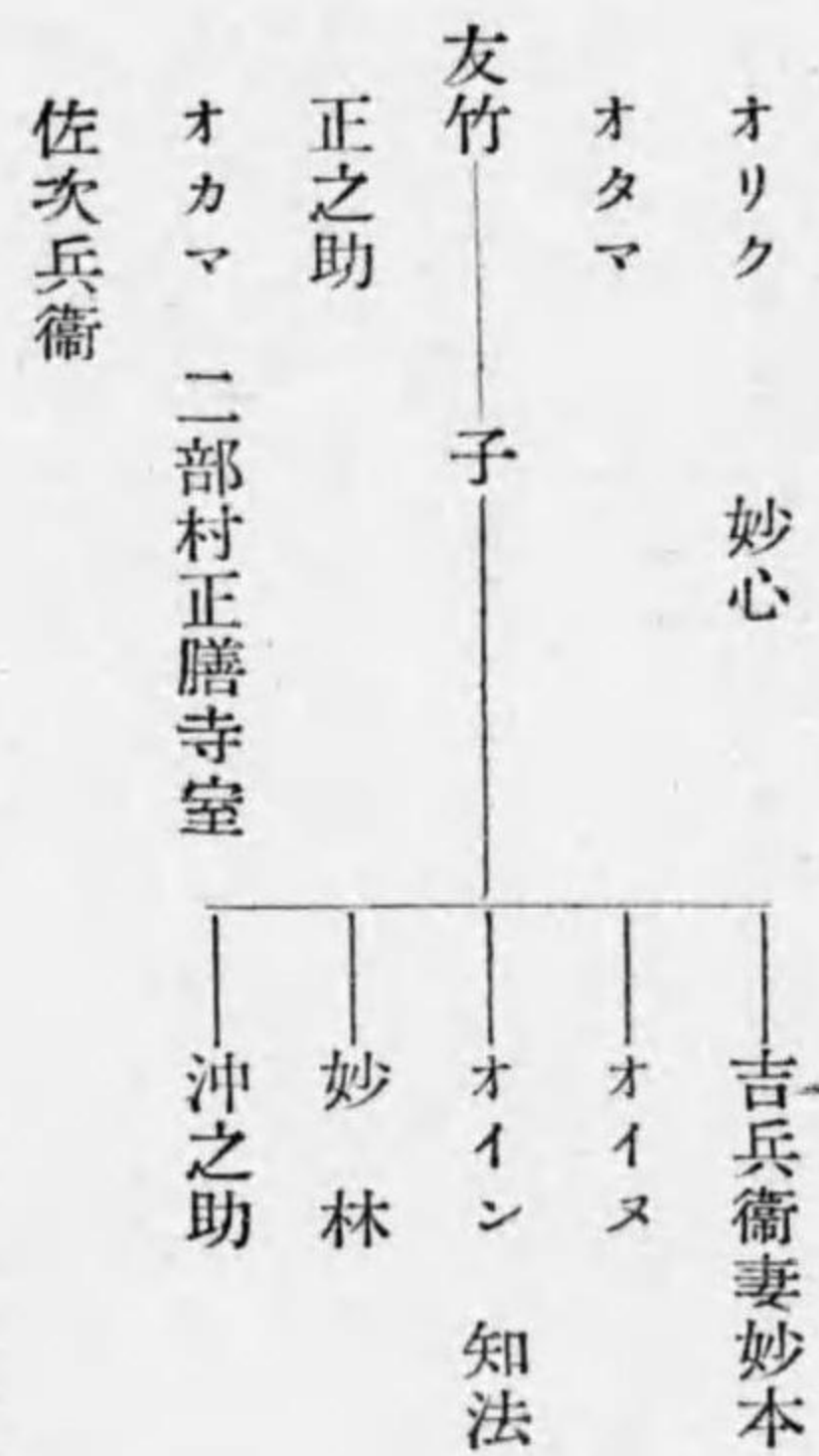
婆 オクマ 壽榮大姉。

次男同傳左衛門。

道茂ノ子。

アヤ千代

清空形影



西ノ宮大和守

藤原吉興作

時住持欣入

日本寺

保田村鋸山の半腹にあり。大福山と號す。聖武皇帝の勅に因て神龜年間藥師如來の像を安置す。僧行基の開基たり。「延喜式主税」に曰く、「安房國藥師寺料二萬束」と。即ち藥師如來の料税なり。弘法・傳教の二師も亦來り、掛錫數月にして去ると云ふ。「長國禪師」に曰く、「弘法嘗在此巖洞中。修法數月。爐煙薰洞、至今黝然。慈覺大師亦來、手雕諸佛像、置諸于堂。實天安元年辛丑歲也」と見ゆ。多く星霜を経るまゝに、伽藍の興衰一ならざりしが、中古、當國本織村延命寺十世北州禪師住持せしより永く永平派に屬す。天明年間、住持愚傳資財を遠近に募り、石材を豆州より取寄せ、石匠に命じて一千三百餘軀の佛像を彫刻せしむ。其の大なる者は七

尺有餘、小なる者は二尺餘、之を巖石上樹間に置く。到處佛軀ならざるはなし。今、鐘樓に懸る所の華鯨は、永德二年十一月、明金岬の海中より出現するものなりと云ふ。此の山脈、西より起りて東に走り、房總二州を界限す。其の山峯、齟齬排列、宛も鋸齒の如し。「廻國雜記」に、

此所よりみぎのかたに、鋸山といへる山あり。峯のあらしに雲はれて、あからさまにその峰ゆみ。だんくありて、まことに鋸のやうになん侍れば、

宮木ひくみねのあらしに雲はれて鋸山はかゝりとぞみる。

山頂に上る時は、海を隔つる十州の山峯を一觀すべし。新巖絶壁、深洞懸崖、羊腸の路、千狀百態、實に天臺・雁蕩の下に出でず。近年に至り、ひとり香花の客のみならず、文人墨客來遊する者頗る多し。

【十八奇勝】

- |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 黄金石 | 三峰門 | 閼伽井 | 達磨石 | 吞海樓 | 護摩壇 | 仙掌巖 |
| 薛蘿洞 | 通天關 | 無漏窟 | 鷲翼巖 | 石橋  | 白布泉 | 坐禪石 |
| 獅子峰 | 日輪山 | 月輪山 | 瑠璃峰 |     |     |     |

霸王樹

元名村長徳庵の傍に生ず。此の樹極めて肥大、幹の圍數抱、層疊碧枝を出す。其の枝五六尺に下らず。毎年秋巨大の黄花を開き、高く屋宇の上に聳ゆ。一名仙人掌樹。「南粵織志」に曰く、「張氏園中、仙人掌樹極肥大。碧枝相層接、上着黄色花。遠望之如碧山。南中亦希見之」と。此の地、北に山を負ひ、南は海に臨み、極めて

暖土なれば、彼の粵境と同じく、斯る巨大の樹を生ずるなり。龜田鵬齋の詩に、「房海氣蒸東表邦。仙人掌樹著花濃」と賦せしも、此の樹を觀賞せし時のことなり。

## 捕 鯨

勝山村に醍醐新兵衛と云ふ者あり。此の者一人にて裏海鯨魚の漁事を總管す。年々鯨を捕ふるには、六月上旬より八月下旬に至りて止む。鯨魚の種類數多あつて一ならずと雖も、此の海に於て専ら捕ふるもの土人之をツチ魚と稱す。其の長さ一二丈より五六丈に至る。大小一ならず。此のツチ魚、油を得る最も多きを以て、此の魚のみを擇び捕ふるなり。隣村岩井囊村も亦捕鯨を以て産業とす。捕鯨の舟大小二組に分つ。大組十七艘、小組十六艘、或は新組と云ふ。岩井囊一組二十四艘、兩村合して舟數五十七艘あり。毎夜天氣を察し、早朝より沖中へ舟を出す。海底に定りて魚の通行する道あり。之を鯨道と云ふ。其の邊に豫め舟を幫ひ、以て鯨魚の來るを待つ。鯨魚海面に浮びて嘘氣の上るを見る時は、諸舟争ひ進んで、逼近するや否や、鏢槍を擲下す。第一に擲つ者を一番モリと云ひ、深く之を賞す。其の例、恰も勇士戰場に在りて一番二番の首級を争ふが如し。尤も、其の槍刃に細き麻繩を繋ぎ置き、擲るる後、其の繩の端へ粗大の網一二丈あるを繋ぐ。槍刃の數に應ず。鯨魚の游泳に従ひて之を後に引かす。如何となれば、鯨魚を此の網によつて速に疲勞せしめんが爲なり。然れども、鯨魚の氣力強盛なる時は、往々伊豆諸島の邊に至ると云ふ。鯨魚疲憊極り海面に浮び、再び沈没せざるを見て、數人身を挺して海中に投げ、鯨魚を束縛して開張せざらしめ、又、一人大刀を持して鯨腹を貫洞し、再三搖動廻す。之をトバメと云ふ。此の時鯨魚死を苦しみ、或は激動舟を顛覆するに至ることあり。故に右の刀を刺すや否や、各舟四面に避け危難を逃る。果して鯨魚斃るゝを察し、粗索を以て鯨身を束縛し、別に麻繩を其の索に維ぎ、之を各舟に結び付け、各舟、艦を揺して浪を揚げ、氣勢を張りて牽挽し歸る。第一に鯨魚を刺したる一隻の舟、高く旗幟を揚げて捕獲の狀を報ず。時に、勝山岸上に在りて瞭望する者あり。之を醍醐氏に報告す。近村の土民之を聞いて老幼男女岸頭に相集り、歡呼喜躍せざるはなし。暫く有りて、挽鯨の諸舟、舷を控き、節をなして高聲に捕鯨の歌を奏し至る。其の歌曲極めて古雅素樸、茲に二三を記す。

今度ついたは中宿ふねよ、おやもとるゝ子もとるよ。

沖の中へやれはやのぼり、上り下りのツチをもつ。

沖の鷗にツチはと問へば、ツチはくるゝあすもくる。

等の歌を唱へ、終りに、ツイタカシヨ、ツイタカシヨ、ツチノコモチツイタカシヨと言へる語を以て、滿船の人々節を撃つ。其の聲山海に響いて夥し。遂に鯨魚を鳥居島と云ふ小嶼に繋ぎ置き、明日早天より之を屠割するを例とすと。辛亥の夏、余、保田の村長平井氏の宅に滞留しける折から、主人と船を同じくして屠場に至り見しに、先づ數艘の舟を出し、右の鯨を鳥居島より南なる海水稍淺き處に引移し、數十人大刀を執りて水中に入り、鯨體を首・胴・尾の三部に斷つ。首・尾部は其のまゝ置き、先づ胴の一部より剖解す。第一に皮肉中埋没しある所の槍刃を取出す。其の方二三尺四方に肉を斬り鑿つ。之を鈎取りして船中に引入れ、山の如く積み、幾回となく岸に達し、直に醍醐氏に輸送す。斯くて皮を剥ぎ去り、漸く肉に至る比ほひ、近村の農民舟を撐へ來るあり。手桶様の器にて鯨肉より迸出する腥血を斟み取り、直に船へ傾瀉して去る。これ田畝の肥料に用ふと云ふ。皮に

附着する油肉は盡く醍醐氏に收め、鯨肉に於ては之を此の事に勞役する者に分與す。右屠割終るを待ちて、老少婦女數百人、赤體にて挨進す。これは鯨骨に附着する所の殘餘の肉を切り取らんが爲なり。此の婦女各々腰間に囊の如き物を垂る。切取する所の肉を其の中に投ずるが爲なり。各游泳して鯨骨に蟻附し、殘肉を戀ひ、手に小刀を揮ひ、勇爭擅奪、四肢の損傷をも省みず。往々相闘ひて水中に墮る。絶えて婦人の性に似ず。扱又、前に切斷なしたる首尾の二部は舟にて挽き去り、更に岸近き處に至りて屠割し、稍々小なる比ほひ之を束縛し、漁夫數百人齊しく荷擔して醍醐氏に送る。壯觀警ふるに物なし。鯨油製造式の如きは、橋南溪の「西遊記」に出す所と略々相同じ。依て之を除く。

泊魚

當國海邊、鯨魚の創傷を受け死したるもの毎々漂寄するあり。士人之をヨリ魚と呼ぶ。「續日本紀」に曰く、「安房國言。以三月十九日、延暦四年部内、海邊、漂着大魚五百餘。長各一丈五尺以下、一丈三尺以上。古老相傳云、諸泊魚」と。此に記す大魚も亦ツチ魚の一種なるべし。ヨリ魚の名既に舊し。

安西氏居館

安西氏、其の始を詳にせず。三郎景益の時に至り、將軍頼朝公當國に渡り給ふ。景益家臣を率ゐ、第一に旗下に歸し、忠勤を遂ぐる事「東鑑」に見えたり。其の後、勝峯の時に至りて、里見義實に降る。勝山に居住すこと見ゆ。「里見九代記」に、「安房國は僅か四郡なり。四家の武士一郡宛を分ちて守護す。安西式部大輔勝峯は平郡加智山即勝に居館を設けたり」云々。又、「里見實記」義通公の條に、「安西備後の男彌七に執權させ、勝山の居

館にあらしむ」と見ゆ。

志摩領畑

勝山田町と云へる所にあり。「里見志」義通公の條に、「文明十七八年の頃まで、相州より義實公に従ひて共に來りし三浦志摩守存生なり。此の人、戦場の働き、與力の志より他なし。先公より御客分と稱して勝山に住居し、安西氏と父兄の如く志を同じくして、里見家に勤仕しけり」と見ゆ。これ其の居住の遺趾なりしを、土人開墾して畑とは稱するならん。

田子浦

勝山の海邊に田子浦と云ふ處あり。蒼海の雲烟消ゆる時は、富士の白雪半空に聳え、或は碧浪に涵し、東國第一富士を望むの勝地なり。杉本志道の「百首正解」に、「山邊赤人富士を望む歌は、生國上總山邊郡より此の田子浦に來りて詠みけること、萬葉集に據りて考ふべし」とあり。

山部宿禰赤人望富士歌一首竝短歌

天地之分時從 神佐備而高貴寸 駿河有布士高嶺乎 天原振放見者 度日之陰毛隱比 照月乃光毛不見 白雲  
母伊去波伐加利 時自久曾雪者落家留 語告言繼將往 不盡能高嶺者 反歌、田兒之浦從 打出而見者 眞白  
衣 不盡能高嶺爾 雪者零家留。

此の歌により田子浦の安房なることを知るべし。駿河有とは駿河にありと云ふ詞にして、此方より彼方を遙に指すことなり。其の例東在野島崎、信濃有淺間ヶ嶽、皆都より指す詞なれば、是亦安房より駿河にあると指すこと



明けし。又、天原振放といふ詞は、海上より遙に空を望むことにして、仲麻呂の天原など詠みけるも思ひ知るべし。語告言繼往んも、はるく此の國より彼の國まで、富士の高きことのみ時々刻々語り往かむと云ふことにぞ思はる。且、駿河田子浦は庵原郡にあり。富士の山は富士郡にありて隣郡なれども、薩埵峠に遮られて富士は聊も見えぬ處なり。然るに、世人駿河の事とのみ心得來る。如何となれば、彼の國東西の旅客通行多きによつて其の名殊に高く、赤人富士の歌よみけるも、何の頃よりか駿河とのみ思ひしなるべし。安房國は僻地にして他邦の人往來少ければ、田子浦の名湮滅する亦宜ならずや。

### 龍島

龍島村の海岸に神明ノ森と稱するあり。これ頼朝公石橋山敗戦の日、豆州眞鶴崎より小舟に乗りて海を航り、當國に至り給ふ最初の地なり。「東鑑」に、「治承四年八月廿九日、武衛相具實平、棹扁舟、令着于安房國平北郡獵島給。北條殿以下人々拜迎之。」と。獵島は即ち龍島なり。又「義經記」に、「佐原の十郎、栗濱より三百餘人を率ゐて龍島に來り、源氏につく」と見ゆ。頼朝公着船の地、「源平盛衰記」・「義經記」等に據る時は、共に安房郡洲崎なりとす。然れども、最初着船の地、龍島なること疑ふべきなし。岸を隔つる僅の海上に飯島と云ふ小嶼あり。これ公が實平等に命じて飯を炊かしめ、其の飢腹をさへ給ひし處なり。

### 滿能院

竹林山と號す。高崎村にあり。傍に古社あり。伊弉冉尊・玉置姫命・事棹命を合祭す。滿能院之が別當たり。治承四年八月廿九日夜、頼朝公本社に參籠ありし時、院主庭中の竹二本を伐りて以て獻す。公大いに喜悅せられ、他

日其の報あらんことを約す。院主言ひけるは、「我修験の身、更に希望なし。楊弓を發して其の箭の能く至らん程の地あらば、餘年を送るに足れり」と。公この言を奇として、後、其の地を賜ふと云ふ。夫より吉例として、毎年竹二竿を將軍家へ獻納なしけるが、足利氏の世に至り、院主その煩を厭ひて此の例を缺くと。今に庭中の竹必ず雙生相對し、節の中間齊しく、肥瘦亦從ひて同じ。土人の言に、「此の竹、筍多く生ずるは必ず豐年の兆なり」と。「旗竹」又は「二股竹」と稱す。院の西北に馬捕・駒立と名づくる處あり。公、翌日啓行の時、土肥・佐原の諸士二旒の旗を樹て、勢揃へありしによつて、此の名を存すと云ふ。

### 石井

滿能院二町餘東北の方に一つの古井あり。石井と名づく。俗に頼朝井戸と呼ぶ。如何なる旱天と雖も、清冽の寒泉噴出して涸ることなし。「和名抄」に曰く、「平群郡石井郷、訓曰伊波井郷」と。「總國風土記」に曰く、「石井、公穀五百六十七束」と。「地名考」に云く、「古昔一部・二部・高崎・不入斗・岩井囊數村、皆石井之郷也」と。然れば、此の井水田畝に灌漑する處の地、古昔、之を石井ノ郷と稱せしなるべし。今、此の邊の土人石井を以て氏となす者多し。

### 雀島

大房岬を距る數里の海中にあり。古昔、島中に神祠ありけるが、波濤の衝激甚しきによつて漸く破壊し、今は僅に一塊の巖石を存するが如し。「義經記」に、「頼朝雀島明神の御前にて御神樂參らせ給ふ」と見ゆ。此の島、春分の頃に至る時は、小鳥群飛して岩石の罅間に巢ふことあり。雀島の名、蓋し茲に原づく。

## 鰻魚放光

達良村の土人相傳へて言ふ。此の海上曾て霖雨止まざる時は、夜間に至り瑩然たる光耀を放つ。陸地の山林家屋皆照し見るべしと。此の事、「著聞集」・「龍宮船」など云ふ書中に載せたり。寛文五年五月、安房國タ、ラと云へる海濱の水面、夜々光を放つ。怪しみて蟹夫四五人海底に入り探り見けるに、縦横七八間餘の大なる鰻魚ありたる由を載す。上總小濱浦の海底に大鰻魚あり。是亦時々光を放つと聞く。就いて考ふるに、巨大の鰻魚時あつて旋轉運動するに及んで、其の殻内の銀色、波間に閃耀して暗夜を照し、其の光彩を射出するものならん。

## 妙本寺

「和漢三才圖會」に曰く、「妙本寺、在安房芳濱。法華、寺領五十石、富士派本山。當寺有萬年求護大曼陀羅。其他什物多」と。古昔、當處の地頭篠生左衛門尉重信今に裔孫あり。七郎右衛門と云ふ。深く日蓮の宗旨を渴仰し、常に名僧を迎へて一寺を創建せんと欲す。時に駿州富士野大福寺の住僧日號、彼の寺を退院し、當國長狹郡磯村上行寺に來りて法話せり。左衛門尉重信、上行寺に往いて數日其の話を聞き、大いに感服す。招待して一寺を開き、日號を以て開山第一祖とす。且、自ら足利將軍尊氏公に拜謁し、寺領五十餘石を請ふ。即ち朱印を賜はる。當時の末寺薩摩國に五十三ヶ寺あり。相傳ふ、薩摩阿闍梨日位と云へる者、曾て日號と西國に於て同船せし折から、各宗旨の議論に及び、終に決せずして別る。後に日位再び駿河に下り、前年の論を決せんと、大福寺を訪ひけるに、日號既に退隱し、安房國磯村に於て說法なすと聞き、直に渡海して磯村に至り、重ねて議論に及びけれども、終に相敵せず。日號の才徳に感服せり。依て阿闍梨は、脩驗の道を棄て、日號の弟子となり、名を日位と改め、華經

の學に心を潜めたり。日位國に歸るの後、五十三ヶ寺を開基せり。因て、彼の國、日宗の寺、多くは當山の末院たりと云ふ。

## 僧日蓮裸像

南無谷村に妙福と號する寺あり。其の本尊は日蓮上人裸體の木像なり。上人、東條左衛門景宣のため小松原に於て危難に陥るの後、害を逃れ、鎌倉に渡海せんとて此の地に至るに、偶々風濤沸起して船を出すことを得ず。因て、此の地の住人泉澤權太郎の許に止宿を請はれしに、權太郎は上人の凡僧ならざるを察し欸待せり。時に權太郎の老母法名を授與あらんことを請ひけるに、妙福の二字を唱與せらる。夫より上人は鎌倉に渡海あり。後、甲州身延山波木井氏の招きに應じ、一寺を創建して在しけり。弘安二己卯歲四月、泉澤權太郎身延山に往きて上人を訪ひしに、上人大いに喜悅し、疇昔の物語などあつて、弟子日法に命じ自己の裸體の座像を雕刻せしむ。曰く、「是は我昔年房州南無谷村に於て、數日泉澤氏に止宿せし時、泉澤氏の老母余が衣服の汚穢なるを見て、爲に澆灌せられたり。其の時、余裸體にして誦經す。今、汝に命ずるものは此の時の形狀なり」と。日法即ち命に應じて彫刻す。上人更に七字の題目を書し、之を右裸像に添へて驢とせらる。權太郎は離別を悲しみ、上人の厚意を感じ、歸國の後、上人賜はる所の裸像を以て本尊となし、一字を我が居處の近傍に建立し、母の法名を取りて寺號とす。其の木像今なほ存せり。

## 岡本城跡

岡本村海岸の山上にあり。其の頂五町四方の平地なり。これ里見義弘居館の趾と云ふ。南北に分ちて造築ありし

にや、今に南手城・北手城の名を存す。追手と覺しき處は海岸に向ひて潮入りなり。巖石を闢開して山上に一線路を通ず。之を要害と名づく。海に臨む一方は天然の巖石を琢磨して外郭となす。義弘居城の頃は、之に油を瀉ぎ、時々拂拭して、其の光彩鏡の如しと言ひ傳ふ。「里見志」に、

左馬頭義弘公久留里へ登城あり。御父入道殿に對面して告げられるは、「我が居城天羽郡佐貫も同じく上總なり。是に依て、房州の内海岸近き處に相應の地形を見定め、一城を築きたき所存なり。尤も、宮本・白濱・稻村等の城郭ありと雖も、皆々破壊せり。且、房州の大敵北條氏の船軍を防禦するに於て地勢宜しからず。希くは平群郡岡本に一城を營築せん」と請はれけるに、入道大きに喜悅あつて曰く、「汝が望む所吾意に合へり」と。早速許容なし給ふ。義弘即日横小路將監を召して普請奉行を命ず。將監命を承け直に彼の地に至り、日夜心力を竭し、工匠を指揮なせしかば、年を出でずして落成せり。即ち將監は此の趣を上總佐貫へ注進なしけるに、義弘不日移徙あるべしとて、永祿七年の夏佐貫を出馬あり。御供には正木大膳を初めとして佐貫藤右衛門・青葉新六・山田三郎、其の外房總の勇士、陣羽織を着して列をなし、殊に美々しき出立なり。斯くて義弘公には岡本の新城に入らせ給ひ、夫々見分あつて深く喜び、將監の功勞を賞せらる。男義頼一代この城に在り。子義康の時に至り安房郡館山に移り給ふ。と載せたり。

### 那古寺

那古村にあり。普陀洛山と號す。「三才圖會」に曰く、「寺領三百石。本尊千手觀音。坂東順禮第三十三番」と。

六十六部納經の處なり。相傳ふ、元正帝、靈夢の御感應ありしにより、僧行基に命じ此の地に下らしむ。時に、海中より出現する異品の木材を得て、千手觀音の像一軀を手雕し、之を山腹の石窟中に安置す。後、此處に伽藍を建立す。長く勅願所たるべきの命ありと。夫より慈眼視衆、福聚無量の靈驗あつて、四方詣拜の客暫くも絶ゆるなし。「義經記」に、「佐殿大湊の渡りして、遙に那古の觀音を伏し拜む」とあり。正治年間、沙門圓秀、土御門院の命に因て當山に住し、彼の教法を弘めしより以來、永く眞言の靈場となりぬ。惜しいかな、元祿十六年十一月廿二日、關東大震の時、堂塔は勿論、數多の寺寶悉く地中に埋没して烏有となれり。唯、石窟中に安ずる所の觀世音の像のみ恙なかりしと云ふ。

### 和泉式部塚

那古村那古寺に連る山上に塚あり。土人相傳へて和泉式部の塚と稱す。杉本志道の説に、「式部は初め和泉守道貞の妻たり。後に丹後守保昌の妻となり、保昌と共に安房に往きけるならん。金葉・玉葉等を閑するに斯くぞ思はる。荷田訓之がめかりの日記に此の事を載せたり。都人加茂季鷹が言へらく、昔時、源賴光上總介たりし時、平井保昌は安房の國を領したり。必ず其のころ式部が都にて終りたるを、しるしは安房にたてつるなるべし」と。土人の口碑絶えて緣由なきにしもあらず。其の塚上に立てたる五輪の石塔は、極めて古き物なれば、季鷹が説の如くにやあらん。

### 正木氏

正木氏はじめ三浦氏、數世正木村に居住するを以て改む。其の祖先は桓武帝の皇子葛原親王の裔三浦大助義明、

治承四年頼朝公兵を擧ぐるの日、第一に旗下に屬し、相州衣笠の城に立籠り、老後に勳功を顯して自殺す。其の男佐原十郎義連の裔孫三浦介義同と云ふ者、相州三浦に居住し、關東管領上杉氏の命に應じて岡崎・新井の兩城に籠りしかども、小田原北條早雲の爲に滅亡せり。時に、義同の末男、難を避けて當國に渡り、此の地に來る。正木大膳時綱と號し、上總大田木に一城を築きて之に居る。後、里見義實に降り、處々の戰に勳功あり。下總鴻の臺に於て戰歿す。此の戰役に陣歿せば彈正義時なり其の男時茂叛を謀りて里見氏を亡さんとし、天正六年十一月六日、其の臣備川右京一本眞里谷又四郎の爲に殺さる。時茂子なく家つひに亡ぶ。是に於て、「里見氏に正木大膳と云ふ者なくば、隣國への聞え悪しかりなん」と、頼義一本作の二男彌九郎を正木大膳と名乗らせ、安房郡館山に於て祿壹萬石を與ふ。之を一家の正木と稱す。故に、「里見志」に一家の正木大膳・家中の正木大膳など見ゆ。家中の正木は大田木の正木を指す。「甲陽軍艦」に、「房總兩國の源府君里見義弘一家の正木大膳と云ふ者、幼少にして馬を習ふに、片手綱にて騎ることを好む」と載せたり。其の頃、正木大膳の武勇の名殊に高かりけるにや。「北越軍談」に、「結城の多賀谷・小田原の松田・常陸の眞壁・房州の正木、之を關東の四鬼となし、人これを畏懼す。正木大膳時綱、身の丈七尺餘、無雙の勇士」とあり。

延命寺

本織村にあり。長谷山と號す。寺領三百石、禪宗。里見義堯の創基。吉州梵貞禪師を招待して開山第一祖とす。里見氏數代の墳墓あり。又、本堂に九代の肖像を安す。古文書・兵器、其の他什物今なほ存せり。「傳燈錄」に、房州長谷山延命寺、吉州梵貞禪師、童孺斷髮、廣見能山助翁等諸老。緣契靈泉壽曹、初瑞雲、次長興、又

居梅清。一日房總兩州太守源義堯里見因參稟教、執弟子禮。於房州帥創延命寺、爲開山第一祖。厚捨田園、以轉食輪。師少年日、遊於洛陽。戲題牡丹曰、花王茲歲十三紅。多少騷人吟味濃。一一如飛餘皆印。洛陽彷彿小巢中。又登永平禮祖塔曰、留跡越山々頂雪。恰如獨月在諸星。三玄五位梅南北。突葉枝々萬代馨。師及衰老、退隱光明。永祿戊午六月廿日歿。と記せり。

上杉謙信書翰

明石村の里正豐岡氏は、其の先を里見民部少輔家成義實の叔父と云ひ、世々この地に居住す。裔孫七右衛門堯勝の世に及んで氏を豐岡に改む。今の主人を桂藏と稱す。家に越後上杉謙信より里見實堯入道へ贈る所の古文書一通を藏せり。其の文左の如し。

急度啓之候。則以兼約之筋目、去月下旬、不圖出馬雖爲、雪中之時分ニ候間、中途ニ送時日、越山令遅々候處ニ、北城丹後守謙信の家老、榎木の城主。如注進者、晴信西參州江出張、倉賀野之地取詰留候間、幸之節ト云、半途迄持浮砌ト云、以夜繼日、至于當地淺貝、着陣。則頗速沼田江可打着候。就者、氏康事毛手ヲ合候由條、今般無ニ付興亡、可明果相之隙、覺悟候間、被置何カ、御人數一廉被引立、武州迄御着陣、太田美濃守有調談、可被打出事。恐々謹言。

輝 虎

十二月廿一日

里見入道殿

千葉縣古事志

神前供餅

正木村の山中に御狩ヶ谷と稱する所あり。茲に民家三軒あり。毎年元日の夜三鼓、三軒の主人相共に山神の社殿に往きて鏡餅を供し、暫時拜伏するに、其の餅忽ち何れへか失せて供せる處になし。之を山神受納ありとて喜悅す。もし受納なき時は、四肢を寒水に溺し、再び社殿に至りて拜伏す。必ず山神受納ありと云ふ。然る後、家に歸らんとする途上、識面の人に遇ふと雖も一語を接するを禁ず。家に歸り席に坐するに及んで、家人茶を煎じ、主人の前に背後を向け、跪いて之をすゝむ。山間奇僻の陋習、一笑するに堪へたり。

府中

古昔、國府を置かれし地なり。「拾芥抄」に曰く、「安房四郡、國府在平群郡。」と。「和名抄」に云く、「阿八國府、在平群郡。」これ安房守に除せられたる人、茲に來りて國政を行はれしなり。館の原と稱する平原あり。即ち府廳の在りし處なること知るべし。又、近傍瀧川村に大瀧と云ふ處あり。上古國造の居館ありし地ならん。「國造本紀」に曰く、「志賀高穴穗朝御世、天穗日命八世孫彌津侶伎命孫大伴直大瀧、定賜安房國造。」とあり。

山下

「里見志」に、嘉吉年間、金餘氏の老臣山下左衛門宣兼といふ者、此の地に居住す。竊に主人を殺害し、遂に其の地を押領し、私に郡名を改めて山下郡と呼ぶ。安西・丸二氏その暴逆を惡み、時の將軍に訴へて之を討伐し、其の地を分領せる由、載せたり。

健田番匠

濃書第九卷  
頁五十三  
然但行全  
照但行全  
る違つて

瀧田村に一小堂あり。其の制極めて古樸、觀世音の像を安ず。此の堂相傳へて飛驒の工匠が作りたるものなりと言ふ。「房總志料」に、「飛驒の工匠にはあらず。健田の番匠なるべし。飛驒・健田共に其の頃の良匠にして、飛驒より出づる工匠、健田より出づる番匠と云ふことなり。世人常に連稱するを以て、健田を飛驒と誤るなるべし。健田は即ち瀧田なり」と。「和名抄」に曰く、「平群郡健田。訓曰多計太。」と。又、「地名考」に曰く、「健田今瀧田と呼ぶ」と。然れば、鎌倉將軍の頃、當地より良工を出せしならん。「東鑑」治承五年五月廿八日の條に、「去夜安房國大工參上。仍今日件屋々、立柱上棟。云々」と見ゆ。是等當村より出でたる良工にして、其の名殊に高く、飛驒・健田と世人連稱せるならん。此の堂も亦彼の者の建造する所なりと。

義通並義豐墓

義通は義成の長子、上總介と稱す。上總久保田に居住し、後、安房稻村に移る。永正十七庚辰歲二月朔日卒す。「安房里見系圖」に、「御歳二十八歳。天笑院殿高山正皓居士と諡す。瀧田村に葬る」と記す。今、上瀧田・下瀧田の兩村中に義通の墳墓と覺しきものなし。隣村犬掛村に一寺あり。大雲寺と號す。院の背後に當る山麓に五輪の墓石二座あり。土人之を里見公の墓と云ふ。然れども、文字を記せず。某公の墓と云ふ事を詳にせず。「系圖」に義通公の墓瀧田にありと言ふものは、瀧田・犬掛隣接の地なれば誤てるにや。或は今墓石の在る處は曾て瀧田の村に屬せしにや。是亦知るべからず。墓石二座、一は義通、一は男義豐。父子の墓なること明けし。滿里谷氏の舊記に、「實堯を伐つ次の年、上總へ打出でんとし給ふ所に、實堯公の御子、父の敵なりとて稻村へ押寄せたり。義豐公戦ひて力盡き、如何はせんと煩ふ所に、鎌田孫六、木蔭に誘ひ參らせ、靜に御腹召させけり。其の後、

槍持の半助と云へる者、義豊公の御屍を尋ね出し、歸依僧を頼みて瀧田村に葬る」と見ゆ。又、「里見戰鬪記」には、「御年廿一歳。天文三年四月六日打死。高岩院殿長義居士と諡し、瀧田天笑院に葬る。是より天笑院を改めて高岩院と呼ぶ」とあり。延明寺の舊記には、「義豊公埋葬の地詳ならず」とあり。然れども、高岩院と號する寺院、今は無し。義通父子の墓と覺しきは犬掛村の大雲寺のなるべし。義豊、稻村に於て義堯の爲に戦敗れて自害あり。數多の忠臣之に死す。槍持の半助、義豊の屍を尋ね出し、歸依僧に頼みて父義通の墓側に葬りしなるべし。故に墓石二座あることとは知らる。然れども、石面に文字なきを以て、何れが義通、何れが義豊と云ふこと分別すべからず。高岩の寺名の大雲と改りしは何頃のことなるや。是亦詳ならず。

## 岡本頼重墓

下瀧田村道路の傍にあり。「里見志」に、「頼重無雙の勇士にて、義豊公に奉仕し、瀧田合戦の時、敵正木大膳と戦ふ。大膳例の大鎌鎗を以て頼重の首を抑へ、終に其の首を斬りたる所へ、日蓮派の僧、通り合せて其の首を請ひ受け、衣に裹み、頼重肌に附くる所の黄金一枚を添へて天笑院へ行き、是は名ある武士の首なれば、能々供養たまはれとて差出しけり。後日、死したる地に妙法蓮華經の文字を書いたる一碑石を建立せり」とあり。此の時、義堯の大軍追々取圍み、之を逃るゝに地なきを察し、義豊方の勇士安西左京・山本清六・宅間藤内・早川權之丞・御子神内藏介・角田忠藏・福原信濃介、尾崎の巖窟中に忍び入りて切腹す。同村原と云ふ處に十三塚といふあり。是亦三浦半四郎・大野卯兵衛等、其餘、義豊公に味方の勇士十三人戦歿の處なりと云ふ。

## 高梨彌右衛門

彌右衛門は荒川村の産にて、里見義實公長狹郡金山城攻の時、先導して勳功を立てたる者なり。「里見戰鬪記」に、

東條重春の籠りたる金山の城は、嶮阻に據り、巖石聳え立ち、竹樹蒼鬱として路なきが如し。里見義實公、衆を會して曰く、我搦手より攻め入らんと思へど、土地の案内知りたる者なし。誰か之を知る者ありやと。時に遙末座より荒川の住人高梨彌右衛門と云ふ者進み出でて申しけるは、我等山間に生長し、獵業を事とす。國中の樵路間道素より暗んぜざるはなし。御案内仕るべしと演べければ、義實公大に喜悅あり。然らば案内致すべしと、即ち木曾右馬允・堀江藏人・三浦半右衛門・和田神九郎・大島右京等の諸士小具足に身を堅め、合言葉・合印を定め、斧・鋸・細引など携へ、彌右衛門をば先導に嶮岨を攀ぢ上り、辛うじて皆々城中に忍び入り、彼方此方に火をかけ鯨波をあぐるに、敵之に狼狽す。追手の方よりは義實公諸軍を帥る攻め入り給ひければ、城忽ちに落ちにけり。是全く彌右衛門先導なすに依りてなり。彼の一谷の鷲尾三郎の働きにも劣るまじと人々言ひ合へり。

と見ゆ。其の裔孫、今に高梨寛治とて、當村の里正なる由。

## 柿 樹

犬掛村道路の正中にあり。樹の枝倒生、地に垂るゝを以て、土人さかさかきと呼ぶ。相傳ふ、源頼朝公當國に渡り、此の地に至り給ひし時、假に鞭となす所の柿枝を地に挿み、祝して曰く、「我期する所の鴻業成りなば、此の枝必ず生活すべし」と有りけるが、果して不日に枝葉を生じ、斯る大樹となれりと。漢土にも亦相似たる事

あり。「崑山縣人龍崎、過<sub>ニ</sub>貞義里。折<sub>ニ</sub>銀杏一枝<sub>一</sub>挿<sub>レ</sub>地。祝曰、如我主立<sub>ニ</sub>鴻業於<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>、此枝必可<sub>ニ</sub>生活<sub>一</sub>。果其枝生活、綠葉繁茂。高宗已治<sub>ニ</sub>四海<sub>一</sub>。龍崎於<sub>ニ</sub>此地<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>太守<sub>一</sub>、子孫相襲」と云ふこと「崑山志」に見ゆ。英雄興起の隆運微物に及ぶ。彼是符契を合するが如し。

### 六代御前塚

蝦敷村の山中にあり。相傳へて六代御前の塚と云ふ。六代御前は平維盛の子三位の禪師と號し、法名は妙覺。其の傍に古塚多くあり。是、御前從卒の塚なりと。中元の節毎に、里民年々塚上に相集り、香花を供す。「房總志料」に「平家物語」を引いて、

六代御前高雄に在るの日、鎌倉殿、さる人の子なり。さる者の弟子なり。召捕りて失ふべき由、武士に仰せて、關東へ下し、岡部權守泰綱に仰せて、相模<sup>多越</sup>タゴエ河の端にて斬らせにけり。タゴエ河を御最後川と云ひ、傍に六代の塚とてあり。物語に載する所、此の如し。されど、六代高雄にて東兵に獲られたるにはあらず。疑ふらくは鎌倉に寄寓ありし時の事ならん。如何となれば、六代頼朝の嫌疑漸く萌せるを察し、竊に其害を避けんがため、從卒と共に安房の地へ逃れんとせる日、鎌倉の追兵尾するに及んで、脱するに衝なく、終に自殺せられたるを、首刎ねて鎌倉へ傳へ、之を多越川の傍に葬りしなるべし。安房にある所の塚は、六代生前に安房に逃れんと欲せるの意を體し、誰なるや地に委ぬる所の屍を取り歛め、此地へ持ち來り收瘞せしことと思はる。首足地を異にするに依て斯く二塚あるならん。又、「鎌倉志」多越川の條に、平家異本・保曆間記等、六代斬られたる地諸説異なりと雖も、此處に塚あれば正とすべし。

叢書第六卷の一頁参照

と載す。今當地にあるもの、土人の口碑に存する迄にして、文獻徴を取るに由なきを如何せん。

### 孝子塚

國分村にあり。孝子伴直家主の墓塚なり。「續日本後紀仁明帝紀」に曰く、「承和三年臘月辛丑、<sup>〇十二</sup>月七日安房國言、安房郡人伴直家主、立性肅默。常守<sub>ニ</sub>孝道<sub>一</sub>、父母歿後、口絶<sub>ニ</sub>滋味<sub>一</sub>。建<sub>レ</sub>廟設<sub>レ</sub>像、四時供養。事<sub>レ</sub>死如<sub>レ</sub>生、未嘗懈倦。量<sub>ニ</sub>其因心<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>謂<sub>ニ</sub>孝子<sub>一</sub>。勅、宜<sub>レ</sub>叙<sub>ニ</sub>三階<sub>一</sub>、終<sub>レ</sub>身免<sub>ニ</sub>戶田租<sub>一</sub>、旌<sub>レ</sub>門閭」と。「本朝孝子傳」家主の贊に、「執<sub>レ</sub>喪承<sub>レ</sub>祭、誰不<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>誠。常置<sub>ニ</sub>木像<sub>一</sub>、事<sub>レ</sub>之如<sub>レ</sub>生。孝行臻<sub>レ</sub>此、人之所<sub>レ</sub>難。豈圖吾國、復見<sub>ニ</sub>丁蘭<sub>一</sub>。」と見ゆ。古今稀なる孝子と謂ふべし。多年の星霜を経るまゝに、土人孝子塚を誤りて庚申塚と呼び來れり。常國宇土人鎌田石翁、國史に據りて其の實を徴し、碑石を其の地に立つ。碑面に國史の文を刻し、碑陰に鹽谷世弘<sup>〇岩</sup>の撰文あり。建碑の顛末を悉す。其の文に曰く、

房之國分村有<sub>レ</sub>原。曰<sub>ニ</sub>萱野<sub>一</sub>。有<sub>ニ</sub>古墳<sub>一</sub>。曰<sub>ニ</sub>孝子塚<sub>一</sub>。荊榛蒙翳、爲<sub>ニ</sub>狐狸麝馳<sub>一</sub>之藪。曰、土人莫<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>誰氏墓<sub>一</sub>。田石翁者、州之宇土人也。以<sub>レ</sub>鑄<sub>レ</sub>石爲<sub>レ</sub>業。性渾朴而好<sub>レ</sub>古。深悲<sub>ニ</sub>其事<sub>一</sub>之失<sub>レ</sub>傳也、百方周咨、久乃獲<sub>レ</sub>之。即仁明帝時、蒙<sub>ニ</sub>旌賞<sub>一</sub>者、伴孝子家主也。事載<sub>ニ</sub>國史<sub>一</sub>。當時所<sub>レ</sub>除租稅五十石、其田亘<sub>ニ</sub>今國分瀧川二村<sub>一</sub>。攸<sub>レ</sub>表<sub>ニ</sub>之旌<sub>一</sub>、書<sub>ニ</sub>孝子之門四大字<sub>一</sub>。相傳係<sub>ニ</sub>宸翰<sub>一</sub>。旌書及孝子父母像、舊藏<sub>ニ</sub>于國分寺<sub>一</sub>。距今八十餘年前、寺罹<sub>レ</sub>火而燼。其子孫每歲以<sub>ニ</sub>八月朔日<sub>一</sub>、獻<sub>ニ</sub>新穀於朝<sub>一</sub>、以答<sub>ニ</sub>天恩<sub>一</sub>。帝嘉<sub>レ</sub>之、更賜<sub>ニ</sub>氏八月朔日<sub>一</sub>、讀爲<sub>ニ</sub>穗摘<sub>一</sub>。苗胤綿延、經<sub>ニ</sub>數十世<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>絕。近時家道益落、漸失<sub>ニ</sub>田宅<sub>一</sub>。今現存者曰<sub>ニ</sub>助七郎<sub>一</sub>。孤弱糞單、爲<sub>レ</sub>人傭保、以糊<sub>ニ</sub>其口<sub>一</sub>。翁又傷<sub>ニ</sub>其如<sub>レ</sub>是也、將<sub>ニ</sub>請<sub>レ</sub>官以興<sub>ニ</sub>其家<sub>一</sub>。而力未<sub>レ</sub>能焉。乃建<sub>ニ</sub>碑於萱野<sub>一</sub>、以昭<sub>ニ</sub>遺蹟<sub>一</sub>。請<sub>ニ</sub>善<sub>一</sub>畫者菊池容齋<sub>一</sub>模<sub>ニ</sub>孝子像<sub>一</sub>、請<sub>ニ</sub>

飲肥城主伊東侯題國史之文。其篆額則大納言日野公賜旃。於是四方之人、聞而義之者、捐金以濟其功。而翁之齒已閱四百四十五甲子矣。嗚呼家主以僻遠之小民、闡然自修、而事照乎九重之上。褒寵之降、至於雲章、以光其里閭。石翁以孑然一老夫、而鳴千載之絕跡、上動措神鉅公、下感天下之士大夫庶人、以襄其事。孝德之格天人、神矣哉。翁踵自房、囑予書碑陰。因采其語而記之。其所藉力士庶姓名亦勒諸背、以顯其義云。

千葉縣古事志第四

朝夷郡

清商漂泊

安永九年庚子五月、清國の商船一隻、諸物交易のために肥前長崎に至らんとする海上、難風に遇ひ、南朝夷村千倉浦に漂着せり。此の地は大岡侯藩主<sup>○岩槻</sup>の領する地なれば、其の臣兒玉南華に命じて、船主沈敬瞻・財副顧寧遠・副船主方西園等諸人と筆話に及び、詳に難に遇ふの事狀を得たり。兒玉氏、「漂客紀事」一卷を著して、以て事の顛末を記す。今、爰に其の文を節録す。

「五月九日、余至千倉。船主沈敬瞻・財副顧寧遠來謁。余見之曰、客苦風波。賀其無恙。請問客遇難狀。且、稱江寧海賈、必有我崎陽給牌。其結伴全無有止於他島者不。敝邑、使余是問。兩人頓首對曰、

商等汎海、實在客歲十一月十一日。後十二日遇颶干途。箬蓬決矣。舵版摧矣。卒以漂蕩。初發之日、大率裹三月之糧。以前期未可知、計在延數月之命。唯粥是作、併日以歡、俟天眷顧。是歲二月、淡水咸竭。微靈雨下、商等當渴死。四顧猶無小嶋、常見渺漫吞天。通船七十九人、號哭謝罪、叩頭出血。越四月二日、一人以病死。蓋以憂愁也。伏望、盛德至仁、政施及殊俗。使送我至長崎。若能果然、彼夥計船在秋間。寄寓還鄉、不獨商等被蒙鴻恩也。舉族老少、實受其賜、敦布腹心。因出示信牌。別寫一通爲副、通船名籍併焉。余讀信牌、留副還正。驗其名籍、所謂七十九人。船主姑蘇人、其年四十二。新安方西園・長沈、廈門蘇孟堪夥長也。福州林天從掌一船、水手稱爲總管。舵工三人、簡得意兩使、皆廈門人。其餘稱自侶者六十八人、中途病死者與焉。又、稱隨斯者七人。今全存者共七十八人」

とあり。時に沈敬瞻・顧寧遠・方西園の數人は、牧田村の豪農神作右衛門と云へる者の宅を以て數月客館となし、船材の破損を修繕し、薪水米穀等を備具して後、長崎に護送せらる。漂客他の長技なし。唯、方氏西園畫を善くす。因て當地滯留中、其の畫を索むる者極めて多く、絹素座に盈つと云ふ。「本朝畫史」に、「探幽兼諸家、縱橫馳騁、自出機軸。海内學者、靡然嚮風。清人方西園、嘗浪泊於安房、主某氏。人請畫時、壁間掛探幽畫幅。西園嘆賞不已。因臨其畫而與之」とみゆ。「浪泊於安房、主某氏」と云へるは、即ち牧田村の神作氏なること知るべし。神作氏は稀世の舊家にして、所藏の珍品多し。今に探幽・雪舟等の畫數幅あり。此等の畫を壁間に掛け、西園の嘆賞を受けしなるべし。余、神作氏を訪ふ日、主人西園の畫梅一軸を示す。沈鬱老勁、絶えて清人の筆に似ず。此等の畫亦或は畫史に載する所の如く探幽を臨摸せるもの歟。財副顧寧遠去るに臨み、兒玉氏に留



別の七律一首あり。「乗<sub>レ</sub>槎<sub>レ</sub>遇<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>到<sub>レ</sub>房州。一識如<sub>レ</sub>封<sub>レ</sub>萬戶侯。品重<sub>レ</sub>璠璣<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>並。才兼<sub>レ</sub>斗石<sub>レ</sub>孰能<sub>レ</sub>儔。片帆烟雨憐<sub>レ</sub>孤雁。兩載風霜染<sub>レ</sub>繁裘。今日贈<sub>レ</sub>言崎嶼去。深恩未<sub>レ</sub>報淚空流」と。從<sub>二</sub>位前權中納言藤原豐持公、此の事を聞き及び給ひて、

楫を絶えし唐船をつゝがなくふき送りてし國の風かな。

### 義漁久八

久八は平館村の産なり。家貧困にして生産に事闕きければ、同村の藤兵衛と云へる者の許に雇はれ、日々漁業に出でけり。天明四年十一月八日のことなりき。秋刀魚と云ふ魚を獲んとて五六里の海上に出でたり。偶々颶風吹き起りて船將に覆没せんとす。然れども、他の舟は漕ぎ還りて人々命を全うせり。中に藤兵衛の舟のみ浪に碎かれ、人死す。此際、久八、主人藤兵衛の男藤吉を救援せんために其の命を損す。忠義の心感ずるに餘あり。此の事、松平左金吾定寅筆記せられたる一篇の文あり。

安房國長狹郡磯村は、予が知り侍る地の内なり。海を隔て、平館村といふは、大岡忠善主の知り給ふ地なり。此の邊は皆魚をとりて業とする者のみぞ住みける。天明四年十一月八日、さんまといふ魚をとらむとて、浦の者ども舟に乗りて、五六里ばかり沖へ出でものしけるに、はやとやらむ云ふ風の起りて、沖にありける舟は、皆助かるべき様もなかりけれども、年ごろ馴れし業とて、それ〴〵に漕ぎ歸りて命を全うしける中に、平館村より出でたる藤兵衛となん聞えける者の舟のみぞ、浪にくだかれて人多く死しける。其の藤兵衛といへるものの子は藤吉といひしが、希有の水練にてぞ有りける。其の日は父の藤兵衛は出で侍らず。子の藤吉舟に乗りて、

沖合の久八・舟のりの長吉などいへる者を伴ひ、上下八人にて出でけるとなん。舟くだけ楫おれて後、八人の者どもは帆柱にとりつきて有りけるが、果しなき沖のことなれば、助舟など來るべきにしもあらず。藤吉その時いひけるは、死地に入りて助かるべき手だてなし。されば、日ごろの水練はこゝなり。我は命の限り陸へむけて游がんと思ふなり。されど、獨にては心細し。久八・長吉、我を助けて游ぎくれよと云ひければ、尤もなりとて、三人一度に陸へむけて游ぎけり。あと五人の者は、さしたる水練にもあらざれば、せむ方なく命を天にかけ、帆柱に取りつきて、沖なかにぞ残りける。三人の者は、聞ゆる水練なるに、命かぎりと游ぎければ、程なく陸の見ゆるばかりぞ游ぎける。然る所へ、樽一ツ流れて來りければ、久八きつと見て、究竟のものこそ來れ。是天の賜なりとて、游ぎつきてこれをとり、主の藤吉に與へて曰く、君の水練にて此の樽を持ち給ふならば、早く陸にあがりて助かり給ふらむ。我は沖に残りたる五人の者どもに力を添へて助くべし。長吉も在れば、我には暇たまはれとぞ云ひにける。藤吉言ひけるは、志は尤もなれど、今より沖へ歸りて何として命助かるべき。残りたる者どもと又死を求むる事やあるべき。我が供をなして其方も命全うすべしと、繰り返し云ひけれども、久八頭を振りて、いやとよ、我は舟の上を云ひ立て、仕へ侍る身なり。五人の者は左にもあらず。然れば、五人の者を捨殺して命生きたりとも、人に面を向ふべきにあらず。命あらば助かるべし。命なくば沖に残りたる五人の者と死を共にすべしとて、振り切りて又沖に向ひて游ぎけり。藤吉・長吉、それより必死になりて游ぐ程に、幸うじて陸にあがり、命を繼げり。久八沖へ歸る時、舟板の如き板一枚とり得て長吉に與へ、槌に主の先途を見届くべき由を云ひけるとなん。賤民ながらも、主を思ふ心いと深かりけり。平館村の邊の者

どもは、沖へ出でける者どもの、追ひくはふくの體にて漕ぎ歸りける中に、藤兵衛の舟ばかり歸らざれば、浪打ぎはまで出で、てんでに戸板蕙のやうなる物を打振りて、聲をあげて招き、宛所もなくよばひけるに、海のおもてを二人遊ぶ者あり。あれよくといふ程こそあれ、喜び勇んで浦の者ども、聲をあげ力を添へて招きけり。近くなるに従ひて能く見れば、藤吉と長吉にてぞ有りける。藤吉は半死にて、浪にゆられ陸にさがりけり。長吉はつゝがなく陸にさがりて話したるにぞ、浦の者ども知りて、久八が歸るを待ちて、手足を問えけれども、彌増に風荒れて浪高く、舟を出すべきにあらず。助けべきやうのあらざれば、沖の方を見やりて案じ煩ふ折から、久八五人の者を助け得て帆柱に乗り、兎角して陸より見ゆるばかりになりければ、待ち設けたる者ども競ひ出で、聲をばかりに呼びて力を添へけるに、久八命の限りにや、大浪、六人の者ども取りつきたる帆柱に打込むと見えしが、程なくありて又うかみけれども、初めより人も少くなりけり。あれやくと云ふうちに、浪來りて又打込みけるにぞ、一人も残らず浪にとられて、むなしき帆柱ばかりうかみけり。久八は希代の水練なれば、浮みやすると見けれども、精力盡きて死にけるか。又は、浪の中に石などつゝみ打懸けるか。六人の者共は死體も出でずなりけるとぞ。かゝる者を其の儘に捨て置きては、土民を導くに何を以てせんや。予が知り侍る磯村の者にはあらずと雖も、久八が義死を知らしめむと、磯村にしるしを建てつるものなり。

天明六年五月

源朝臣定寅記

關修齡撰  
拓本と文は  
つて現存  
してある

定寅君、幕府の儒員關修齡に請うて久八忠義の事蹟を撰し、之を一寺院の側に建てらる。其の民を風化するの志厚しと謂ふべし。惜しい哉。この碑石祝融の變に罹り、碎斷破裂、其の全文を讀むべからず。嗚呼、士大夫、

平日勇を説き、義を談じ、自ら節義を唱ふる者、一旦人の急難に遇ふや、却走して去る。將に浼れんとするが如し。久八一漁人、變勿卒に起り、以て忠義の膽、巍然捷ます。命を職とする所に致す。誠に感すべし。

### 野 島 崎

野嶋崎は白濱村にあつて勝景の地たり。「和漢三才圖會」に小湊にありと載するは誤れり。小湊村は野嶋を距る十餘里の東北にあり。此の地、奇石怪巖、相層疊して海上に突出す。青松根を露し、白浪雪を巻き、遙に西南に當りて伊豆の諸島を望む。近くは白濱の漁家海水に臨み、葉々の漁舟或は釣し、或は網し、風景の佳麗、筆紙の能く盡す所に非ず。天女の祠あり。又、盃の池・銚子池あり。皆、其形状相似たるを以て名づく。老松一株地に横たはつて生ず。之を腰掛松と稱す。相傳ふ、將軍頼朝公經過の日、此の樹に暫時腰打掛けて休憩せらる。故に名づく。又、姿見の井あり。其の水、止靜清冷、人の鬚髪を照す。古昔より名所の聞え高きにや、顯輔卿の歌とて、「千載集」に、

東路の野嶋が崎の濱風に我が緒ゆひしいもが顔のみおもかげにみゆ。(旋頭歌)  
 讀人しらす

哀さは野嶋が崎のやどりかな露おく袖に波もかゝれり。

道興准后 (廻國雜記)

あまを舟みえつかくれつあさかげの野嶋が崎の霧のむらく。

土人の説に、里見義實、小舟に乗じて相模國三浦崎より此の地に着船ありしと云ふ。「里見志」に、「三浦志摩守は

里見義實と舊好なれば、彼が許を訪ひて數日逗留あり。志摩守の男小次郎と共に部下二三人を隨へ、舟に乗り、人目を忍び、小坪の浦より出帆しけり。折節、順風なれば、其の夕刻、房州野嶋崎に着き給ふ」とあり。杖珠院の舊記には、「義實公、伊豆國伊東崎より渡海して野嶋崎に着船し給ふ」と見ゆ。何れが實を得たるか詳にせず。同村に加世越之助今主人名 嘉右衛門と云へる舊家あり。里見義實初めて當處着船の時、加世氏の祖、漁事の歸り、この地に居合せたり。義實の舟は岩石のために碍へられ、岸に達せず。陸に上らんとし給ふに、水なほ深し。因て、此の者の肩背に騎して上陸せらる。義實、其の勞を謝し、他日施報あらんことを約す。時に加世氏の祖答へるは、「我等生前に於て別に希望なし。姓名なりとも賜はるべし」と言ふ。此の時、右の者手にカセと云へる絲卷様の漁具を携へたり。義實「それは何と云ふ物なるぞ」と問ひけるに、「之は加世と申すものなり」と答ふ。「然らば、汝我を負ひて水を越し、上陸せしめられたれば、以後は加世越之助と稱すべし」と。仍て世々加世越之助と稱すと云ふ。此の事、土人の説に、將軍頼朝公當國へ着船の時なりとす。然れども、公着船の地は、平郡龍島にして此の處にあらず。「東鑑」以て徴すべし。

### 朝夷三郎義秀

權鷹は伊勢の國學者泰權丸のこと

土人の言に、三郎義秀は朝夷村の産なり。故に朝夷を以て其の姓とすと。此の事絶えて縁由なきにしもあらず。當國朝夷郡は和田義盛の所領なればなり。伊勢の權鷹の説に、「此の人、元は木曾殿の遺腹の子にして、母巴女は粟津合戦の後、和田義盛に下されけるに、和田義盛房州朝夷郷所領なれば、其の所に巴女を遣され、養生せし間に義秀を産す」と見えたり。仍て朝夷三郎と稱せしなり。今も其の近邊和田村に義盛居館の趾ありと聞く。

且、鎌倉に朝夷の切通しと稱するあり。是は安房國朝夷郡の人夫を以て切り開きたる處ならん。今、鎌倉の土俗、朝夷三郎が奉行にて一夜の中に切通しを作りたりとて、力餅と云ふ物を賣るは、大なる僻事なり。義秀は鎌倉に奉仕せし人には非すと云ふ。「北條九代記」に、「義秀は健かなる郎黨五百餘人を一所に招きよせ、濱面に打出でつゝ、船六艘を奪ひ取り、和田合戦の時、安房の國へ渡り、行方しれず。如何と云ふに、安房國判官代隆重は梶原が朋友なれば、空しく害せられんことを恐れてなり」と。「東鑑」にも「義秀棹船走安房國」と見えたり。

### 里見義實城址

白濱村海濱に沿へる山上にあり。土人城山と稱す。山の正面半腹に平地あり。庭臺と云ふ。又、城の背後に埋田と云へる處あり。近年、城池を埋めて田畝となしたれば此の名あり、又、中ノ井と稱する智井あり。即ち當時波用に供するものなり。これ里見氏當國へ渡り、創業第一の地たり。「除邑録」に、

里見義實は、陸奥守源義家朝臣の三男足利式部大輔義國の嫡男新田大炊助義重の次男里見太郎義俊十一代刑部少輔家基の嫡男なり。家基、結城中務大輔氏朝と相共に、前鎌倉殿持氏の御子春王・安王二人の若君を下總國結城の城に迎へ參らせ、嫡子義實を使として、三浦介の加勢を乞ふべしと相模國に差遣す。此年嘉吉元年辛酉四月、結城の城落ちて父家基も討たれぬと聞えしかば、義實、三浦・木曾・堀内等を引率して小舟に打乗り、安房國に落ち行き、白濱の城を構へて居住す。

とあり。「里見九代記」に、

義實十九歳の時、相模三浦より當國白濱へ渡り給ふ。其の頃、安房郡の地頭丸氏の家老に山下左衛門と云ふ者

あり。叛逆を企て、主君を弑害し、おのれ安房郡の地を押領し、此の郡名を改めて山下郡と稱す。因て丸・安西の二氏、彼が無道を憎み、時の將軍に罪を訴へ、遂に力を戮せて山下を討伐せしが、其の地を分割する事につき、二氏亦兵亂を醸して相争鬪せり。安西は東條氏と親縁なるにより、多くの援兵を請ひ受け、丸氏を打亡す。丸氏の浪人等、義實の智略に服し、身を委して臣となる者多し。時に安西晴峯兵を率ゐて瀧田村まで迎へ出でけるが、如何思ひけん、一戦にも及ばずして降人に出でたり。義實直に君臣の契約あつて之を先鋒となし、東條重長の籠りたる長狭郡金山の城を抜き給ふ。

とあり。土人の言に、白濱は里見氏三代の居城なりと。義實一代は全く此の地に居住し、男義成は延徳三辛亥年、稻村城を築いて之に移る。其の男義通、祖父義實と同じく白濱に在り。父義成逝去の後、稻村城に移る。故に三代の稱あるならん。

杖 珠 院

白濱村城山の麓の東南にあり。義實公の法諡によつて杖珠院と號す。院の背後に碑石二座あり。一を義實の墓と稱す。然れども、文字漫滅して讀むべからず。一は涼山常清居士と雕す。これ義實公の弟織部正と云ひし人なる由、院の鬼録に見ゆ。満里谷氏の舊記に、「義實逝去。白濱村瀧本山種林寺に葬り奉る」と記す。「里見系圖」に、「義實公御子三人。其一は女子にして種姫君と稱し、正木大太郎に嫁し給ふ。大太郎後に大膳亮と稱し、二十歳の時、上總合戦に出で、矢疵を受けて死し給ふ。仍て種姫君は白濱に歸り、尼僧となりて一寺を創立せらる。之を瀧本山種林寺と號す。時の皇帝より御朱印を賜はる」と。

一 房州之城主里見義實公の佛性免

拾五石薪森山上ニ而四町四方内

永々闍者也

(花押) (印)

一 御祈願所代々

徳大寺中納言 (花押)

瀧本山種林寺

延徳三年

五月十日

是に由て之を考ふる時は、義實公を此の寺に葬りし時よりして、種林寺を改め杖珠院と號するならん。或は別に一寺を創建したるものによ。其の詳を得ず。今、山上に小堂ありて存す。土人これを種林寺の遺趾なりと云ふ。如何あらん。此の寺の本堂に義實・義成父子の肖像及び位牌を安ず。義實は杖珠院殿建室勝興大居士、長享二戊申四月七日七十二逝去とあり。男義成は慰月院大幢勝公大居士とあり。又、其の祖新田義重・里見義俊二公の位牌を安ず。義重は大光院殿方山上西安心大居士、建仁壬酉年正月十四日享年七十有七逝去。義俊は源雄基本大居士、正嘉二戊年八月十五日二十八歳卒去とあり。里見氏と稱するは太郎義俊を以て初めとす。父新田義重は上野國寺尾の城主たり。「東鑑」に、「新田大炊介源義重、法名上西。義國男。引籠上野國寺尾、挾自立志。」云

この義成は上西義重の子で、俊重の子で、義成の子ではない。

云。又、「上西子孫里見太郎義成、自京師參上、屬源氏。」と載す。義成は、治承年間、平氏の命に應じて京都にありけるが、頼朝公兵を擧げ、關東の諸士其の旗下に屬すと聞くより、平氏を背き、直に鎌倉に到り、頼朝公の幕下に歸せるなり。

里見義成墓

青木村道路の傍にあり。五輪の石塔、破壊殘缺、其の基石を存す。相傳ふ、里見義實の男義成の墓所と。後來、尋ぬるに地なきを恐れ、土人相詢りて、其の側に一碑を立つ。

里見義實公者、上州寺尾城主新田大炊介義重公十一世之胤也。以嘉吉元年辛酉二月二日、君臣五人、解纜于伊豆伊東崎、航於本州野島崎、遂定居焉。墓後、法諡曰杖珠院建室勝興大居士。實創基杖珠院。長子曰左衛門佐義成公、永正二年乙丑歲六月二十八日薨。壽五十八。法諡曰慰月院大幢勝公大居士。亦創基福壽禪院。後立祠稱里見大明神。墳墓在青木邑。里見氏凡九世。其六世居稻村館山城。自義實公、至孫義通公、三世居于白濱。本州開荊棘者、義實公也。因刊于石、存諸不朽云。

天保三年歲次壬辰秋八月

常陸 大窪行撰并書

「里見實記」に、

義成は義實の御子なり。上總の國を攻め給ひ、萩生の城攻の時、城方よはく、と城を渡すを無念にや思ひけん。以使者言ふやうは、かねて里見家は文武の兩道くからずと聞く。今日の中、百首を詠じて此の地の風景を

記し給はゞ、城方一人も残らず降參致すべしと。義成一時の間に百首詠じて遣さる。則ち城方一人も残らず降人に出でたり。之を初めとして東西を攻め給ひ、大瀧・長南・萬喜・勝浦・池和田・眞里谷・窪田・東金・佐貫・椎津の城等、或は手に付け、或は討ち取り、上總一國を治め給ふ。と載せたり。

芋 井

青木村民家の傍にあり。綠芋數莖、生長丈餘に及び、四時蒼翠、凋枯せず。井の方徑九尺強、其の水甚しくは深からずと雖も、常に清冽の寒泉噴出して涸ることなし。芋莖其の中より亭々叢生す。相傳ふ、古昔、一老婆あり。芋魁を洗ふ時、行脚の一僧來りて、この芋を少々與へられよと乞ひけるに、老婆答へて、是は石芋とて、煮ると雖も絶えて食ふべきものに非ずと偽りて、與へざりき。僧去りて後、其の芋魁を煮て之を食するに、堅硬食すべからず。因て戶外に打棄てたるが、不思議なる哉、其の地より泉水沸起し、芋魁芽を發生し、綠葉叢をなす。今に至りて一千餘年、曾て凋枯することなしと云ふ。後、其の僧を尋ぬるに弘法大師にして、當國佐野原に到る途中のことなりと。土民附會の説、固より信するに足らず。古來、斯る芋魁の奇種あるにや。「豊後風土記」に、「芋草數百莖、其葉冬榮」と見ゆ。

御子神典膳

典膳の祖先は御子神村の産なり。依て氏とす。世々里見家に仕へて戦功少からず。典膳擊劍の技を善くし、性極めて剛直。里見忠義の世に當りて、姦臣印東玄菴と云ふ者政權を握り、賞罰嚴明ならざるを憤り、忠義に諫言

を進め、終に仕を致し、江戸に出で、擊劔を以て時に鳴る。人其の右に出づるなし。曾て山本道鬼と劔を試む。各勝負あり。後に將軍秀忠公の擊劔の師となり、其の姓名を改めて小野次郎右衛門と云ふ。世に所謂る小野派一刀流の鼻祖たり。

### 正文寺

中原村にあり。威武山と號す。里見氏一族正木左近大夫邦時入道環齋の開基。環齋は紀伊・水戸兩公の萱堂養珠院殿の父也。深く日蓮の宗旨に歸依し、其の父左近將監時忠の菩提を弔はんため、手づから日蓮の肖像一軀を刻み、一字を創建して右の木像を安置し、本尊となす。即ち父の法諡に就て威武山正文寺と號せり。世人之を開運の祖師と云ふ。以前は此處に禪派の一小堂ありしのみと言ひ傳へたり。

### 倉女

倉女は小倉修理介定繼と云ふ者の妹にて、里見義豐の妾なり。稻村城没落し、義豐自害の時に當り、倉女危難を逃れ、兄定繼と共に山間に身を隠さんとて、路を大井摺墨森に取り、終に花園村の黒瀧といへる處に蟄居し、義豐遺腹の一子を産す。男子なれば文太と名づけ、兄定繼の實子と言ひ觸らし、養育せり。生長の後、小倉越前守と號し、義弘に勤仕す。「小倉日記」に、定繼黒瀧に至るの途中、倉女を伴ひ、險阻を経て黄昏に及び、樵夫に遇うて村の名を問ひけるに、大井・黒瀧・摺墨森、あれなる流は黒瀧川と答へければ、定繼とり敢へず。

大井山摺墨森におく露の流れて落ちる黒瀧の淵

と詠みたる由を載す。斯る亂世艱苦の際に當りて、和歌を詠みけるこそ殊勝なれ。五十倉村に善右衛門と云ふ者

叢書第三  
卷四五四  
頁参照

あり。今、其の家に倉女所持の短刀一口を秘藏すと云ふ。

### 石堂寺

石堂村にあり。長安山と號す。天台宗。相傳ふ、僧行基遊化の日、跡を此の地に投じ、巖洞の内に一箇の石龕あるを見、之を開くに、中に阿育王分配の寶塔を藏す。即ち八萬四千中の一基たること知るべし。後に此の事聖聞に達せしかば、其の地に就て堂宇を建立すべきの勅詔あり。因て觀世音の木像一軀を安じ、本尊となす。慈覺大師の彫刻する所と云ふ。そもく、天竺阿育王分配の塔、皇國に傳來するもの三基あつて存す。即ち上州の白雲山・江州の阿育王山・房州の長安山これなり。此の三山皆石堂寺と號す。院の東山腹に方りて、土人護摩壇「ヤグラ」○ヤグラは洞穴の意。と稱する處あり。仁壽年間、慈覺大師茲に來りて、一百日の間護摩密修の法を行ふ。故に名づく。院の舊記に、「關東足利公方没落の後、左馬頭賴氏公、幼年の時この院に來りて寄寓せられ、文祿二年夏六月に至りて、野州喜連川に移り給ふ」とあり。公寄寓中は領主里見氏より祿一千石を贈られ、殊に優待を受け給ふとなり。今に賴氏公の位牌を存す。其の面に、「寛永七年六月十三日、五十一歳逝去。大樹院殿涼山蔭公」と記す。其の他、里見氏より院主に贈る所の古文書數通、今なほ存せり。

### 丸御厨

丸の郷は、源賴義東夷征伐の勳功ありしに依て朝恩の地なり。後、義朝に及び、此の地を以て伊勢神廟に寄進し、武運の長久を祈願せらる。賴朝公石橋山の戰敗れて其の地を經過す。豈感なからんや。「東鑑」に、

治承四年九月十一日庚申、武衛巡見安房國丸御厨給。丸五郎信俊、爲案内者候御供。當所者、御糞祖豫州

禪門、平東夷給之昔、最初朝恩也。左典厩令請延尉禪門御讓給時、亦最初之地也。而爲被祈申武衛御昇進事、以御敷地、去平治元年六月一日、奉寄伊勢太神宮給。果而同廿八日、被補藏人給。而今懷舊之餘、令莅其所給之處、廿餘年星霜、更催敷行哀淚。云々。

と。然れば、丸の郷は源家伊勢の神廟へ寄進ありし最初の地なり。丸氏舊く此の地に居住す。信俊の世に至りて頼朝公に勤仕し、安房郡の地頭となり、子孫相繼ぎ、元俊の世に至り、其の臣兼信のため殺さる。今に其の裔孫上總國に存せり。檀麿の「地名考」に曰く、「上總天羽郡に大窪と云ふ村あり。其の村長を丸勘解由左衛門と云ふ。豪富の家なり。文化年間、松平越中守殿百首御渡の時、彼の勘解由左衛門の宅を御假宿と定められ、家筋の古記等を御尋ねあり。系圖寶器など御覽じ、種々の賜物ありて、其の家を賞し給ふ。名譽なりとて、人々稱しけり」と。

小松寺

大貫村の山中にあり。檀特山と號す。相傳ふ、役の小角の開基と。本尊藥師如來の像は、延喜十年庚午四月、瀬戸浦に於て漁網に掛り海中より出現せるものなりと云ふ。故に、蛤蜊の殻、佛軀に附着せり。寺の舊記に、道蓮坊幸信といへる僧、右の像を大貫村北峯巖窟に置きけるが、程なく其の像自然と南方の山上に飛び移る。仍て其の地に一間四面の小堂を設けて安置せり。礎石今存す。夫より後、住吉朝臣安房守小松民部正壽と云へる人、天竺の檀特山に擬して本尊を山腹の平地に迎へ、七堂伽藍を建立し、觀美を盡せり。檀特の山號是に由ると。延喜十一年二月十五日、經營落成の賀儀として、正壽の男千代若丸、歌舞を奏しける時、偶々殿堂震動すと覺えしが、

一箇の怪鬼忽然として現出し、千代若丸を攫取して、平久里村伊豫嶽の方に飛び去れり。其の從臣乙王、主の變死を傷み、悲哭痛悼の餘り、寺門の東北なる深潭の中に身を投じて死す。傍に瀑布あり。乙王の瀧と呼ぶ。土人傳へて山中の七不思議と稱する有り。一に晴天雨、二に地中鐘聲、三に暗夜誦經、四に半葉檜、五に天狗飛違、六に七色淵、七に乙王瀑。寺の舊記、土人の口碑共、怪異奇僻に涉ると雖も、暫く録して以て後の話柄に供す。古昔の梵鐘は、何の頃なるか大震あり。轉墜して澗中に落ち、漸く流れて川戸村の深淵に沈没す。因て其の處を鐘ヶ淵と稱す。今、鐘樓に懸る所のものは、應安七年に至りて再鑄するものなり。此に銘あり。左の如し。

房州朝平南郡巨松寺鐘銘

祇園戒律院内銅鐘、號四天王。其造大海金剛藏中金兮七珍寶所成。轟震雷於純晴之天、破大夢於昏蒙之曉。盛功德水、而灌十池之頂、息力劍輪、活千頭之魚。霜降則鳴、谷虛而應。靡弗鼓羣動、啓幽途矣。東海房州巨平郡巨松寺沙門貞憲有願。累歲檀信相資、大悲之感、與萬靈扇陰陽之炭火、天地之爐、新鐘方成也。由是鱗甲咸到。眞化之方、觀聽悉入神遊之域。敢忘鳧民之德、聊勒謫仙之銘。其詞、

房之地腴	房之水潔	補陀靈區
梵宇清絕	慈覺遺風	行者餘烈
中安洪鐘	七字銘之	白袂留尊
佛像法時	浩劫神護	造化祕奇
維成法器	筍簾合宜	十斛碧玉

萬斤黃金 扣之以大 則洪其音  
 洪音無窮 鴻猷不朽 利物興功  
 天長地久

應安七年六月一日、洪鐘成功。當時別當越後僧都經秀。勸進沙門大進權律師貞憲。大檀那高階家吉  
 一正氏。

爲千代若丸

大工 山城權守 宗光

「今昔物語」に、「信誓阿闍梨は安房守高階の兼博の子也」と見ゆ。鐘銘に高階とあるは、此の人のことなるか。  
 なほ又考ふべし。

土人相傳へて、聖徳太子この山に遊行ありしと云ふ。其の實を得るに似たり。「太子傳」に、「太子二十七歳の  
 御時、日本御修行の折から、安房朝比奈の峯に着き給ふ」と見ゆ。

莫越山神社

「地名考」に曰く、「朝夷郡香見村に坐す」と。「延喜式」載する所小四座の其の一なり。天富命當國に下り給ふ  
 時、小民命・御道命の請によつて、其の祖手置帆負命小民天彦狹知命御道を祭り給へる社なり。共に工匠の祖神  
 にして、上下の人民、家屋宮殿を營み安居するは、全く此の神の餘徳なり。「舊事記」に曰く、「三月辛酉朔庚辰、  
 詔有司經始帝宅。仍令天太玉孫天富命、率手置帆負・彦狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正

殿」と。此の二神、天富命に隨從して常國に來りければ、其の祖神を祭れるなり。「萬葉集」に「吾瀨子乎莫越  
 山能喚子鳥君喚變瀨夜之不深奴間爾」と見ゆ。社の舊記に、「諸神の功德、此の神に超越すべきなしとて、莫越の  
 山とは名づけられき」と。國人或は言ふ、「莫越山の古跡は、同郡宮下村にあり」と。孰か其の實を詳にせず。

地曳網

地曳網は房總二州の大なる漁事なり。海上に鱈魚の集り來るを見て、巨大の網を張下す。網口に二條の粗索を  
 施し、之を挽く者必ず婦人を用ゆ。丈餘の細き繩の一端に牛角を着け、之を腰帶に挿み、一端は粗索に繫繋し、  
 前進して挽く。一町餘も挽く時は、再び水際に至り、前の如く細繩を巨索に繫ぎ、幾回となく如此にして、漸  
 く網を海汀に挽き付く。鱈、網中に充扱し、潑刺銀色を閃す。眞に奇觀なり。或は之を以て魚油を製し、或は日  
 に乾燥して以て田畝の肥料となし、諸國に苞送す。其の數幾億萬なるを知らず。一網數千金の利を得るに至ると  
 云ふ。此の漁網、和田村里正庄司某氏の祖の創始する所と、「郡郷考」に見ゆ。

下立松原神社

「延喜式」に載する朝夷郡小四座の其の一なり。「地名考」に曰く、牧田村に坐す。祭神不詳と。「姓氏錄」に  
 據る時は、「松原臣阿部朝臣同祖、大彥命後也」とあり。其の孫、當國に來る者あつて之を祭るか。或は傳ふ、  
 天日鷲命を祭ると。元暦二乙巳年、安西三郎景益、將軍頼朝の命を奉じて新に廟を立て、頼義・義家父子の靈を  
 祭る。夫より兩處白幡大明神の稱あり。一字に安置する藥師如來の銅像は、延喜元辛酉歲、瀬戸村の海汀へ漂寄  
 せるものなりと。鎌倉將軍より寄附書寫の「大般若經」六百卷、年々轉讀の式盛んなりしが、星霜を経るまゝに



殘缺敗損す。因て、近年、存する所の數十卷を、社の側に石函を造りて其の内に收藏し、不朽を謀れり。嘉吉年間、安西氏・丸氏と戦争起りし時、此の社の別當は丸氏の叔父たるによつて、安西氏殿堂に火を掛けたれば、舊記寶物悉く灰燼となれりと云ふ。社祠の背後に岡阜あり。大東洋を一觀すべし。治承四年九月、頼朝公この岡に上り、朝旭の海中より出づるを拜し、武運の開啓を默禱なし給ふ。故に朝日岡と稱すと傳へたり。

秋刀魚網

白濱・乙濱邊の數村を總て七浦と稱す。年々秋冬の交に至り、秋刀魚サシと云ふ魚多く集り來る。土人網を以て之を捕へ、鹽藏して樽詰となし、都下は勿論、信州・甲州・上州等總て海魚乏しき地に輸送す。其の價頗る貴し。此の漁事今を距ること百餘年前、千田村の鈴木甚四郎と云へる者、紀伊・伊勢兩國の漁人を招き、相謀りて創めたりと。又、房總二州に今行はるゝ所の八手網は、參河國宮崎の産小島清九郎と云ふ者、平館村に來りて寄寓するの日、傳ふる所なりと。今に至りて房總二州の大なる國益と謂ふべし。

天神社

平館村、又、安房郡瀧口村にアマツカミと稱する小祠あり。これ式内の小四座の内、天神の社なるか。「地名考」には、平群郡中村にある天神社なりと載せたれども、郡を異にす。彼は天滿自在天神にして菅原道眞公を祭れるなり。混すべからず。

高家神社

是亦式内小四座の其の一なり。祭神は高魂命一名南朝夷村にあり。中古、社殿敗壞するによつて、其の地分明

ならざるや。「地名考」・「房總志料」等、「高家神社廢す」とあり。然れば、久しく廢絶してありしを、土人、古老の承傳によつて再び其の地に社祠を設けしなるべし。

日蓮寺

加茂村にあり。勝榮山と號す。古昔は十王の像を安ずる一小堂なりけるが、文永十一年十一月五日、日蓮上人鎌倉より小湊に歸らんとする日、此の堂に止宿を請はる。時の住僧某、日頃眞言を主張するによつて、上人に向ひ問難論議、時を移す。某、宿疑氷解する所あり。終に上人の説に感服し、直に子弟の契約をなせり。上人、竊に弘法啓運の發軔なるを悦び、爾來寺號を以て日蓮と稱すべき由を吾ぐ。天正年間、長狹郡郡山の城主正木環齋の兄正木重郎、故あつて伊豆國玉澤と云へる處に蟄居、僧となりて在りけるが、一精舍を安房國に建立せん事を弟環齋に謀る。環齋直に其の意に應じて曰く、「加茂村勝榮坊は敗壞の小室なりと雖も、日蓮上人最初開運の道場なれば、此の地に造營然るべし」と。不日一寺を建立し、重郎を招き住職となし、勝榮山日蓮寺と號す。本尊は即ち重郎剃髮披緇の木像なり。環齋のことは、長狹郡郡山の條に就て見るべし。

大夫黒

大夫崎村の海濱に深蓬の洞窟あり。土人の言に、「源廷尉義經平家追討の時騎せられし大夫黒、一名薄墨は、此の洞中より産出せし馬なり」と。八島の戦に、佐藤繼信の戦死を傷み、義經、此の馬に金覆輪の鞍置いて舍人に引かせ、繼信の後世を弔へかして、僧の庵室に送られしに、其の馬三日を経て繼信の墓前に往き、舌咋ひ切りて死しけり。今、彼の地に「房州産大夫黒馬埋處」といへる表榜あり。「源平盛衰記」には奥州の産とす。其の

文に曰く、

此の馬は貞任がおき黒の末とて、黒き馬の小さかりけるが、早走の逸物なり。多くの馬の中に、秀衡殊に秘藏なりけれども、軍には良馬これ武士の寶なれば、山をも河をも之に乗りて敵を攻め給へとて、判官奥州を立ちける時進めたる馬なり。宇治川をも渡し、一谷をも落せしは此の馬なり。判官五位尉に成りける時、此の馬に乗りければ、私には大夫とも呼びけり。片時も身を放たじと思ひ給ひけれども、せめては繼信・光政が悲しさに、中有の路乗れかして被引たり。

と。然れども、土人の口碑存する所、大夫崎の名及び八島に立てたる表榜、彼是緣由あるに似たり。なほ、此の海汀に馬蹄石とて馬蹄の痕跡を顯然印する如き石あり。好事の者之を馴りて以て硯材とし、其の蹄痕に就て墨を磨するに、石質堅潤、潑墨愛すべしと。

### 古泉院奇事

江見村古泉院に一奇事あり。寛政元年四月八日早朝のことなりき。其の顛末を「周遊奇談」と云ふ書に載す。安房國惠美村に一禪刹あり。古泉院といふ。二拾石の御朱印地なり。和尚誦經せし折から、一人の小僧報じて曰く、後園より急に水涌き出でたり。不思議なる事どもなりと。時に一人の下男、庫裡の椽先へ水吹き出づと見る中に、境内の大杉の根株へ水つきけるゆゑ、一人の客僧と下男とは驚き、堂前に走り出で、大聲に呼ばりけるは、今にも寺院水中に沈没すべし。早々和尚退去し給へといひながら、逃げ出す。和尚は御朱印と過去帳を左右の手に提げて危く門外へ出でんとするに、はや本堂三分は水中に沈み、終に和尚の死骸は後までも知

れず。何處へか失せたりとも、水死せりとも定かならず。僅か半時間にも足らざる間に、其の寺、堂殿盡く地中に陥没せり。近邊の人々往きて見るに、門の屋根と本堂の棟瓦のみ少しく見え、大杉の梢も僅に見えて、幹は地中に陥没せり。希有の事かなと人々大きに驚けり。丹後の成相・薩摩の櫻島にも曾てかゝる事ありと。余この地を過ぎて古老に問ひけるに、全く「奇談」に記せる所と符節を合するが如し。これ或は地中の水脈久しく塞滞し、一時噴起の勢によつて陥没したるものによ。

### 向西坊

花蘭村黒瀧と云ふ處に沙門向西坊坐脱の岩窟あり。向西坊、初めの名は元助。一本に文助。赤穂城主淺野内匠頭長矩の臣片岡源五衛門の家僕なり。元祿十五年、藩臣四十七人、志を同じうして主長矩の爲に仇讐を報ず。片岡氏用人其の一人なり。諸士と共に竊に江戸に出で、流寓事を謀るの日、大石良雄は山科にあり。江戸同志の者より山科へ密封の書を託せられ、東海道を毎年往來したるは此の元助なり。終始源五右衛門に仕へて流浪の困苦を共にし、其の志を變ぜず。生得忠義なる者にして、幼年の時より源五右衛門不憫を加へて召使ふ。扱も敵討の時、哀れなりしは此の元助なり。極月十三日の事なりき。源五右衛門、元助を膝下に呼び寄せ、「我も永々の浪人ゆゑ、渡世の術に盡き果てたり。下總の邊へなりとも、一類を相頼み、安く日を送らばやと思ふなり。一人ならず家來まで召連れんこと如何なり。不憫には思へども、汝に只今暇をとらすべし。是は着古しの品ながら、形見に其方へ與ふるなり」とて、羽織一領に金二兩添へて出しければ、元助はつとさしうつむき、「幼少より御恩厚き拙者の身なれば、何處までも御連れ下さるべし。何方に御住居なされ候とも、我が身一つは送るべきなり。先方の厄

介にはなるまじく候。兎角御見届け申したし」と、涙に暮れて申しけり。源五右衛門詮方なく、態と詞を改め、立腹の色を顯し、「此の程、汝が不奉公の心底、我を侮る。之を憎しと思へども、久々召使ふ不憫に依て、汝が身に疵付けずして暇とらする所存なり。早速立去るべし」と、氣色を變へて言ひけるが、元助又涙に咽び、「さて、是非なきこと哉。骨肉を碎きても御先途を見届くべしと、神佛に誓ひを掛けしに、今は是迄なり」と、勝手の間に入りて既に自害せんとしければ、源五右衛門驚き差止め、再び膝下に呼び寄せ、斯る忠義の心深き者に、縦令大事を話したりとて、他に漏るゝことあるまじと、事の仔細を明しけり。元助は大きに喜び、「何卒復讐の場へ御召連れ下され候はゞ、生前の面目何か之に過ぎん」と請ふ。片岡氏は此の事を大石氏に告げけるに、大石氏賞歎して曰く、「卑賤の者と雖も、斯る忠義の心深きは、これ全く敵を瘞すの吉兆なり」と。片岡氏家に歸り、之を元助に告ぐ。元助は歡喜の涙に暮れにけり。源五右衛門又曰く、「汝元助、復讐の場に召連れ苦しからざる由、大石氏より許容せられたり」と。之を聞いて元助我が志の貫徹を悦ぶこと限りなし。即ち當日に至り、主人に隨從して吉良氏の邸にぞ打入りける。元助豫め蜜柑を用意し、諸士に向ひ、「さぞ息切れ給ふらん」とて、三四づつ勸むれば、皆々咽喉を濡し、其の働き一層勇しかりけるとなん。事了りて主人を見送り、仙石侯の門前まで至り、主從相共に別れを告げしは、其の心中推し量られて哀れなり。義士自裁の後、四十九日の間、泉岳寺の墓所に詣拜、香花を供し、悲悼の情いと深かりしと。其の頃、元助の忠義を聞き及び、武家方に於て召抱へんと欲すれども、辭して仕へず。終に髪を剃りて道心となり、自ら向西坊と稱し、跡を都下に削ると云ふ。赤穂明傳記。義士銘々傳。斯くて、向西坊は忠義の心全く貫徹し、今は聊か思ひ残る事なければ、當國に渡り、幽寂の塚を求め、安然趺坐、脱化せしもの

と知らる。近年までは其の遺骸儼として生けるが如く洞中にありしを、近邊の愚僧、一頑民の請ひによつて、何れの地にか取棄てたりと。嗚呼、忠僕の骸、終に愚僧の手に觸れて破滅せしは、是亦如何なる因縁にやあらん。土人相傳ふ、向西坊は片岡源五右衛門の子なりと云ひ、或は山岡角兵衛の子なりとも云ふと。さにはあらざるべし。角兵衛は復讐の志を遂げず。期に先だつて病死せり。一人の男兒あり。其の母、兒を抱いて之を大石氏に山科に託す。此の兒日あらずして病死す。片岡源五右衛門二子あり。復讐の時に長男新六十二歳、次男六之助九歳。後、正徳九年十一月、東照君百回の御忌に依て、淺野家義士の子孫その罪赦免あり。其の時、松平安藁守へ片岡氏の遺子新六は六百石、六之助は三百石にて召出さる。然らば、片岡・山岡二氏の子に非ずして、義僕元助なること明けし。

### 千葉縣古事志第五

## 長 狹 郡

### 清 澄 寺

寺は清澄山上にあり。千光山と號す。眞言宗なり。相傳ふ、古昔この處に於て太玉命及び事勝國勝長狹命を合祭せりと。後、寶龜二年に至り、不思議法師經歷の日、一株の老柏樹を伐りて以て虚空藏菩薩の像を手雕し、假に小堂を營んで安置す。是より浮圖氏の靈場となれり。其の後、承和年間、慈覺大師も亦來り、求聞持の法を修

す。時に手雕する所の不動明王の像、今なほ存せり。寺の四面、峯巒圍繞、寶珠・摩尼・如意及び特股・雜舞等の號あり。共に慈覺大師の命する所と云ふ。清溪潺湲、深澗に注ぎ、老杉轟々、天を刺す。幽邃の境、紙筆の能く盡す所にあらず。歴世高緇名僧相繼いで住持す。就中、道善坊の如きは日蓮上人の師たり。日蓮幼より當寺に入りて教訓を道善に受くること多年、其の師恩によつて學業日に進み、終に華經の一派を開き、今に至りて其の宗徒天下に盛んなり。上總眞里谷眞如寺の開祖密山禪師、深く當本尊虚空藏を信仰し、其の靈驗を得て豁然大悟するが如き、是亦世人の知る所なり。天正年間、上總大瀧の城主正木大膳、其の性質勇猛の餘り、當院に所藏する如來の右眼より出づる所の舍利の眞疑を辨せんがため、強ひて之を時の住僧に借り受け、己が城中に持ち歸り、直ちに猛火に投じ、然る後、鐵鎚を以て擊碎せんとすれども、百擊その形狀を毀損することなし。正木氏勇猛なりと雖も、感歎驚怖の餘り、其の舍利を奉還し、水田廿八石を寄附して罪を謝せりと云ふ。今の坂本一村の寺領是なり。「房總志料」に曰く、「清澄山堂殿の建ちたる地は、上總夷瀧郡に屬し、僧室は安房長狹郡に屬す。備按するに、鶴飼の諺に、安房國清澄の僧と見えれば、此山麓華表の立ちし處より堂殿までは、凡そ三十六七町あり。毎年九月十三日を以て祭日となす。房總の二州、東西を分ちて角觥の技を演ず。觀者堵の如し」と。山門及び大殿の匾額は、清人傳氏、諱は王露の書する所なり。王露の傳は「隨園詩話」中に載す。吳興の沈玉田、事の顛末を記し、以て寺僧に贈る。其の文左の如し。

日本安房國千光山清澄寺、爲名勝之區。其山門暨大殿、尙缺匾額。得中土善書人手筆、以垂不朽。享保十一年仲夏、長崎鎮臺土佐守石川公、命其家人粕谷平助、轉囑知事彭城蝶園、訪一名筆。蝶謀之於予。予思、

中外風土不同。至書法之工拙、則有目共見、無可少假者也。溯自蒼頡作書以來、中原代有傳人。迨本朝定鼎、縉紳先生、更雍容儒雅、喜談文墨。一時在朝在野、工書者、不一而足。顧山林之筆、與台閣氣象不同。雖由天授、抑顯晦殊途、則金馬玉堂之體、自非郊寒島瘦者可比也。予有舊交傳君諱王露者、西浙會稽人。登乙未科探花、任翰苑清華之職。眞草絕倫、名播都師。歸棹之時、特專役進都、攜送蝶園。爾時即郵達千光山云。吳興沈玉田撰。

明星井

山門東北の傍にあり。院の舊記に、不思議法師この地に掛錫の日、阿伽水を得んことを欲し、數日懇禱あるに、其の禱果して空しからず。清泉涌出す。依て寺を清澄と名づけたりと。又、或時、井中に明星來影ありしかば、明星の井とも名づくとあり。僧日朝の「化導記」に、「清澄寺は慈覺の建立、本尊虚空藏菩薩也。明星池とて今に在之。本地垂跡、意趣顯然たり」と見ゆ。

朝日森

院の東北に一岡あり。老杉之を圍む。其の前面大東洋を一觀すべし。日蓮上人、此の處に於て旭日の海中より出づるを拜し、初めて法華七字の題目を高唱せり。「高祖年表」に、「建長五癸丑四月二十二日入三昧。二十八日從三昧起、而向朝日高唱法華題名。實本化迹日弘法之權輿也。時年三十二」と見えたり。

埋經塚

塚は本堂の西南、逕路の傍にあり。上に石を建つ。此に銘あり。

清澄寺僧□駕夙世願倫興無極之哀叩其施門借功匠□卓世勝幢永留山中爲華經藏焉□銘曰 美哉維石 孕芙蓉  
芳 豈敢鑽□ 諸經中王

應永甲辰二月八日當代住持比丘明了忠生行年□□□  
建治二年三月十六日、日蓮の師道善坊遷化ありければ、日蓮上人「報恩抄」を作り、弟子日向に命じて之を携へ、甲州身延山より遙に當山に至らしめ、道善の墓前に於て讀誦せしめらる。時に、日向一字一石の法華經を書き、菩提を弔ひけり。即ち、之を土中に瘞埋す。後、一百餘年を経て應永甲辰の歲に至り、時の住僧この碑を立てたるなるべし。

誕生寺

小湊浦にあるを以て小湊山と號す。今、寺院のある處、即ち日蓮上人の父貫名次郎重忠が遷謫居館の地なり。  
貞應元年午歲二月十六日辰の刻注畫讚日蓮上人この處に於て降誕ありしかば、誕生を以て直に寺號とす。中老僧日家上人の開基たり。上人は上總國興津村の人、佐久間兵庫藤原重貞の三男。幼名竹壽丸。建治二年八月十三日、先師の爲に精舎を茲に建立す。日蓮上人降誕の時に當り、清泉忽然として屋後の地より湧出す。即ち斟みて育浴の湯となす。今、院の傍なる誕生水是なり。「注畫讚」に、「此汀有ニ小水。早潦不ニ乾溢。是上人用ニ育浴湯一者也」とあり。

僧日蓮

小湊村の人なり。本姓三國氏、父を貫名左衛門重忠と云ふ。母は清原氏重忠の祖先是遠州の人。大織冠鎌足公十八代孫四郎藤原政直、初めて同國山名郡貫名に

居住す。因て氏を貫名に改む。其の子三郎行直、其の子五郎重實、其の子次郎重忠、即ち日蓮上人の父なり。重忠五人の男子あり。長は貫名藤太重政、次男某早世、三男仲三郎重仲、四男日蓮上人、五男藤平重友なり。是より先、元久元年二月、平家の殘黨雅樂介維基の男三浦雅樂介平盛時、叛逆を企て、伊賀國六箇山に城郭を構へ、進士三郎基度と相共に近國に打つて出づ。時に鎌倉よりの命として、武藏守朝雅を以て打手の大將となす。朝雅、畿内の兵を帥るて之を討伐し、一揆忽に敗北せり。此の頃、北面の武士に、小林民部藤原實信と云ふ者あり。上人の父次郎重忠と親縁なりけるが、京都守護武藏守朝雅が日頃の無禮を憎み、伊勢平氏に心を寄す。重忠も亦北條時政の暴政を忌みて、共に伊勢平氏の一揆に左袒なしたれば、其の罪に依て、實信は上總國茂原に遷され、重忠は安房國小湊に謫せらる。上人の事跡を記したる書世に多しと雖も、虛誕妄説、其の微を取るに足らず。今、暫く「北條九代記」に據るに、

上人は安房國長狹郡東條郷市川村小湊浦の人なり。其の母清原氏、天日耀きて胸を照すと夢みて懐胎せり。貞應元年二月十六日に誕生あり。藥王磨と名づく。一に善日磨。十二歳にして、同國清澄山の道善房の弟子となり、十八歳にして出家受戒し、日蓮とぞ號しける。名是性、一に是正或は是生に作る。元亨釋書に字蓮長、後自ら日蓮と號す。虛空藏求聞持の法を修し、夫より台嶺寺門の間に勤學修行し、三十二歳にして大道利主の志を起し、建長五年三月一に四月二十八日、七字の題目を唱へて宗門を開かれし所に、清澄の道善坊これを妬み、地頭東條左衛門尉景信と心を合せて寺中を追放す。力なく寺を出で、相州鎌倉に來り、名越の松葉谷に草庵を構へ、日毎に出でて巷にたゞずみ、七字の題目を稱揚す。これを聞く人、或は信を起し、或は毀りを致し、其の名漸く鎌倉中に隠れなし。去んぬる正嘉元年より、今、文應の初めに及んで天變地妖ひまなく行はれ、人民飢疫の患に罹る。日蓮即ち「立正安國論」一卷を

作り、文應元年七月十六日に、鎌倉の奉行宿谷左衛門入道景光<sup>〇一作</sup>を以て時頼入道に參らせたり。時頼入道これを披き見たまふに、日蓮の志、我執輕慢の中より宗門建立のため書記せられ、天下この宗門を用ひざることを憤り、世を呪咀する思ひあり。「文章の趣、穩ならず」と讒訴する人ありけれど、打捨てられて侍りけり。又、傍には、「日蓮法師珍しき宗門を立て、諸宗を誹謗し、鎌倉執權奉行頭人を惡口し、我慢尊大なること、世のため人のため災害の根となり申すべく」と沙汰しければ、「斯る惡僧ならば、鎌倉中に許し置くこと然るべからず」とて、弘長元年五月十二日、行年四十歳にして日蓮法師を伊豆國伊東の浦へ流され、伊東莊司<sup>〇一作</sup>八郎左衛門尉朝高にぞ預けられしが、翌年五月に召返さる。文永年間に、日蓮法師猶も名越の草庵にありながら、諸宗を誹謗し、高德碩學を惡口し、將軍家を呪咀せらるゝ由、伊和瀬大輔言上の旨あつて、弟子檀那六人と共に宿谷の土牢に入れたりけり。然れども、猶諸人の怒を宥めんため、龍口の海邊に引き出し、斬罪に行はんとす。相州深く憐みて、俄に赦免せられけり。「此の法師、鎌倉近く叶ふべからず。遠島にうつすべし」とて、武藏前司に仰せて佐渡が島にこそ流されけれ。同十一年二月に、相州時宗大赦を行はれ、鎌倉に歸り入り、夫より甲州に赴き、身延といふ處に一字を構へて移住せらる。弘安五年九月に、武藏國に打越えて、池上と云ふ處に行かれたり。同年十月十三日に遷化あり。日昭・日昭以下高足の弟子等、諸方にめぐりて法華經を讀誦し、題目を唱へ、不惜身命の行を勤め、漸く宗門世に弘通し、持經修道の男女、貴賤となく諸國に今盛んなりと載せたり。

蓮華潭

誕生寺の東北海濱にあり。相傳ふ、蓮祖降誕の日、此の潭中より、忽然として數莖の蓮花開生すと。「注書讀」に曰く、「師之生日、風和波靜。海上青蓮華、其華也十數莖、其長也數十丈。遠近奇之、觀者如市。時聞兒之呱呱而啼。入而賀之。」と。兒は即ち蓮祖なり。

序社

天津村にあり。天照皇太神を祭る。相傳ふ、土人この神の鎮座ましますを、「よき設置かな」と、深く喜悅せしかば、時<sup>マツカ</sup>の神社と名づけたりと云ふ。將軍賴朝公、石橋山に於て戰敗れ、虎口の危難を逃れ、當國に渡らせ給へる日、此の社に詣拜あつて、平家追討・國家泰平の祈願を掛けられしに、其の祈願果して空しからず。遂に仇を報い、天下の政權を掌握なし給ひければ、其の尊信禮敬、他の神に異なり。即ち、此の東條の地を以て伊勢の祖廟に寄附ありし時、當社の神主會賀次郎大夫生倫、將軍の命を蒙り、其の願書並に寄進狀を受けて伊勢外宮に奉使せしことあり。尙又、頼家公降誕の時、三浦平六、命を受けて當社に奉幣したること、左の如く「東鑑」に載せたり。

壽永三年五月三日、被<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>寄<sup>レ</sup>附兩村於<sup>二</sup>所太神宮。去永曆元年三月、御出京之刻、感<sup>レ</sup>靈夢<sup>二</sup>之後、當宮之事、御言仰異<sup>二</sup>他社。然平家之黨類等、在<sup>二</sup>伊勢之國<sup>一</sup>之由、依<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>風聞、遣<sup>二</sup>軍士<sup>一</sup>之時、縱雖<sup>レ</sup>爲<sup>二</sup>免賊之住所<sup>一</sup>、不相<sup>レ</sup>觸事之由於<sup>二</sup>祠官、無<sup>レ</sup>左右<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>亂<sup>二</sup>入神明御鎮座<sup>一</sup>之旨、度々所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>含<sup>二</sup>也。謂<sup>二</sup>件兩所<sup>一</sup>者、內宮之御分、武藏國飯倉御厨、被<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>付當宮禰宜荒木田成長神主。外宮之御分、安房國東條御厨、被<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>付會賀次郎大夫生倫神主。爲<sup>二</sup>一品房奉行<sup>一</sup>、遣<sup>二</sup>兩通御寄進狀<sup>一</sup>。生倫參候之間、載<sup>レ</sup>御願之旨趣、賜<sup>レ</sup>御書於生倫。生倫正<sup>二</sup>衣冠<sup>一</sup>、

參御所給之。

御寄進狀進云、

寄進 伊勢皇太神宮御厨壹處。

在武藏國飯倉。江戸芝神明。

寄進

伊勢皇太神宮御厨壹處。

在安房國東條。天津侍社。

右志者、奉爲朝家安穩、爲成成就私領、殊抽忠丹。寄進狀如件。

壽永三年五月三日

正四位下前右兵衛佐源朝臣

治承五年壽永元年八月十一日、己酉、及晚御臺所有御產氣。中略爲御祈禱、被立奉幣御使於近國宮社。

安房國東條侍社

三浦平六

同國洲崎社

安西三郎

東條西村と云ふ處に、瀧口時明神として古社あり。其の神主も亦會賀氏なり。天津の地、古昔同じく東條郷の内に屬す。日蓮上人の消息に、「東條の郷天津」日朝の「化導記」に、「東條天津の社」と見えたり。然れば、「東鑑」に載する侍社は西村なるか、天津なるか、いづれなることを詳にせず。

### 工藤吉隆

居館の遺趾、天津村にあり。工藤左近丞、諱は吉隆。常に日蓮上人の説法を聞いて深く尊信す。文永元年十一月、家臣淺倉某に命じて、上人を花房村の青蓮房より招待せんとす。上人その招きに應じて出で、東條の地頭左衛門尉景信が館の邊を過ぎんとす。景信元より眞言宗を尊信す。上人の清澄寺に在つて念佛無間・禪天魔・眞言亡國・律國賊と説くを聞いて大きに喜ばず。家士數人に命じ、小松原に埋伏して上人を不意に襲はんとす。之を吉隆に報ずる者ありければ、吉隆驚き、家臣數輩を率ゐて小松原に至り、東條氏の兵と出逢ひ、力戦し、上人を以て虎口の危難を免れしめ、自身其の處に戦死す。上人其の死を深く悲痛あつて、妙隆院日玉と諡し、爲に菩提を弔はる。吉隆一男あり。即ち上人の弟子となり、刑部阿闍梨長榮坊日隆と號す。小松原鏡忍寺を創建し、猶又、相州石井山長勝寺を中興せり。「鎌倉志」に、「今の長勝寺は荒地なりしを、中頃、房州天津の人日隆法師この舊地を慕ひ、一寺を建立し、舊に依て長勝を寺號とす」云々。又、その樓鐘の銘に、「相州鎌倉石井山長勝寺者、安房天津人日隆上人所草創之精舎。而讀誦一乘妙典所。貴賤男女趣佛地之靈場也」と彫鐫せり。

### 葛崎

濱荻村の海濱にあり。巨巖並び立ちて、上に樹木を生ず。兩山相對峙する狀の如し。其の邊をすべて葛崎と云ふ。「里見志」に、「角田丹後一明を以て葛崎の城代となす」とあり。此の地、上總國界を距ること遠からず。要害の地たるに依て、嚴重に堡砦を設けしものならん。今に砦壁の大石幾箇となく墮ちて海汀に散在す。又、「房總軍記」に、「里見義弘死すと聞いて、天正六年五月六日、大田木の正木大膳時茂心を變じ、小田原の北條氏に左祖して濱荻の城を攻め、其の民家を掠む。時に、部下滿里谷又四郎京一本に備州右と云へる者、主大膳を刺殺して以

て里見氏に降る。是に於て上總大田木正木氏滅亡す」と見ゆ。

道玄淵

東條村の山間藁倉と云へる處にあり。一にわがうしの淵と呼ぶ。わがうしは我が大人にして尊稱の辭なりと。地頭東條次郎兵衛入道道玄、世務を辭して早く隠逃し、山中に居を營み、此の淵の邊に住す。故に東條の里人は之を尊稱して我が大人の淵と云ふ。他村の者は道玄淵と稱するなり。道玄は壯年より武勇の名譽高きによりて、深く平將門の知遇を得たり。故に、天慶の亂に將門の旗下に屬し、同三年二月二日、下野國壬生に於て、官軍陸奥住人津川平六貞包と馬上に苦戦し、終に兩人刺し違へて死せり。行年六十有一年と國史に載す。

東條景信

景信は安西景益四世の孫景清の子なり。東條の地に館を設く。依て東條を氏とす。僧日蓮が清澄山の宗論に念佛無間・禪天魔・眞言亡國・律國賊と説くを聞いて、深く之を憎み、文永元年十一月十一日、日蓮を我が領地小松原に襲ひ撃殺せんとす。之を聞き、天津住人工藤吉隆來り援ふにより、其の志を果さずして還る。後、正應四年辛卯歲八月二十三日、六十有三にして病死す。日蓮の事跡を記したる諸書に、「景信、日蓮を襲ひ數日ならずして病死す」又は、「歸る時馬より落ち、吐血して途中に死せり」と載す。さには非るべし。如何となれば、東條惠日山永明寺と云ふ禪刹に景信の位牌を存す。「寶昌寺毀道悟景信大禪門、正應四辛卯歲八月二十三日、享年六十三逝去」と記す。因て考ふれば、此よりさき、弘安五年、日蓮既に入寂し、後、九年を過ぎて景信逝去せり。然れば、文永元年、日蓮を襲ひしより二十七年の久しきを経て逝きぬ。ひとり僧日朝の「化導記」に、「上人小松原に於て危

難に遭ひ給へる後、景信なほ存命なれば、東條の郷をせかれて入ること能はず。故に、父母の墓を拜せざること數年に及びぬ」と見ゆ。是の實を記すと謂ふべし。今に東條氏居館の遺趾を寶昌寺と稱す。是は景信の諡號によつてなり。景信の子中務丞景範より太郎左衛門尉昌純・民部丞長信・左衛門尉信教・民部少輔長康・伊豆守長宣、世々相嗣いで此の地に居住せしが、文安年間、里見義實のために滅亡す。長康の男十郎左衛門尉長好、竊に四國へ赴き、細川成之に寄食し、文龜二年二月某日、阿波國に於て卒せり。

西郷氏

西郷氏居館の跡は、東條寶昌寺にあり。西郷氏數世、遠州・參州の境なる本坂峠に居住し、今川家の幕下たり。彈正左衛門正勝一に正員の世に當りて、徳川家康公に奉仕す。故に永祿年間、今川一味の兵に夜討を仕懸けられ、正勝其の子元正、家臣七十餘人と共に戦死す。元正の子義勝、此より本坂の居處を離れ、菅沼新八郎の許に寄食す。後、家康公の助力を得て再び本坂の舊地を取返す。義勝、元龜二年、參州竹廣の役に戦死す。叔父清員元正の弟の子家員家を嗣ぐ。家員慶長二年死す。子忠員嗣ぎ、同六年死す。二男康員嗣ぎ、同十八年死す。三男正員家を嗣ぎ、後、若狹守に任せられ、寛永五戊辰歲、安房國に於て祿一萬石を賜はる。其の故は、大坂落城の後、浪人共島々浦々に身を隠し、動もすれば邊疆の民家へ押入り、財寶米穀を掠む。當國も亦其の恐れあるにより、正員を防禦の爲とて差越されたりと。「除邑錄」に、「正員卒し、其の子孫六郎延員幼くして家を嗣ぎ、萬治三年十二月二十八日叙爵、若狹守に任ず。後、故あつて此の地を沒收せらる」とあり。正員及び其の家臣の墓は、同村永明寺境内に存す。皆、五輪の石塔のみにして、其の年月を識さず。



鏡忍寺

小松原村にあり。因て小松原山と號す。日蓮上人、此の處に於て東條左衛門景信の爲に襲はれ、危難を受く。時に、鏡忍坊、上人に隨つて此の地に至り、東條氏の兵を防ぎ、爲に殺さる。工藤吉隆の男日隆法師、弘安三年甲州身延山に於て、日蓮上人の命を受け當國に來り、濱荻村の北浦忠吾・忠内等と謀りて、鏡忍坊の討たれたる地に就き此の寺を創建すと云ふ。「房總志料續篇」に日曉の開基とあるは誤りなり。

洗創井

花房村にあり。相傳ふ、「日蓮上人小松原に於て敵兵の爲に襲はれ、眉間に刀創を受け給ひ、紅血滴りければ、此の井水を掬み取りて洗ひ給ふ」と。又、濱荻村に同名の古井あり。何れが眞なるやを知らず。

掛松寺

袈裟掛山と號す。日蓮上人小松原危難の時、濱荻村の住人北浦忠吾・同忠内馳せ來り、此に於て上人の袈裟を脱し、路傍の松樹に掛けて介抱す。後この樹を伐りて上人の像を彫刻し、當寺の本尊とせり。「房總志料」に、「今の如く寺となりしは、實に享保年間のことぞ。初めは四壁の小堂にてありき。今の袈裟掛松と稱するものは後に栽ゑたるなり」と見ゆ。傍にある小流を夜長川と云ふ。上人、此の地に露宿して一夜を過し、天明を待ちて夜の長きを覺ゆ。故に斯く名づくると云ふ。

日向上人

上人は泉村の人なり。上人の祖父を小林民部實信、父を男金藤三郎實長と稱す。泉村の内男金といへる處に居住

するによつて氏とす。元久の亂に伊勢平氏に同意ありしかば、實信上總茂原に遷され、領主齋藤兼綱に預けらる。其の後、實長は貫名重忠日蓮上人の父縁者たるにより、當國泉村の男金と云へる處に移住せり。土人これを男金殿と稱す。實長一子あり。祖父の名に依て民部と稱す。即ち日向上人なり。民部十二歳の時、日蓮上人の弟子となり、名を日向と命ぜらる。學業日に進む。師日蓮の跡を慕ひて佐渡が島に渡り、後又、身延山に至りて一々師の説法を筆記せらる。日向記是なり建治二年三月十六日、清澄寺の道善坊遷化ありしかば、日蓮「報恩抄」を作り、同七月、日向上人に命じて之を携へ清澄に至らしめ、道善師の墓前に於て讀誦せしめらる。時に日向一字一石の經文を書寫し、菩提を弔へり。弘安五年、上總國茂原の地頭兼綱の請ひに應じて、其の地に一寺を創建す。後、甲州身延の地頭波木井氏の懇請により、正應十年十月、身延山第二世となる。住職二十七年。後遂に上總國法花谷と云ふ處に閑隱して卒す。即ち其の骸を男金山東面の麓に埋葬す。碑石あり。其の面に、「示寂日向上人、正和元年九月三日卒」と記す。側に又碑石一座あり。面に、「法號妙信尊靈、永仁四年九月三日逝去、俗名男金藤三郎。法號妙向尊靈、正安三年四月三日逝去、佐久間氏」と合鑄す。妙信は即ち上人の父實長、妙向は母なり。彼の宗徒の記せる書中に、「日向上人は小林民部實信の嫡男なり」といふは誤れり。實信の男は即ち藤三郎實長にして、上人は實信の嫡孫なり。

海瀨島

島は前原村正東の海にあり。陸地を距ること凡そ三十餘町。無數の海瀨この小島に集る。其の肥大なるものは牛の如く、小なるものは狗の如し。此の獸、聲を發する時は三里外に達す。漁人この聲を聞きて雨を占ふに必ず驗

ありと云ふ。「大和本草」にアシカ、又、ウミオソと見ゆ。其の形、水獺に類す。遍身毛あり。口少しく尖る。齒牙犬の如く、耳甚だ薄く、小鬚ありて粗く、腹の傍左右に鱗の如きものありて廣し。其の裏面に爪あり。尾の傍にも同じく鱗の如きものあり。岐をなす。爪各々五つあり。即ち水かきなり。海中に在りて立つ時は、半身水上に露出す。水中に游泳する時は、其の進退廻旋極めて自在を得。巖上にあつて常に睡臥す。「本草綱目」に、其の主治を載せず。「丹岳筆乘」に、「入水食魚。性好眠。每居岩頭而鼾睡。故以人之好睡者、比海獺。形大者爲雄、小者爲雌。人以鉞刺之、煮而食。其味亦稍佳。相模・安房海上見之」とあるは、即ち此の島を指すなるべし。此の獸、身に創傷を受ければ、海汀の溪流に向ひて泳ぎ來る。其の故は、一度身を淡水に浴する時は、其の創傷立ちどころに癒ゆることを知ればなり。土人これを見て往々捕獲して食す。

### 萬騎坂

磯村にあり。土人の言に、古昔頼朝公石橋山の戰敗れ、僅に七士を従へて當國に渡らせ給ふ。此の地に至り、軍兵追々馳せ集り、其の勢一萬騎に及べり。故に萬騎の名ありと。「東鑑」を按ずるに、「治承四年八月廿九日、佐殿三百餘騎にて、安西三郎景益の館より上總國に赴き給ふ」と見えたれば、いかでか一萬騎あるべき。此の地萬騎の名あるは、是より前、長元三年正月、平賊千葉の忠常を誅伐せんために、安房守光業、右兵衛佐成道と、上總夷北に要害を構へ、三十餘日を送りしが、成道抽蒐し、千葉勢と戰ひ、敗れ、詮なくして都に逃げ上る。光業は後に残り、「小勢にては守り難し」と、即ち夷北の砦堡を捨て、安房の國府に還りけるに、既に領地の者ども逆賊忠常に心を寄せ、當國館山に於て野伏海賊等を語らひ、路を東北の海岸に取り、夷北の砦堡を襲はんとせしが、途中に

於て光業すでに國府に歸ると聞いて引還す。「時に其の勢一萬騎」と國史に載せられたれば、賊徒、館山より東海岸を経て、此の磯村まで押し來り、それより國府の方へ返せしなるべし。萬騎の名、蓋し茲に原づく。

### 土岐頼房裔孫

波太村に住す。上總國夷瀧郡萬喜の城主土岐彈正少弼頼房の裔孫なり。金左衛門と稱し、漁業を産とす。頼房は、清和天皇第六の皇子貞純親王四代の後胤攝津守頼光の孫美濃國の守護職土岐大膳大夫常頼の一族たり。彼の家齋藤道三の爲に衰へしをうとみ、本國の美濃を去りて諸國を流浪し、關東へ下り、上總夷瀧郡に寓居せしが、程なく手勢付きしかば、遂に萬喜といへる處に一城を築き、萬喜彈正少弼頼房と稱す。其の男頼春、武勇の聞えあつて近村近郷を多く打隨へたり。中頃、里見氏と婚を結びしが、鴻の臺一戰後、里見氏に背いて小田原の北條氏に歸す。「甲陽軍鑑」十三將の中に萬喜少弼とあるは、即ち頼春のことなり。「天正年間、城陷の日、小濱浦より漁舟に打乗り、江州平潟に逃る」と、「房總治亂記」に見えたれども、今この波太村に居るは、頼春の裔孫なること歴然疑ふべきなし。祖先頼春の位牌をも存し、且又、家章の旗一流を藏す。今の金左衛門に至るまで血統絶ゆることなく、子孫は一代一度必ず上總萬木村に至る由。其の時は、彼の地の豪農巨商と雖も之を尊敬貴重し、君臣の禮を以て待遇殊に厚しと云ふ。

江州は原本のまゝ

### 仁右衛門島

仁右衛門島一に蓬島と名づく。波太村の海上にあり。島の周廻一里餘。平野氏茲に居住し、世々仁右衛門と稱す。島の四面一里餘の海上を領せり。故に、近村の漁人この海に在て漁業をなす者、毎年漁税を平野氏に納む。

相傳ふ、將軍賴朝公より賜はりし所と。此の島、東に大洋を一瞰し、西は奇巖絶壁、層重相連り、其の下白沙青松、碧浪と相掩映し、眞に佳麗の地なり。故に、文人墨客、當國に至る者は必ず來つて遊覽す。蓬島の名は、寛政年間、下總の人物部鳴岳の命る所なり。島に一碑を建つ。其の文に、「余問島名。平野氏曰、人未有名之。爲余擇焉。余曰、名之難矣。名不正則言不順。請以蓬島。即取諸蓬萊之義也。天下之詞人、至此者抽藻寄懷賦此勝。豈可讓安期之樂哉」と識せり。

一戰場

箕岡山の麓、川代村にあり。方二町の平原にて、古昔は民家ありしと思しき地なり。土人の言に、將軍賴朝この處に止宿あり。長狹六郎常伴と戦ひたりし故に一戰場の名を存すと。土人の口碑實に信ずるに足れり。「東鑑」に、「治承四年庚子 月三日、佐殿自平北郡、赴廣常居所給處、昏黑之間、止宿路次民屋。當國住人長狹六郎常伴襲御旅館。三浦義澄遮之、常伴敗北」云々と。此の地、六郎常伴が居館太田學村金山より西南に當り、凡そ三町餘に過ぎず。

左忠太常澄

常澄は長狹六郎常伴の家臣にして、太田學村金山に居住せり。主人常伴、元來平家の恩顧深き者なれば、去る治承四年九月三日、賴朝公川代村の民家に止宿と聞くより、直に家臣を率ゐて其の旅館を襲ひ、奮戦を遂げ、終に志を達せずして茲に討死す。後又、賴朝公よりの命として常伴の居館を毀ち、其の領地を以て盡く東條氏に賜はりければ、常澄の心中一日として寢食を安んぜず。如何してか賴朝公を害し、主人の讐を報じ奉らんと、獨、鎌倉に住

みて忠死す。「東鑑」に曰く、「養和元年六月廿日、鶴岡寶殿上棟事畢後、武衛令退出給時、男一人交供奉人、頻迫于御後。其長七尺餘、頗非尋常 武衛顧之云々。還御之後、召出庭中。曳扞直垂之下、着腹卷、髻付札。安房國故長狹六郎常伴也。問事之由、常澄曰、去年秋、於安房國、主人蒙討伐之間、從類盡以牢籠。寤寐難休鬱胸之間、爲果宿意到此。即曝死骸之時、爲令知姓名、髻付札。不及子細。被召預梶原平三景時一畢」と。實に晋の豫讓にも譲らざる精忠の臣とや謂はん。「大日本史」は義烈傳に載す。

東條氏城跡

太田學村金山と云へる處にあり。東條氏數世茲に居住す。城は西北に向ひ、山の半腹にあり。秋重の世に至り、文永二年六月八日、里見義實の爲に攻落さる。「里見志」に、「東條七郎秋重、上總の正木大膳時綱と心を合せて、長狹郡金山の要害に立籠り、里見義實の命に従はず。依て義實之を攻む。六月八日巳の刻に合戦始り、互に矢を發す。秋重の臣坂口權兵衛、中田清左衛門及び歩卒を射殺す。此の城、追手の方其の備嚴重にして攻め入り難し。搦手は必ず險阻を恃み、其の備あるまじと義實申されければ、當國荒川の住人高梨彌右衛門を案内者として、同夜亥刻ばかりに、木曾・堀内等僅の樵路を求めて城の背後に忍び入り、様子を覗ふに、果して備を設けず。處々に火を掛けたれば、城中驚き騒ぐ所を、其の機に乗じて追手より一時に攻め入りたれば、秋重生年三十八歳、茲に討死し、士卒四方に散亂し、正木時綱も上總に引取り、終に落城に及びけり」とあり。

頑器和尙

和尙名は頑器、獨睡庵と號す。北小町村前田氏の家に生る。「大梅禪師深川長慶寺開基記」に曰く、「獨睡庵頑器和尙は

房州小町人、前田氏。年八歳にして同郡の長安禪寺に入り、句讀を學び、字を習ふ。頑器性質強暴、院にあつて偶々同學の兒輩と爭論し、案上の鐵紙鎮を執りて敵兒の頭を撃傷し、流血面に迸り、兒立所に死す。兒の父母悲嘆して止まず。頑器の父聞いて走り來り、直に刀を抜き、頑器を殺し死兒の父母に向ひ罪を購はんと請ふ。長安住僧之を阻んで曰く、「縱令、兒を殺すとも死者再び生くべからず。此の兒強暴なりと雖も、天質聰慧、亦愛すべし。希くは愚僧に此の兒を託し給へ。身を佛門に委ねて長く死者を弔はゞ足らん」と言ふ。父某、直に刀を以て兒の頭髮を斷ち、之を寺僧に託す。頑器長安に在りて志を勵し、日夜勤學怠ることなし。後、四方を經歷して諸名師に參し、世に頑徳の聞え高く、終に一派の禪統を開く」と載す。「日本續王代一覽」に、「享保六年十二月十日、獨睡庵頑器和尙、上野國寺尾村に於て寂す。歳七十三。房州小町の林間に葬る。參僧凡そ五百有餘人、其の中信州の大梅禪師龍象たり。頑器の禪法世間に流布するものは、専ら大梅の弘通によれり」と見ゆ。今の前田氏源藏と稱す。和尙の墳は前田氏の宅を距ること四町餘、田畝の中に二町四方の小高き松林あり。是即ち頑器和尙埋骨の地たり。上に碑石あり。其の面に、「總持第一座量外頑器和尙墓、享保六丑年十二月十二日卒」と記せり。

## 僧德峯

德峯、これ亦小町前田氏の家に生る。資性剛毅穎敏、一朝頭髮を斷ちて僧となり、梅峯和尙に隨ひ、宇治の興聖寺に參禪し、夫より四方を經歷して宗學日に進めり。初め、加州東光山護國寺の住僧卍山、常に永平禪師を追慕し、「正法眼藏」を讀んで嗣書面授の卷に至り、卷を掩うて長嘆して曰く、「嗚呼、佛祖の傳法は、必ず一師印證面受相受にあること、高祖如此此嚴重に誠め給へり。然るに、中古以來、宗風地に降り、法系の亂れ、宗統の斷ゆる

こと、孰か是より甚しからん。我何ぞ據を擇ばざらん。寧ろ棄て、他宗に投ぜんか。はた、發願して古道を挽回せんか」と。一旦奮然として復古の志を決せり。卍山、或時紀州の皓臺寺の住僧玄光に遇うて夜話する序、獨庵宗弊を深く嘆ぜられ、「前に岨山といへる者、當宗統の亂れたるを痛み、直に衣を改めて律僧となり、京師獅子谷に跡を晦すこそ愉快なれ」と言へり。時に德峯侍坐してありしが、此の言を聽くより慷慨扼腕、誓つて卍山の志を續がんとて、遂に關西に發回し、同志慧光なる者と約して曰く、「我、宗の弊風を矯めて古に復せずんば、死すとも休せず」と。即ち相共に江戸に至り、「玄光・卍山兩老僧の命なり」とて事を謀りける所に、慧光は病に罹りて死せり。然れども、德峯其の志益々屈せず。三僧統の大寄合場へ出訴し、「上方の兩老僧玄光・卍山の使僧德峯、此の度伽藍相續の弊を革めんことを願ふ」由の書面を捧げければ、僧統云く、「玄光・卍山の二老は何とて疎慢なるぞ。宗門の大事を訴ふるに、自身にも來らず。汝の如き平僧を差出すことぞや。汝退いて重ねて出づることなかれ」と叱り給ふも、實に理なり。德峯、心剛に少しも撓まず。強ひて訴ふること數度に及べり。折節、大忠寺月番に出で申しければ、「今我が玄光・卍山、心膽を碎き革弊を願ふ。何ぞ山川道路の悠遠を憚らん。先づ愚僧を遣して御僧統の機嫌を伺ひ、事を謀らんとせしに、思はざりき、護法の念なき哉」と申しけるに、監司石門云く、「此の事、宗門室内の議にて、汝ら平僧分上の事にあらず。又、兩老僧も今時の伽藍相續錯りなりと思ひ給はば、早く濟家黃檗になりとも改宗いたされ然るべし」と申す。德峯腕を張りて躍り出で、「吾、後生なりと雖も兩老の憂に代つてこれを訴ふ。平僧分上さへ法を思ふこと如此なるに、如何に御三寺に於て是を憂ひ給はざるや。如此の宗弊を其のまゝ捨て置きて高祖を辱しめんよりは、先づ御三寺、眞言・天台になりとも改宗して世を

渡り給へ。其の罪輕からん」など、憚る所なく申しければ、石門怒りて訴狀を投げ返さる。德峯、「然る上は直訴すべし。添簡を賜はれよ」石門云く、「何の添簡かあるべき。何方へなりとも勝手に任すぞ」と、其の座を立つ。德峯足を置く所なく、元祿九年夏、寺社奉行戸田能登守殿の衙に罷り出で、兩眼に涙を浮べ、右の訴狀を捧げけるに、官吏古後善太夫の云く、「御邊を見るに平僧なり。斯る大事をやさしくも上奏するものかな。余、御邊が志を大なりとす。故に御帳に記し留むべし。されども、役寺の添簡なければ、御取上げなきは大法なり。御邊再び出づること勿れ」とて、やがて、大帳に、「曹洞宗嗣法革弊の願、玄光・出山の代僧德峯」とぞ記されける。實に無出世の僧、卒爾に出でて官威を犯すところに御咎めもなく、この事の御帳に留めらるゝは、後來復古の前兆にて、即ち、德峯の如きは之が嚆矢と謂ふべし。德峯この事につき餘りに鋭氣を奮發せしゆゑ、世人即ち現婆羅門とぞ稱しける。官訴中、德峯は芝飯倉片町瑠璃光寺に寓居せり。官裁の後、江戸徘徊を停止せられ、羽門に落魄せしが、出山老その勞を念うて招き寄せ、大乘精舎に依棲せしむ。遂に出世して密山和尙を承嗣し、羽州の吉祥・總光の兩寺に歴住して卒すと。德峯、身孤獨平僧の分として江戸役寺に出で、日本國中に於ける曹洞二萬餘寺の僧徒を相手どりて、終に復古の宿志を遂げたるは、實に緇中の大豪傑と謂ふべし。

正木氏城跡

上小原の山上にあり。正木氏、原は三浦氏。世々相模國三浦に居住す。三浦陸奥守義同の二男大膳亮時綱、里見義實に隨うて、嘉吉元年、此の國に渡り、屢々戰功あり。氏を正木と改め、上小原郡山と云ふ處に一城を築く。天文二年癸巳七月廿七日卒す。百七 其の三男左近大夫時忠、里見義堯の命によつて上總國勝浦に居住す。後、

再び此の地に歸り、天正丙子八月朔日卒す。其の男大膳義時一本意時 上總大瀧に居城す。因て五男邦時をして家を嗣がしむ。義時叛逆を企て、天正六年五月六日、當國濱荻まで攻め入りし所、家臣満里谷又四郎のため弑せらる。此の時、邦時兄弟なれば、里見氏を憚り、郡山の城を棄て、成川村と云ふ處に隱居し、環齋と號す。此より郡山は廢城となりぬ。然れども、里見家に於ては、「正木氏常に先鋒となり、屢々戰功を立つるによつて武名殊に高し。其の家を破滅しては隣國の聞え悪しかりなん」と、里見義頼の弟彌九郎道種或作三に正木氏を冒さしめ、大膳と號し、安房郡館山藤井といへる處に居らしめ、後、再び元の郡山に居城せしむ。「關東治亂記」に、「里見氏一家の正木大膳」とあるは、此の人なり。又、「里見志」に、「郡山城主正木大膳道種卒す」とも見ゆ。其の男彌九郎、里見忠義伯耆の國へ遷謫の日、隨從し、後、彼の地に於て卒すとなり。

環齋屋敷

成川村にあり。環齋は、前條に出す如く郡山城主正木左近大夫時忠の五男なりしが、父之を立て、其の家を續がしむ。兄義時、上總大瀧の城にあつて里見氏に叛き、逆心を企て、當國へ攻め入る途中にて家臣のため刺し殺さる。因て憚りあれば、邦時は郡山城を里見氏に呈し、其の身薙髮して此の處に隱遁せり。承應元年壬辰年七月二日卒す。環齋一男一女あり。女は徳川家康公に宮仕し方阿茶。頼宣公を生む。元和五年十二月、公が紀伊國を領受し給ふに及び、環齋の男爲春召出され、再び氏を三浦に復し、長門守に任ぜられ、頼宣公に付き紀州に移りて祿二萬石を賜はる。實に紀州の藩臣の長たり。「里見志」に、「邦時遁出して、父時忠のために一軀の佛像を成川の居所に手刻し、菩提を弔ふ」とあるは、即ち此の地なり。

阿茶方は  
一に阿満  
とある

### 二山狩雷獸

二山は小原村の西南にあり。相傳ふ、古昔この山上に於て、年々正月、雷獸を狩獲したる由。近年まで、地頭酒井氏より雷獸狩の式とて、年々正月には家臣數人來りて此の山に登ることありと。「和漢三才圖會」に、「安房國二山雷狩。每歲正月、里俗群集爲雷狩。獲如鼯鼯者多殺之。其夏雷鳴少矣。如不狩獲、則雷鳴多。云々。不審」と載す。又、漢土にも、「雷州多雷獸。人捕而食之」と見えたり。

### 長安寺

宮山村布川○富川と云ふ處にあり。故に布川山と號す。寺料百五十石、曹洞の大刹なり。正木氏の創立にして、榮祐禪師を開祖とす。初め三浦陸奥守義同道法名の男三浦小次郎、里見義實に隨うて相模國より當國に渡り、郡山に居城せり。其の三男左近大夫時忠、卒して長安寺殿武山正文と諡す。碑石今存す。因て其の諡號を以て寺號となす。

開山第二祖榮祐禪師は甲州山梨郡の人なり。「傳燈錄」に曰く、房州長安寺受天榮祐禪師、甲州山梨郡坂垣氏子。早歲慕出生法、投廣濟寺得度。偶看傳燈曰、古人爲法輕身命行難。吾亦何人耶。決不レ明大事不レ歸郷。不レ憚遊行。遍參三十餘員師。曾聞無敵禪師居士峯麓法席孤峻也、自謂、別有長處。便往造焉。敵見師來面壁。師隨背曰、自遠望風、特來禮和尚。請慈悲爲我一面。敵不顧。師曰、若不面打殺和尚。敵又不顧。師既知眞善知識、乃挾複子出門。移頃復歸、密隔牆窺之。敵漸起出定。師乍自耶外出便問。如何是和尙正法眼。敵曰、菴北菴南、山又山。師乃具威儀禮拜、誓侍左右執勞。已經二十年、到支奧。敵囑曰、荷負大法、盡存子躬。付以雷軸和尚法衣。

時房州太守源義弘里見新創長安寺、延師爲開山第一祖。不數歲遂成叢席。偈曰、神光圓照周沙界。妙體如々絶古今。直下不レ生凡聖解。一鈎明月落波心。天文甲辰十一月六日、跌坐而脫。春秋八十有一

とあり。然る時は、里見義弘、正木時忠卒するによつて爲に一字を創建し、天祐禪師の碩徳を聞き、招待あつて開山第一祖となせるなり。是より大刹となり、相嗣いで名僧高緇住山す。就中、十一世古山和尚の如き、其名叢林を動し、當時天下の禪徒その右に出づる者なし。幕府に召し出され、將軍秀忠公の前に法話す。公、金帛を賜ふ。加州太守常利、天徳禪寺を創立するに及んで、和尚を懇請して開山第一祖とせり。「月坡語錄」に、大相國秀忠公、聞師之道價、供養武陵大城時、師爲公法語。公厚賜珍帛、送歸山。加越能三州刺史亞相利常、於金澤創大禪院、號曰天徳。將訪求哲匠住持。遂聞相國秀忠公命、請師住持。利常使家臣請師。師不答。於是、秀忠公自告師、以利常請意勸師。不獲已而遂往。開法大興洞宗。凡僧自江湖輻湊、略隸名於籍者、及五千餘指矣。と載せたり。

### 簗岡山牧場

簗岡山、北は平塚村に起り、南は貝渚に終る。其の間凡そ五里餘、東西或は二里、或は一里。西麓は平群・朝夷の二郡に接せり。此の牧地を東西に區畫して、東上牧・同下牧・西一ノ牧・同二ノ牧と云ふ。青草繁茂、處々に清水を生じ、駒馬饑渴の患害をまぬかれ、極めて放牧の良地たり。古昔、當國白濱及び珠師ヶ谷に牧地を開かれしことは「延喜式」に見ゆ。此の簗岡は、里見氏の時より駒を放つて乗騎に充つと云ふ。其の頃は、牧士高梨半兵衛・

池田久兵衛・加藤忠兵衛として三人あり。石井某と云ふ者に既局の乗騎を總管せしめ、牧士十三人を置く。夫より良馬慈息して今は數百頭に及べり。尤も其の馬種「ありきたり」と稱するものあり。此は、里見氏の頃より自然存するものなり。その他「ハルシヤ」・「アラビヤ」・「シヤムロ」等、皆其の國々より來る。將軍有徳公の時に至り雪山の白牛を放牧せらる。其の牧地に放つもの家牛と異にして、山野に優遊起臥し、身に枯槁牽掣の患なく、其の食する所のもの仙茅靈草ならざるはなし。因て乳汁を採つて酪酥となす時は、人の虚損を補ひ、熱毒を消解するに於て極めて効驗あり。「本草綱目」に曰く、「解熱毒、止渴、除胃中虚熱。時珍曰、補虚損、生精血、壯顏、色、利腸臟。別錄曰、補五臟、利大小腸」と。此の酪酥を製することは、西域印度の地最も盛にして、且、貴重することなり。天竺國の雪山白牛多し。其の尿尿に至るまで、亦之を汚穢なりとせず。器内に貯蓄して賓客の用に供す。故に、「法華經」に、「以白牛糞塗於祕密壇場。」の語あり。桃井某の「白牛酪考」に、「我房州養岡白牛、製乳汁、以爲醍醐。比諸天竺雪嶺品、其治功不相讓。」と書せり。今に至つて毎年白牛子母數頭を捕へ、之を幕府の既局に繋ぎ、其の乳汁を採つて酪酥を製造し、庶民に施惠せらる。是全く有徳公が民を愛する心より出でて、此の牛を放牧せられたるなり。寔に生民の大幸と謂ふべし。

大山寺

平塚村にあり。高藏山と號す。靈龜年間、良辨僧正の開基。本尊不動明王像は即ち僧正の手彫する所と。其の後、智證大師も亦來りて數軀の佛像を彫刻せらる。其の像今なほ存せり。堂殿壯麗、石階數百級を攀ぢて山門に至る。十有一の支院あり。將軍頼朝公より水田數町を寄附せられ、但馬守泰親より敷地を寄進す。寄進狀に云ふ、西限平家、東限後鳴

澤、北限鴻森とあり。又、將軍尊氏も、伊賀仲助・糟谷入道正照と云へる者に命じて、石階四百餘級を創造あり。里見義堯、正木大膳に命じ伽藍を修治せしめられしことも、院の舊記に載せたり。年々秋七月初め、六七兩日に於て祭事あり。風流と名づく。其の式極めて古雅盛大なりとす。長狹の村落、各組を分ち、隊を列し、二十七番となし、何れも自村の標旗一竿を前に樹て、相連ねて石階を上り、神庭に進み、東西に分列す。先づ笛・太鼓・羯鼓・サ、ラ等の諸器を歌曲に應じて合奏す。二人牝牡の獅子頭を被りて狂ひ舞ひ、終りて後に、槍刀棍鎌の如き器を執つて相争闘するの狀をなす。其の狀、神出鬼没、危險言ふべからず。觀者をして膽寒からしむ。勝敗たちどころに決す。番々如し此にして後山を下る。觀者堵の如く集る。此の祭式何の頃よりして始りしと云ふ事を詳にせず。一説に明應二年に始むと云ふ。又、何等の譯といふこと記したるものなし。然れども、吹笛の譜に就て考ふる時は、所謂る舞等の遺意にして、雨請ひの舊式なりと知らる。由、杉本氏の「瑞穂傳」に見えたり。

譜に曰く、「比引多里太比引多里太登良婆加加宇乃引賀比引多里太」と。比とはフリの反のとなり。多里太の里と音響をなし、多ツ太となる格なり。登良婆宇の反シにして登ラなり。乃は辭なり。加加とはカカカカ反カなり。カタの反タにしてカタなり。賀は加の反の賀なり。言心は、「ふりたつた。ふりたつた。とらうのかたから、ふりたつた」如し是なる時は、雨請ひの舊式たること疑ふべきなしと。土人の言に、當國夏日の雨必ず寅卯の方より降り出づるを以て知るべし。此の地山田のみ多く、動もすれば早魃の害を受くるによつて、土民請雨の禮を行ひしならん。且又、此の式を何故風流と名づけしにや。之を問ふに、其の説區々にして分明ならず。「請雨の式なれば、風流の文字にては非るべし。降雨の字を用ひて宜しからん」と言ふ者あり。「下學集」に、







深さ十二三尋の所にてとる。○トウシヤウ。船橋にてチベタと云ふ。貝薄く肉苦くして味美ならず。是は猫實に多し。水浅き所に棲む。○オホノ。泉水・曾我野の下に多し。上總のシラガ。○バカ。上總の青柳の産をアチャギバカと云ふ。○牡蠣。君塚・五所の海岸まで波の寄る所にあり。○蛤。五井・君塚上、青柳次、今津次。○浅蜷。寒河沖宜し。○ツア潮吹。ツアなり。○貝の孕むは蛤五月、浅蜷十二月、ツア十二月、バカ春。○鷺沼。葦荊子あり。馬加。マメカニをマメツキガニと云ひ、アチサをカハナと云ふ。培淤とす。寒河邊すべて南風強ければ多く磯に寄。○**檢見川**新川、天戸村まで掘りてあり。田沼侯堀割の跡なり。先年鮫此の浦に寄りたり。腹を割き見れば、中に觸骨ありしを以て、食はずして埋めたりとぞ。其の骨を此の度掘り出せしを旅店米屋長四郎藏せり。蛇か鮫か知り難し。圓扁骨一枚、脊骨一。鯨尺を以て計るに圓骨七寸あり。此の時頭骨と爪一をも掘り出す。爪は青色なりしが失ひて知れず。頭骨は同村治兵衛所持す。○天明度に花島と云ふ地にて、長九尺幅四五尺の青石を掘り出す。至て美なりしかば、官吏江戸に持ち行かんとせしに、此の石夜に入りて鳴くを以て載せんといふ船なし。よつて花島觀音の境内に埋む。花島は檢見川より一里半上方なり。○檢見川より登戸迄は馬に乗るべし。稻毛、淺間社あり。千葉邊より此方の小兒七歳の祝に必ず此の鳥居の下を潜らしむ。○少し上方に武士と云ふ地あり。武石三郎の石碑、千葉常胤の石碑あり。○**黑砂**。香附子を鋤にて掘り洗ひ干して賣る。一升四百文位。此の邊蒲草・羅望子・黃瓜菜七月末。打碗花・杜松木・ハマスギ・ハマギク・藜多稜。珊瑚菜と一線香は稀にあり。紫草の如く短くして、初秋白花を開く草あり。苦臭、名を知らず。○此の地崖理皆斜なり。○**登戸**。千葉へ八町、岐道あり。千葉・生實は別出ゆる本文に載せず。海燕を肥料とす。これを種の上へ蔽へば鳥食はず。然れども、西瓜は瓠中に割目あり。之に蛤を

良日、藤  
あるは藤  
屋なりは  
屋といふ  
は違へり

培淤すれば油氣ありとぞ。○**寒河**。白幡神社あり。頼朝卿此の所に旗を建て、千葉介を召したり。河あり。大河と云ふ。橋を大橋と稱す。橋より此方は向寒河と云ふ。橋を渡りては本寒河といふ。頼朝卿今朝は寒いと宣ひしより寒河と云ふとぞ。本寒河の入口に千葉への岐路あり。河を新川と云ふ。實は古河なり。橋をマツヤバシキミヤバシと名づく。千葉介此の所迄出迎へたりと。○寒河の沖、淺蜷宜し。鮪・鰈名物なり。鰈はイシガレイ也。十一月鰈と云ふ。江戸前に優るとぞ。網は六人、鮪主なり。地曳、手繰、小網、鳥賊網二三月木芽、鮪網四五月より初秋、春は黒鯛・鳥賊子を生みに來をイカフヤキ子。針魚なり。鮪は春三子より秋九迄なし。鮪の種類はセグロ上なり。頭小くオホバ大鯛なりチウバ肉少凡てコメといふ。鱸細こして多し。是シホサイフグトラはなし。ヒタリクチ類。白沙魚赤沙魚色黒し。大川尻にて釣る。九十九里。マコは甚稀にあり。是シホサイフグトラはなし。ヒタリクチ類。白沙魚赤沙魚色黒し。大川尻にて釣る。鮪・ナミノコ地にキラの横筋あり。薄黒。ゲンハウギンホ。鰻・テナガ・蜘蛛鮓・ツボタコ賊に似たり。飯鮓秋アマイカなり。鰻・イナダ・ワカシイナダの子。鰻・ゴンソウカイヅの如く、長六七寸迄、味美ならず。梭子魚カマス・カマミダ稀に蝦蛄シヤコのカツホア。ゲンバチどす黒し。皮鮫の如し。寒河・登戸の浦にてとる。年中なり。シンゴエム上總のタンザツアヘイなり。シと云ふ。がいてんぶらとし、眞鯛・鮪・鱸・鱒は此の浦に居らざれど、適々來てとらるゝ事あり。其の他ヨツテ海マンチユガヒセビあり。○此の浦南風強ければカハナ磯に寄る。○**鞘卷**。蝦の大なるを云ふ。味美なり。○**五田保**。此の邊水總て宜し。然れども鹽氣あり。近頃鹽濱を開く。○**曾我野**。藤のある茶屋あり。龜屋と云ふ。○**生實新田**。生實城迹大巖寺近し。○**鹽田**。東金道・成田道紛れ易し。○**濱野**。村田村田川、國境なり。船賃二文。先年川邊の木枝に鱸鮓の如きもの下りしことあり。蟲巢なりしとぞ。○**八幡村**。八幡、白鳳二年の勸請なり。五所村の人、都に參詣して、





胤是は原  
文の儘  
第十九代  
第二十九代  
原文の儘

十男覺秀、妙見見。在鎌倉。五十七歳、法號正珍仙光院。建保六戊寅四月十日。第十一代胤綱三十一歳、法號正山榮座主。女子二人。第十代成胤長男胤綱。二男覺仙大僧正、妙見寺座主。女子一人。第十二代胤綱三十一歳、法號正山榮座主。女子一人。第十二代時胤千葉之介。東鑑には千葉八郎胤時と有り。子無し。東の家より養子あり。第十三代頼田八郎。長男時胤、千。第十二代時胤千葉之介。東鑑には千葉八郎胤時と有り。子無し。東の家より養子あり。第十三代頼胤法號長壽院常善大居士。三十七歳。建治元年癸卯八月。第十四代胤是仁二年十月十五日。第十五代貞胤觀應二年卯正月朔日。第十六代胤胤永元乙卯八月五日。第十七代滿胤法號道山德阿彌陀佛。永十八代兼胤寶徳二庚午二月六日。第十九代胤胤法號照山其阿彌陀佛。享二十代胤直法號相應寺臨阿彌陀佛。應仁元亥より天保三辰迄三百六十年餘なり。

○上總の孝子

市原郡に兩孝子あり。一は姉崎村の五郎、一は今津村のおい里と云ふ。天保九年に、一士人畫工佐藤正持と共に其の家に至りて肖像を描かせ、上に略傳を掲ぐ。其の文に曰く、

上總國市原郡姉崎村の孝子五郎は勘兵衛の子なり。ことし天保九年戊戌に六十一歳なり。今は名を勘兵衛といへり。父は廿四五歳の時にうせ、母は十六歳にてうせたり。今は十七年の忌も過ぎしとぞ。わかきより親に事へてまめやかなる事世にたぐひなかりき。父うせて後は母と二人すみなりき。もとより貧しき活計なりければ、人の家に事へて身をおくり、かつはそのみのしろもて母を養はんとて、同じ村なる富谷嘉兵衛につかへぬ。こは四十二三歳の時にて、そのあはひ五年なり。出づる時にも母のむねいたからん事を思ひて、「貧しき身にては奉公ばかり楽しきはなし。親子とてひとつ家に居ては、いつも同じさまにのみはあらしを、たまさかにかへりて、いかゞと問ひかはさんこそ、かたみにうれしかるべけれ」と、いひこしらへて出でたり。母は雷をいたく恐れにければ、小雨ふり雷ならんとするをりは、暇こひて母の傍に侍り居て、よろづなくさめて、さて雷は

な意味は云々  
原文の儘  
な意味は云々

て、かへりにけり。後は主も知りて、そのをりは常にゆるしたりき。又、朝夕のあはせもの何くれによらず、みづからは食はで、蓋して母におくりぬるを、これもあるじが知りて二杯づつ與ふるを、「さては心ならず」といひて、うけざりしかば、後には器に堆くもりて與ふる事となりたり。近き村々に俳優のあれば、行きて見て歸りて、そのさまを學びて母に見せけり。すべて萬の事みなこのなすらへなりしかば、後には誰しらざる人もなかりき。母うせてよりも、しばしば墓にいたりて、とはすがたりをして苔の下の母をなぐさめたりき。かくて、雷する時は、今も猶その墓にいたりて、常にゆきて守りぬ。すべて、母の爲にする事をば、わが心からなして、人にはさまんぐにこしらへて、實にはいざりけり。許多の物語おほかれど、みづからは世にめづらかなる行ともしらで、深く恥らふからに、つばらにはいはず。人に物語らんとの爲にあらざれば、年月さへわすれがちなり。うち見るに、いとひなびたる翁なり。かゝらざりせば、いかでかは世に書よみ物まなびせん人の得恥ぢざらめやは。

この肖像略傳を或人より領主水野侯に示せしかば、速に宰臣に仰せて檢せしに、事信なり。めで喜び給ひて、五郎には生涯一人扶持を賜ひき。領主へも目見えし。さて、今津は、その姉崎にいと近き海濱の村なり。そのい里女は八郎兵衛の女なり。十二三歳の時に、母つまづきて腰いたくそこなひ、癩人となり、後には隻手も癩れしを、いと貧しき家なれば、農業の暇なくともみるべくもあらざるを、歸りたるまゝの疲れをも厭はで、湯をわかして浴をさせ、髪ゆひ、萬にまめやかに事へ、魚を索むるをりは、いさゝかの魚も買ひ難きからに、蛤仔文蛤などをとり來て與へたりき。このあたり海邊にありながら、かく魚の乏しきは、江戸の便いとしか病み衰へて廿餘年にてうせ

たり。そのまめやかに事ふるさま、あはれといはざる人無かりき。近きあたりの人々、皆梅吉を媒して家を繼がせつゝ、いと睦じく榮えけりとぞ。所の地頭小出氏よりも賞を賜ひ、及び、家の長なる切替氏よりも、さるべき祿ども與へたりしとぞ。

○頼朝卿の事迹 頼朝卿、治承四年石橋山の軍敗れてより、安房上總に至り給ふ事の土人の口碑に遺れるは、先づ相模の三浦三崎より安房の安房郡米良崎に着き給ひ、大神宮村の洲崎大明神に一夜籠りて祈り給ひ此の大神を祭れり。其の近き洲宮は太玉命の御妃なる天比理乃賣命を祭れり。それより大沙・眞桑石・北條を経て八幡に到り八幡宮を祈り給ひ、宇土に来る。此の程に、はや五十騎の兵従ひ奉れりとて、五十騎橋てふ橋あり。今コジキ橋と云ふ。それより龜原・瀧田に懸りて犬掛に至り給ふ頃には、千騎の兵なりしとて、千騎森と云ふ所、今も有り。御鞭にせし柿とて路傍にあり。脆き木にて鞭となるべくもあらねば、是は唯假初になし給ひしなるべし。それより鋸山を経て上總に至り給ふ。一説に、相模より初めて到り着き給ふ地は野嶋ヶ崎也。そこに孟と鈍子の形に似たる九尺ばかりの大いかに岩を掘りて、運を植ゑたる所あり。此處を其の地なりと云へど、舟著ならざれば然らず。又、朝夷郡名太なる嶋仁右衛門が家に到り着き給ふに、鍋の甚く漏りたれば綿もて塞ぎて御膳を調じ進めたりし故に、綿鍋の稱號を賜へりと云へる説あれど、其の地は相模よりの順路にもあらねば、是も僻事なるべし。洲崎の事は上總市原郡の立野に、安房洲大明神を移して祭り給ひし故に其の徴灼然たり。

さて上總望陀郡の木更津の邊なる長須賀に來り、其の所の疊池の畔にて葦を折り、箸と爲して餉たうへ給ふ。時に、葦にて唇を傷りしかば、「今より此の池に葦な生ひそ」と宣ひしとて、今も其の池には葦無し。是はいさかかの池にて葦の形なるが、其の頭の方には葦あれど、下の方は一本も無し。偶々葦の根の流れ來るが有れば、此の池に水くゞり祭り祓ひ祝詞あげなどして他のところに流しやるなり。この祓は長須賀の山王社の神主よりするなり。此の池に水くゞりの松ありて景色最佳し。さて、近き邊に馬の悲しく嘶ゆる聲す。尋常に非ずと思して、人して見さすれば、大なる馬を繩にて縛りて釣り置きけり。「如何で」と問へば、「すぐれて悪しき馬の、人の手に合ひ難ければ、飢ゑしめて殺

さんとて、今日にて三日なむ斯くはし侍る」と云ふ、乞はせ給へば悦びて奉れり。之を生食なりと云ひ傳ふ。其の地を鶴嶋長須賀と永井馬の名の勝れて高きからに、何方にも皆然云ふ事とはなりしなるべし。斯くて三作ミササキに至り、其の所の神主に案内させて飯富イヒトミに來り給ひ、始めて旗を揚げ給ふ。其の迹、白旗・幕内・笛吹など田の字アサナに残れり。爰にさるべき兵も屬ツクざりけるにや、同じ人を案内者にて、市原郡立野なる立野某が家に宿り給ふ。三作の神主は、さる案内者なれば、露崎伯耆と名を賜ひて、斯くて暫時宿り給ふ程に、其の山の竹を切りて旗竿を切り替へ給ふとて、家主に切替の稱號を賜ふ。今の切替氏の遠祖なり。斯くて近き邊の舊家に立野氏タテノなるが有り。又、訛りて桐谷氏なるが有るは皆此の一脈の分支にて、武藏・相模の桐谷の地名より負ひしにあらぬなるべし。やがて白旗を内田郷なる石川の山に立て給ひしかば、其所を白旗臺と云ふ。□□に切替氏あり。其餘、切替氏・桐谷氏多し。引田神代に立野氏の舊家あり。○内田白旗臺白旗大權現社より良の畠字ニの中に旗塚あり。内田郷の中石川村なり。畠十町許の畠なり。矢口にて射し矢、矢田の地を経て金谷に落つ。其の間四五町あり。畠の中に矢竹植ゑあり。○牛久の際なる大西に安房明神祭りてあり。○牛久の入大西路傍に刺無し木爪あり。○上泉村の房根に切替氏多く、十五六軒あり。又、大和田に一軒あり。○埴生郡小生田村に安房洲大明神あり。熊野權現をも祭る。○内田の阿久谷に安房洲大神あり。

○上 總

西上總と東上總にて異同あれど、大方カキケコはアイウエオにて、ヒフは行き違ひたり。市原郡の姉崎にてはカキケコをハヒフへホによぶ。バカをバハと云ひ、舟の名をオシヨフリと云ふ。發聲にあるは改めず。たとへば、カヤをハヤとはいはざるが如し。その阿行によぶ地にては發聲は改めず。望陀郡

葛間新田の傍にタカスと云ふ地あり。村の小名 其處にてはアイウエオをカキクケコとよぶ。醬油をシヨコキ、羽織をハナコといふ類なり。葛間邊は重言多し。サンダンチリヤクをする。スマラズマが明るい暗い。テツキマキサの奇麗な。など云ふ類なり。遠き道をエンゲリエンダウ。木更津は江戸を學びて、風俗悪しく語尾あがり。産物 は、東は九十九里濱の鱧、西は姉崎邊のキシヤゴるが主なり。○善きもの は、望陀郡の木綿。望陀布、古書に見ゆ。然姉崎邊の蛤、淡水の落ち入る所の浅き海宜し。九十九里濱の地腎原郡町田村河原も然り。市 ○名あるもの は、シブナシワラビ村。トゲナシボケ事と云ふ。鎌尾櫻 矢那村。花の中 アサバ今は地中より其の根を掘り出づるにて何の木とも名づけ、下枝の方を下總と名づく云へるは、此の木にやありけん。高倉 蛇松村。古木鴨脚樹其の木は朽ちて皮のみ存したる觀音の御詠歌でふものに、「富士にうつるふあさばなるらん」とあり。市原郡嶋穴神社の社内にあり。が、分れて一本宛 杉埴生郡豫章田倉。柯樹子神社内。紅梅引田村立野。○舊家 は、大野五郎左衛門鐔物師上總式内五社の神官。執れも舊家なり。其餘は大方里見家の被官等なり。望陀郡横田村の葛田藤右衛門は武。○物産 は、淫羊茶住立野三。丹參、徐長卿、遠志紫花黃花茶、山桔菜、クマガエサウ、スズラン、白花も。掌蓮、カキラハサナ、蒲、梓野村。七葉樹、紫草、斑竹、方竹、茨、黒蓮て薬用にならず。柴胡りて賣る。是は多少を云ふに非ず。たゞ、經見に隨うて記す。○物の無く、或は少きもの 杜鵑にて稀に聞く。蝙蝠、石決明は房州境に。大鯨 西上總に。アカハラ等總て山谷の魚、松茸、玉茸、掃帚菰、紫雲英、寺地内にあり。溪鱧 西上總平田打開け。茸はゴグワツタケ。サマツタケ 平地に生ず。香氣あり。下野にて。サ、タケ 齒切れ宜し。アゴーの聚沫を去りて食ふ。或は蓋下 ベニタケ食ハツタケ。ヌノビキ。ギンタケ。東上總にあり。キンタケに似。キンタケ 切れ風味宜し。キンメジとは異れり。○矢那村にて「キンタケ」と云ひ、シヒタケ・ハシヒタケ・ツルタケ・テングタケ 食へば發狂す。エノキタケに生ずる物全國同じ。足長の黄なるあり。

淫羊茶住原文の

キクラゲ。地腎 粟シヨウロと米シヨウロ。マクワツタケ 不<sup>レ</sup>食<sup>レ</sup>菰<sup>レ</sup>食<sup>レ</sup>地<sup>レ</sup>菰<sup>レ</sup>○ヘゴ 烏芋の種。美小なるもの田中に。エ<sup>レ</sup>ノ<sup>レ</sup>ミ<sup>レ</sup>郡<sup>レ</sup>植<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>サツボにて□シ。ソゾメ。カウジグサとも。カウジハナド<sup>レ</sup>ハウ人シモツトメベニウツキの紅者ケールツバ・蕺菜・ニガナ。蒲公英・驢駝布袋・ツクヒ・スグミ・ホチャ<sup>レ</sup>寄<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>トツラ・ヘソホシ・サンタ・ケンゴムシ 一宮にてタツボシロカケムシ。マヒノノムシ。カハグモ鳥カンハムシ。カネタタキ。タハガチ 蕺菜カベツタ 初耕<sup>レ</sup>カピタ。市原郡、株田ムと云。キツケ<sup>レ</sup>シ<sup>レ</sup>ク<sup>レ</sup>レ<sup>レ</sup>シ<sup>レ</sup>テ<sup>レ</sup>ノ<sup>レ</sup>コ<sup>レ</sup>アセビ 寺<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>方<sup>レ</sup>殊<sup>レ</sup>に多<sup>レ</sup>し。サンカヘネギ 葉<sup>レ</sup>ネギとも。キヨ ○蟲 トチムシ 稻の葉をシ閉ぢる。ネムシ。ナコに露を吸ふ。イナゴノコ 炙りて食ふ。ウリバヒ 蠶<sup>レ</sup>に似<sup>レ</sup>て小<sup>レ</sup>さく青<sup>レ</sup>し。むきて見れば中に羽あり。ホウゼウムシ 茄子に居る。頭赤し。蟹に似。ウーガムシ 甚だ臭しとぞ。キンチ シンムシ 大根に居て心を食ふ。人さばり。ナムシに<sup>レ</sup>同<sup>レ</sup>じきか。○植物 エーヒ 灸<sup>レ</sup>開<sup>レ</sup>く。五月にして少しく置麥の狀あり。其の莖葉クソカツラに似たり。七月葉間に筒咲の花あり。ワクカセソ 嫩なる蔓草、小花を開く。色白肉微紅、莖付の方を上。ヲトコギチカハセリ、立野にてオヤセリ。ギチヤ蒜<sup>レ</sup>○「チンナギチ」とも。根白く長くして芥に似たり。これを抜きて手にて揉めば、ぎち。ヘーナグサ 穂はいと小さくして芒無し。その葉を揉みて鬚を結びて。ヘーナグサ 又觀音草をもヘードンホグサノサと云ふ。フーズキ 燈籠 エーヒウとも。○雀瓢ヤイトチナなり。小兒其の花を摘み取り指に載せて、灸をハタオリ。鴨跖草<sup>レ</sup>○小兒其の葉を摘み取りて、上を爪にて剥けすゐられたるまねして、アツケイ<sup>レ</sup>と云ふ。七月花咲く。ハタオリ。下の皮白く残る。是を機織の文にたとへて云ふ。オンバッハ・茅苡。チヂナババナ 兒<sup>レ</sup>か<sup>レ</sup>云<sup>レ</sup>ひて<sup>レ</sup>打<sup>レ</sup>離<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>なり。ヘビノトラロウ 紫宮花<sup>レ</sup>○紫參の一種ハウチヤクハナ又キネサウと云へり。ヘビノチヨコ 天南星の花○又。ハチン 夏生<sup>レ</sup>の名<sup>レ</sup>託<sup>レ</sup>ハツクリ 根をすりて蟬に挾めば治すと云ふ。味甘し。スカンボ 酸模<sup>レ</sup>云へり。着<sup>レ</sup>け<sup>レ</sup>採<sup>レ</sup>みて<sup>レ</sup>食<sup>レ</sup>ふ。マンゴー 蒲公英<sup>レ</sup>○市原郡立野邊にて云ふ。小兒其の莖を裂きてマンゴ<sup>レ</sup>□しと云ふ。トシボクサ 苜蓿<sup>レ</sup>○トチツコウ。マンゴー 九十九里にてニナカと云ふ。植生郡にて。○オヤカウ<sup>レ</sup>ハナとも。ヤミセングサ 海金 砂。ムマノスカンボ 黄。ハママツ 名あり。シヨウロイモ 薯。バカイモ 霜に耐へて何時までもエミセングサ 砂。ムマノスカンボ 黄。ハママツ 名あり。シヨウロイモ 薯。バカイモ 霜に耐へて何時までも

キグサ 土地綿○小木の如し。山に生ず。長さ五六寸許。四五枚葉生、葉圓長。七月小淺紅花を開く。筒上に四花を出す。サミク  
花後實を結ぶ。採りて乾し萌黄色の染料とす。其の草のみにては黄色を爲さず。故に上染をかくると云ふ。サミク  
サ麻アチソノキ 苧麻○長三尺許。葉木芙蓉に似たり。七月皮を剥ぎ、甘皮を刮げ、水に漬けて晒し、馬の端綱・荷繩などに  
造る。八月小黄花を開く。五茄子あり。花後葉中に角を生ず。大率十五あり。磨齒の狀を爲し、環攤して八  
角茴香に似たり。兩開すれば、中に黒子三あり。葉甘。サシバラカ 白頭翁○河海邊沙。ヘクサツル 馬不食。ニガイモ トコハツ  
香玉瓜の如し。○低富の「イチビ」は此と異れり。カクカヅラ 大ハマユ 文珠。ヘビノチヨコガ 丸。ヘビノテウチン。クフウリ 甜瓜。○粟陀 ヤマキ ○水草 モクフナモクと云  
カクカヅラ 大ハマユ 文珠。ヘビノチヨコガ 丸。ヘビノテウチン。クフウリ 甜瓜。○粟陀 ヤマキ ○水草 モクフナモクと云  
ナガモク 着きて重なる故に倒れり。深き五尋位の所に生ず。枯れたるは葉先の背の方に白物(泡)と云。ヤロ 満江紅○野郎  
なり。又アカヤ ナギ 東上總にて白花の。○拾遺 ハマギク 苦蕒○市原郡海邊に生ず。葉は蒿の如く細くして厚し。色白緑、七月  
ラツと云ふ。ナギ 小萍蓬を云ふ。○拾遺 ハマギク 苦蕒○市原郡海邊に生ず。葉は蒿の如く細くして厚し。色白緑、七月  
多し。一本四五枚に分る。○花後 ムラサキ 葵ネコノクツ 富にて云ふ。ヒヤウフリ ヤクキツネノタイマツ 藜 ヤママンリ  
箱を爲して飛ぶこと苦菜の如し。○花後 ムラサキ 葵ネコノクツ 富にて云ふ。ヒヤウフリ ヤクキツネノタイマツ 藜 ヤママンリ  
ヤウ子 テンゲノフンドシサルチ ○木 スズミ 後兒舉頭ヨソツメ ○二種あり。一は葉圓く大にして實大に多し。小兒好み  
ハナザクラ一名ネユツキと云ふものに近し。○スズミ 棗柑子○上總にてシラタカウツの實賣。ホンミカン 蜜柑○稀に蜜柑  
は酸實の義○千葉にてイツツミ○植生郡にてソツメ。蜜柑りに来る。故に是をミカンといふ。ホンミカン 蜜柑○稀に蜜柑  
と云。エウトメにてはシマウツと云ふ。ウヅキに似て交ある由なり。立野 シホダマ シヨダマと云ふ。天竺植物の種なり。二種あ  
り。採りて賣る○その仁を蠟とす。葉を細に刻み、水に浸し アカシヨダマ 下野にてウラツロと云ふ。コメミヅ 齊墩菜チサ  
二日許りも置けば液出づ。髪を結ぶに用ふるとぞ。下野産に比すれば直下して花至 シタワレ ○葉を燒き灰にして胡麻油に  
井を開く。白色五瓣多。陽萎。辛香あり。實を油とす。○植生郡にてウシコロシ(佐坪)エヨノキ。シタワレ ○葉を燒き灰にして胡麻油に  
りて少し。雄木と云ふべし。○市原郡に多し。○植生郡にてウシコロシ(佐坪)エヨノキ。シタワレ ○葉を燒き灰にして胡麻油に  
て附けて瘡クサを治すと云ふ。實房三裂、白眞土に多し。○本草啓蒙杜仲の條にマサキ一名フエシバトコナツ(紀州)イソクロ  
ギ(肥前)アチキ(豫州松山)ハマツバキ(同上吉田)シタワレ(上總)クロギ(兩國)タマツバキ(仙臺・常州)テウツバキ  
(但州)とあれどマサキとは異れ。モンキにて云ふ○此の村一小兒採りて柚肉 イハヤナギ 赤土山に生ず。葉輪の如し。大豆程なり。婦人  
採りて葉を先突れるものあり。落葉松同。サカキに化して赤きを染む。イハヤナギ 赤土山に生ず。葉輪の如し。大豆程なり。婦人  
は數寸。葉背微白なり。三月穂を。カナモトキ セキシヤウホク、下野方言ヤマモチノキ、ウシコロシ 婆々枕頭の雄木と云ふべ  
生じ繁を生ず。枝を箕の縁とす。又ヤマチヤノキ、下總千葉邊ウシコロ。

にてヤツルキ 寄生ホヤ○江樓エノキ等の上に生 キアフヒ 紫刺樹ハナズハウを植 ノデ 植生郡にてヌルテを  
又ニシコロリ。テンゲノナゲクサ。○植生郡にてボチヤ。山椒の雄木花咲きて ツルバミ。カウシフダ ノテの木のと云ふ。○  
リコサベラ。ミツバクモキリ木。イヌサンセウ 實らざる者を云ふ。ツルバミ。カウシフダ ノテの木のと云ふ。○  
ふ。ミヅスマシ 鼓蟲○マヒクムシ。カーバ工カネタタキ 郡カンハムシ。植生。カハクモバウナリ。ヘソムシ。サン  
タムシ 植生郡にてケンゴムシを云ふ。一宮邊にてタツボム ヒバカリ○植生郡にてツ 草 テコイモリ。イタネ  
ンシヨウ ツルイモテリウキウイモと云ふ。訛リ。ヨコイモレ、莖を取らずに煮る。ヘゴ 生ず。小兒根を掘りて食ふ。ケールツ  
バ 蕨菜○死せる蛙の上に。ネンキバラ メギを云ふ。○メム 苦菜○岩撫 ツユイモ 莖を食ふ芋なり。根小にして食ふべからず。  
モとも。○蟲 ヤンマ なるもの○エンバの轉。メーメツボ 蝸牛○メーメツボ(汝)が家。エーナシメーメツボ 蝸牛フグ  
マン。科斗なり。ミヅスマシ 鼓 蟲  
○方言 ○人倫 セナー・ナナー 兄の義○若いジャウサマ 娘の字音○よきムゴがムゴだと云ふ。タダ 父○白石 ヤロ  
野メム ナゴ女 ハツケンバツケ 春サランバウ 芥子坊主○サラケを。○稱呼 ウヌシ。ニシ主メシ。○地 ヨコシホ 東上總  
町位なり。潮干の様 ジャウバウ道。タンボ 耕地。アカ上マシホを云ふ。南へ流る。○家 トボクチなり。入口の義  
子にて所を徒す。ジヤウバウ道。タンボ 耕地。アカ上マシホを云ふ。南へ流る。○家 トボクチなり。入口の義  
ジリク所。デキナリ。マツコキ 寄木を云ふ。○言語 ダミ 茶毘○葬禮を云。キヨフ 勢ひ。チアール 打造ツツチ  
ヨレ 打寄。マメ事 シヨクテ 滯食。バウラン 亂ソイタ。さうイケー 大。ニンジル 念。法華集。文 ナーナーヨ 人をナセー 何ア  
ンタチユー。アンチウ。何とコンタガナ。う。ガシヤウギナ 頑丈。タマゲル 驚。マネホ 綱。○上總方言 カキクケコは  
アイウエオになり、ガグゲゴ重し。テツマサキ。スマコスマ。サンタンチリヤク。マチサント。エンクリエン  
ダウ。ちんさいこんさいなける。じつけい 懐もつけい。らつびらんごく。スヘニゲスハヤの義より。ハイフ。ヒ



ヤリ繩遣二月マチ待待つ義シヤマシタ爲餘ハツカケカヅラ太ヤロ。ハヒノキセロ天南星の花。ギチ羊蹂タンコ箱ムクリタンコ  
 竹ヘーナグサ草トリアシ。サフロージ。モンキ木權ハマイ。トタツチャ。オヤツカナ。ナジヨ一ニ。アンダ何ナ  
 一ウチヨ一レ打寄。ネウ猫マー馬セナ兄テージン大オラー吾チヤン父ダダー同カカー母又ヒヤウ百キノオ菌ボラ樸シ  
 ヨノ。ギハチ。ゲケロ。フクマシ。アーブー。イス柚アカハツ。シマウツ。テントウサマノオヘリヤルジブン。  
 カガンデキル隠れて居る。

○ハツセ歌舞 是は祝儀などの時にする事なり。この歌數多あり。「鎌倉の、かぢのむすめは、日本一のこじや  
 れもの。ふる雨を油につけそよ。こさら雪を白粉に、黒雲を鐵漿につけそよ。十五夜お月は立かゞみ」

○姉崎上總國市原郡漁月令 長繩運上、一村にて一年に百疋なり。八十八夜よりたてほし網にて鱧をとる。四月の節  
 より鳥賊をとる。草蓆におもりを着けて沈むれば、鳥賊子を生みに来るなり。五月頃迄なり。六月より盆前後ま  
 で蝦網にて蝦をとる。くろく網にて雜魚をとる。八朔より八朔網といひて鱧ナヨシをとる。内外より竿にて打ちて  
 制するなり。其の狀狂に似たり。故に氣違網と云ふ。九月半頃なり。○鵜繩にて小きイナをとる。十一月は霜月網と云ひて鰈をとる。四月植  
 付前にサシコをとりて肥料とす。沖ヘ十二十月飯鮪を釣る。餌は芋と大根なり。十一月頃はアカニシのからを沈  
 めてとりあげるなり。寒くなりては沖に出づる故なり。鰯コシロ鱒は年中とるなり。六人網と云ふを用ゆ。苗代時分  
 に松明をつけて海に出でぬれば、松明の儘の落つるを見て、鰯魚シホサイラッの集るを鐵のひしに柄を着けて突くなり。こ  
 の鰯、松の花の落つるをしほさきに出でて食へば人に中ると云ひ、葦の芽の出づる頃も人に中ると云ふ。網二十  
 五尋を一ボと云ひ、百尋四ボを一マキと云ふ。○田作ゴヤをとる袋をジャミアクロと云ふ。○南を眞潮と云ひ、北を

逆潮と云ふ。○冬は頭を吹かせ、夏は尾を吹かせると云ふ。是は魚のむきなり。○西風西風の後に南風吹けば大漁なり。○眞

潮の時は潮暖なり。大漁の時は鰯のみなり。○二月三月、鯛三月鯛と鰯五月、オホボタ、鰯、鰈、コマサ  
 メ。盆より大鯖、イナダ、鱒八月より田作。十月鮪十月、カサゴ、イナダ、大鮫三尋四尋位なるあり。十一月大鰯。寒中

有黒鰯。○鰯の寄りたる時は、潮の日表あかく見え、鷗夥しく着く。○鰯は鵜を恐る。鵜は潜りて食ふ故なり。  
 ○鹽水の船は木の丸割なり。其の上に箆を載せ、箆に麻を敷きて、敷布敷布と鹽水赤く鹽黒く、味甚だ鹹にして脯を  
 造るに上なり。○鰯に數種あり。有黒味よし。ホシカホシカに上なり。大鰯一名ナナツボシ身に七。星あり魚油に上なり。

潤目鰯潤目鰯、目大きなり。脯に上なり。ソツバ、星なき常のなり。味よからず。ゴマメイワシ、田作なり。  
 ○東金の人、河豚を刺身にして食ふ。されども鯖を食ふことを恐る。沖鯖を食へば必ずあたる。皮に毒あり。皮  
 をきりて酔にてころして食へば中毒ることなし。○東金の腐れ鯖。鯖にて製す。飯につけるに飯饒えず。○房州

のたつき膾膾。鮮などの皮と頭を去りて、骨の細になる程よく叩きて皿に入れ、味噌を四角に焼味噌の如くしたる  
 を加へ、酢を掛ければ肉はせるなり。○河豚は頭頂に有るかくれ肝を去る。色紅し。按ずる。シロコを食ふ。キミゴ  
 は食はず。○コマザメを沙中に生け置けば、三日位は大方もつ。但、味少し下る。鮫類よくもつものなり。

○一宮の海濱に鳴山鳴山と云ふあり。海水に響きて山鳴る。其の麓の沙中にナルヤマギクあり。葉いさはにて蔓草な  
 り。葉イラクサの如し。五葉なり。花は鐵線の如く黄なり。桔梗より早く咲く。根に夏草冬蟲ありとぞ。○飯富・

姉崎の二村にては、正月の松飾にサカキシモを用ゆ。庭に松を植うる事を禁す。マツガツライと明神の宣ひしと  
 云ふ諺あり。本朝無題詩五の惟宗孝旨の詩に、鎖門賢木換貞松。自註に、○一宮。ホンギノコ八月薄の下などに出づ。

近來世俗皆以松挿門戸。而余以賢木換之。故云。とあり。

房總三州漫錄



榊を立てたるにより、それさへ例となりたるもの歟。

○菱川師宣は房州保田の産なり。

○藤井高尙の松の落葉四三十かどに松を立つるは千年の物なるからに、年の初めの祝の心ばへ、且は飾にとする事と誰も思ふなれど、さやうにてはあらじ。年のはじめはことさらに神を祭るとするにこそ。しか思ふよりは、一とせ江戸よりかへるさに、小田原の里にて年くれて、箱根山をむつきついたちの日に越せしに、此の山里にては、莽草の木を門ごとにてたてわたして、しめ縄ひきはへ、ゆふしでかけて、いとかうぐしくしなしたり。又、莽草と松を交へさしはやしたる所もあり。是を見てしりぬ。松をたつにもひもろぎとなり、神を祭るになむ。萬葉集の歌に、「にはなかのあすはの神に小柴さしわれは祝はんかへりくまで」といへるをも思ひ合すべし。さて、昔さかきとて神わざに用ゐし木はしきみにて、豊受宮にてはこれを花さかきといふよし、故荒木田久老神主のいひしもこゝによくかなへり。是は、飲宮と姉崎にては松かさりをせず、神也とて椎柴などにて飾りする故に、其の考のため抄す。

○武藏國橘樹郡杉山大明神祭禮唱歌。「上總の八幡はおもしろや。ばん場にらちゆつて、こまくらへて、くしやめせや、はりやめせや。しかし、の犬そやめせに、またのたいに三つるたるくゞひか、四つるたるくゞひ、はねをそろへて大明神へ参り、さへ〜庭に萩を植えて、秋せんさい、夏はすゞむやうに、西へさいた枝に、東さいた枝に、中のりうこの下り枝に、秋はみのりたり」

○仙覺の萬葉集註釋十四ウこの海上瀉は上總國にありと有り。上總國に今は海北海南といふはふるき海上の郡なりと申す。常陸の鹿嶋が崎に、むかし海上と云ふ所ありければ、あら海のほとり下總の國なり。

○上總のハッヒといふ歌舞は、船橋のバツホセなりき。江戸名所 圖會二十

○國名の事 總葉概録序、諸國名義考略、州名起原。○佐倉風土記曰、古語拾遺曰、前略風土記曰、總謂木枝也。昔此國生大楠、長及數百丈。時帝恠之、ト占之。太史奏云、天下大凶事也。因茲斬捨彼木、倒南方。上枝云上總、下枝云下總。又昔有神代椿。花盛天紅、花散地紅。木壽既竭、俱根倒來、根跡成海。故云椿海。當上夢謂上總國、中下夢謂下總國。云々。

○二間塚 末珠名の塚なりと云ふ。○木更津近邊八幡の社前にて土人馬を馳す。これを競馬とて、檢見の役人に叱られたる事あり。宮を少し離れて二尺四方高八尺の石柱對立す。山イキウ八幡半身人形ある 石柱の對立せるに似たり。○菊間山上に將門が碑の臺石に「應安第五甲子□月」と彫りてあり。○アクナシ蕨。市原郡國吉村五兵衛屋敷にあり。○中高根川原村の下蛤水山常住寺の山にイハマガリあり。鼠色の岩なり。山上の池に鐘沈みありとぞ。○ヨナダの原の内に垂枝栗あり。眞里谷へ 越す所也○眞里谷の子孫久留里藩にあり。○ハツヒ。發聲かと云へり。野里にて「めでたきものはそばのたね。花さきみのりて、みかどとなるぞめでたき。」樹と脇差を箕の上へ載せ持 ち出で、後に抜きて舞ふ。將門を祝するかと云へど、上總は世々親王の領地なれば、その爲めの祝なるべし。今一は「めでたきものは芋の種。葉も繁り子も殖えて幾代重ねん」○市原郡田尾村彌右衛門藏慶長年間の敷鞍あり。寛政より文化年間の主は關氏なり。關盈文と云ふ。林祭酒の門人にて著書あり。毛詩正義國風十二冊、論語注疏八冊、訓續して翻刻し、又、來禽圖會說二卷と千慮一得など云へる書をも出版したり。長崎諏訪明神へ華表を献じて、南總羽山關盈文と彫り在るも此の人なり。又、古錢を許多藏せり。古錢相撲と云ふ番付に、上總四擇館とて小結に出でたるは此の人なり。來禽圖會說 白雉の事

見○椎津村善兵衛の家に、其の先祖八丈嶋にて英一蝶同居し、辭別の時書き貰ひたる三社誌と七福神の畫あり。  
 ○姉崎村廣瀬玄格の家に、憲廟自畫自讚の富士の圖あり。書附添へてあり。○宮原村明照院は御所山と云ふ。足利御所の由緒なり。今、宮原彈正少弼君へ御祈禱札を献す。近年宮原御所の銅印を掘出せり。○引田村立野太郎兵衛の家に經筒あり。建保三年の年號にて海北郡とあり。是は明和年中下男の掘出したるものと云へり。○引田・分目・新生の水帳并檢地帳、文祿三年甲午年六月七日也。神代村天正十八年也。○内田村龍溪寺に、大阪戦死林藤助の墓あり。當時林肥後守殿年々代參あり。龍溪寺は池和田の城主多賀藏人の菩提寺なりと。○市原郡皆吉村の内、橋ノ社に古鏡あり。○長南新町疊屋久兵衛と云へる者の妻、天保十四卯年十一月五日三ツ子を生む。皆男子にて丈夫也。○市原郡八幡・五井・姉崎の海邊より川上二三里の間、奉公人出代り十二月廿三日なり。朔日より五日迄宿下り、此の間に住口を尋ぬ。これを口をきくと云ふ。きくは問ふ也。○相撲の小柳が出でたる所は、市原郡上高根村字柳谷なり。父を利助と云ふ。○立野村にて獺の一種足至りて大なるものを得たり。尾長一尺六七寸位、末こけたる狀鱈に似たり。頭扁平にして鱈の如し。足犬の如くにして短し。毛黒褐、脇白し。味美也。常の獺は脇に赤味あり。白色なし。味美ならず。皮を褥とす。聞いてもうその皮にあらず。見ても亦うその皮にあらず。「見る人の誰かはうそとおもふべき怪しきものになりしけものを」○引田。元儒の歌、「かよふかな海上瀉の波のおとなつを引田の峯の松風」○養國法眼追悼。「惜しみてもかひなきものは春かすみ立野の里にちりし梅かな」○五元集。「おきてきけ山ほとゝぎす市兵衛記」本書可レ見。本書には「此時鳥」とあり。○姉崎の野夫、忠孝の心をきこしめされて、祿を給はりたる事世にきこえ侍るを。右は五元集元の卷十八ウにあり。おきてきけ云云の句の前文なり。

○禁制 上總國おさかべの庄かさもり

一當年軍勢亂妨狼藉之事。  
 一放火之事。

一對寺家門前之輩非分申懸儀、并、麥毛刈取之事。

右條々堅令ニ停止ニ訖。若於下違ニ犯之ニ族上者、可レ處ニ嚴科ニ者也。

天正十八年五月日

淺野彈正少弼 書判  
 木村 常陸介 書付

○「雲と見し鹽やのけぶりたつか弓今津の里にたなびきにけり」  
 ○上原、淺間山の穴居の穴南向、入口は纔に一人を容る。十疊敷ばかりの廣さあり。それより上へ上れば六疊敷許りの所あり。此所に圓き穴ありて下へ降るに、十疊敷許りの所あり。それより南へ出づ。此の穴に賴朝卿隠れ居たりと云へど、他の亡人なるべし。近き妙香村の人、園の菘をとりて供御を調し奉る。よつて若菜氏を賜ふ。今、村中に若菜氏甚だ多し。○上原の權現山より齋瓮を掘出す。曲玉、長六寸許り、白石なり。姉崎市原屋藏。松根を掘り白を造らんとして得たる所なり。雷楔・雷槌許切替氏藏。○久留里怒田村金光院寺に大蛇の骨あり。○夷隅郡竹隨分多し。淡竹無し。○アワボ。正月十四日ケヅリサゲとす。接骨木を用ゆ。ケヅリカ。○木更津八幡社主は八劔氏なり。吾妻に近し。考ふべし。熱田に八劔氏あるはさる事なり。船橋の先にも八劔の宮あり。倭武尊着岸の處なるか。

○上總國市原郡市東庄八幡御宮略縁記。當社八幡大神は人皇十六代應神天皇と稱し奉る。中略當國は一宮一

社の八幡宮。中興、治承四年源頼朝卿當社へ御願文、速に御開運、當社嚴重之御建立あり。その後、源義満公今の神輿四社御寄進、當御聖代に至りて御神君様深く御信仰あらせられ、百五十石の御朱印、難有も御代々様今に於而御寄附之御宮。美麗を盡し、誠に神威の尊き事あげてかぞへがたく、年々八十餘度の御祭事、天下泰平御武運長久の祈願所なり。下略天保六乙未年三月。神主、市川伊賀。別當、若宮寺。

○上角大林寺の武田寄進狀は、薄様の如き紙にて大サ小奉書位。さら／＼音のする様なる紙なり。○長久寺二通の書は、奉書に似たる紙。大サ小奉書位なり。

○蜀山人の檀那山人藝舍集二十六 上總念佛圖。上總還傳下國名、木綿無<sub>レ</sub>文客無<sub>レ</sub>情、但因<sub>二</sub>佛法東漸<sub>一</sub>、男女能爲<sub>二</sub>六字聲<sub>一</sub>。○上總山と云ふ事。光融入道、紫一本寺<sub>海晏</sub>。上總山は晴れても武藏野の方はくもり、江戸の方から吹く風ひや／＼として、川崎のかごかきも足をはやめかへる。折からの時雨。云々。○契沖の和名抄釋義二、望陀、馬

來田。紀・万夷<sub>仁德紀</sub>。○儀式世に貞觀儀。望陀布單<sub>三</sub>十四ウ望陀布廿七ウ。○閑田次筆三<sub>九</sub>上總國周集郡貞元村神將寺土中所<sub>レ</sub>出。集或作<sub>レ</sub>準、和名抄作<sub>レ</sub>維。二字スエとよましむ。

伯家部類 神祇官御年貢進社事

上總國

玉崎社

(こゝに三行あり。文不明)

右大略注進如件

永萬元年六月 日

類聚往來下<sub>十五</sub>上總總州

十一郡

市原

周唯

長柄

山邊

望陀

埴生

田數二萬一千八百七十町南北三日海岸弘碧藻多絹布

笠鞆等

云々とあ  
るは抄出  
るが次々と  
飛んであ  
るからであ  
る

多紀櫟蔭醫賸下<sub>十一</sub> 上總州夷濶郡萬木城趾中、於<sub>二</sub>草間<sub>一</sub>往住得<sub>二</sub>樵米<sub>一</sub>。患<sub>二</sub>瘡人<sub>一</sub>、水<sub>二</sub>服一粒<sub>一</sub>立癒。見<sub>二</sub>房總志料<sub>一</sub>。上中樵米の條、治<sub>三</sub>癩<sub>二</sub>症<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>神と云へり。○和漢三才圖會四十九ウ海鯽ノ條、小瀧鱗色不<sub>二</sub>紅潤<sub>一</sub>、而帶<sub>二</sub>微黑<sub>一</sub>。形扁長而頭不<sub>二</sub>圓<sub>一</sub>。眼色鮮明、略類<sub>二</sub>海鯽<sub>一</sub>。肉柔味不<sub>レ</sub>佳。此多出<sub>二</sub>於總州小瀧<sub>一</sub>。故名。又、泉州淡州出<sub>レ</sub>之名<sub>二</sub>知鯛<sub>一</sub>。名議。○新猿樂記<sub>十六</sub>一宮先生柿本恒之、溫<sub>二</sub>其氏<sub>一</sub>、迺柿本人丸之末孫。問<sub>二</sub>其家<sub>一</sub>、又山邊赤人之前跡也。考ふべし。○新井白石先生の折焚柴上、父の傳。戸部は、年ごとの八月には、知り給ひし所の上總國望陀郡にあるに行きて、その十二月の半には歸り給ひき。云々。正保二年の秋、戸部駿河府城の番承り給ひたりしに、我父にておはせし人は、上總の國の事沙汰の爲に、かしこに赴きて、云々。戸部の家に加藤と云ひし人あり。その祖父は安房の里見の侍大將にて、上總の國佐貫と云ふ所の城を守りしと云ふ。加藤伊賀守と云々。高瀧といふ所に至りて、その名主の家にとゞまる事ありしに、云々。昔、しろしめされし高瀧何某がなれるはてにて候。云々。むかし鎌倉公方の代に、上總國の御家人高瀧と聞えしもの、末葉にて、安房の里見が此の國を併せ領せし時に至りて、高瀧左京進といひしが孫なりしが、里見が家滅びし後に、安房の領主の家に来れるなり。云々。戸部のうせ給ふべき前の年の事なり。我十八歳の秋、いつものごとくに、所領におはします供したり。その十一月の半に、忽に勘氣蒙れる身となりて、家にこもり居し事あり。これは宿直に當りて、獵の事ありしを、かくれ觀し事によりてなり。戸部の屋形は、む

○吾妻鏡一。○八月小條。廿八日、戊申。云々。武衛自土肥眞名鶴崎乗船——以後愁緒。云々。二十三日、相摸國石橋山にて大庭三郎景親と戦ひ給ひ、敗軍せし後の事也。この遺平眞名鶴崎より、九月二日に、御臺所の許に参着せしよし、下の文に見えたり。廿九日、己酉。武衛相具實平——一時散開。云々。この、さきの廿七日の條に、三浦介義明討死して諸子葬禮。○九月大條。一日、庚戌。武衛可有渡御上總介廣常許之由——三日、壬子——常伴遂敗北。云々。こゝ事をおこさんとして、御使を處々に出せしなり。葛西の進退を慮りかねしは、平家の方人なる江戸太郎重長。四日、癸丑。安西三郎景益——。五日、甲寅。有御參洲崎明神——。河越太郎重頼の領知に挟まれたればなり。八日、丁巳。北條殿爲使節——。九日、戊午。盛長自千葉歸參申云。十一日、庚申。武衛巡見安房國丸御厨——。十二日、辛酉。令奉寄神田於洲崎宮——。十三日、壬戌。於安房國令赴上總國給——。この日に千葉介が命をうけ、東六郎大夫胤頼(千葉介の六男なり)と孫小太郎成胤が、日代の館を火攻して、其の首を得たる事あり。十四日、癸亥。刑部卿平忠盛朝臣彈——。十七日、丙寅。不待廣常參——。十九日、戊辰。上總權介廣常——。○十月小條。一日、庚辰。於石橋合戦之時——。二日、辛巳。武衛相乘于常胤廣常等之舟楫——故八田武者宗綱息女妻、號寒河尼——。この小山の末子に首服を加へ給ひて、小山七郎宗朝と號せしめ給ふ事、同日の條にあり。この、後に朝光といひたる人なり。寒河尼といふは、下野國の寒河郡、そのかみ半は小山の領にて、寒河郡もなほ大なりしを、その半は小山の方に併せられて、今は都賀郡となりたり。(そは、寒河郡の努宜等をいふなり)この寒河はウツマ川の古名にて、其のウツマ川の源は、河原田といふ邊のシラサといへる池より出で、今も足の切るばかりの寒き水なり。三日、壬午。千葉介常胤舍嚴命、遣子息郎從等於上總國、追討伊北庄司常仲——。は、序なればいふなり。

### 房總三州漫錄(終)

### 上總町村誌

【解説】 小澤治郎右衛門の著、全七卷九編、明治二十二年七月に刊行された。卷頭序文の一節に、「就郡而舉其大綱、就町村而舉其細目……其古蹟・名勝・軼事・奇聞、考之於舊記、問之於口碑、搜索之勤、莫集之至、他日使修史者有所採以考也必矣。云々」とあるもの、よく本書を語つてゐる。(稻葉)

### 安房

【解説】 本書は内務省地理局の編纂せるもので、明治十九年に刊行されてゐる。地理局は大日本國誌の編纂につき先づ關東方面の國誌に着手したが、本書の完成と、其の他一二を脱稿せるのみで廢止されたから、本書が唯一の記念物となつた譯である。なほ、卷頭の「第七卷について」を参照されたい。(稻葉)

### 上總國誌稿

【解説】 本書は前記大日本國誌第三卷「安房」と同じく地理局の編纂で、明治十九年「安房」が刊行されると、引續き第四卷として發行される豫定であつたが、地理局廢止のため稿本として藏せられてゐた。高橋氏の「房總叢書」第二輯に收録されてゐる通り、一部分が缺本となつてゐる。(稻葉)

### 安房風土聞書

【解説】 本書は、眞田爲憲(岡山藩衛戍組らしい)が北條村の陣屋詰で駐在した時、非番に國中を巡つて見聞した事を書き集めたもの。即ち、當時の安房四郡別に村邑・島嶼・社寺・産物等を記し、なほ異聞傳説を交へてある。安政二年(二五二一五)稿とある。寫本一册千葉縣圖書館所藏。(稻葉)

房總雜記

【解説】本書は嶺田楓江が安房上總を遊歴した時の見聞記で、故老傳承の舊聞異事を掲げてゐる。既に高橋氏の「房總叢書」第二輯へ収録された。楓江は別掲「千葉縣古事志」の安房を編纂し、上總下總にも及ぼうとしたらしいが、成らずして歿した。本書は古事志の補遺と見るべきであらう。(稻葉)

下總高神村舊記

【解説】本書は、海上郡高神村所藏五冊と頭書され、明暦・寛文・延寶・天和・元祿・正徳年中の檢地年曆を初め、元祿十二年・寶永六年・享保二年・同十八年・享和二年等に名主組頭連判で書上げられた高神村高反別石盛井に小物成などが記録されてある。なほ天保十二年の新帳寫も添うてゐる。寫本一部筆者所藏。(稻葉)

紀元二千六百年 房總叢書第七卷 (地誌) (其二) (終)

昭和十七年二月一日印刷  
昭和十七年二月五日發行

(紀元二千六百年 房總叢書第七卷)

編輯者兼

紀元二千六百年

房總叢書刊行會

代表者 廿日出逸曉

印刷者

東京市小石川區久堅町百八番地

大橋 松雄

印刷所

東京市小石川區久堅町百八番地

共同印刷株式會社

發行所

紀元二千六百年

房總叢書刊行會

據替東京一六八四八四番

千葉市市場町二番地  
千葉縣圖書館內

909

58



Handwritten seal or signature in a rectangular frame.



終